



技術協力プロジェクト

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)工学教育拡充プロジェクト (英)Project for Enhancement of Engineering Higher Education in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	教育-高等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-高等教育
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2013年10月04日
協力期間	2013年10月04日 ~ 2020年04月03日
相手国機関名	(和)ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学
相手国機関名	(英)Yangon Technological University (YTU), Mandalay Technological University (MTU)

## プロジェクト概要

## 背景

(1)当该国における高等教育セクターの現状と課題

1)高等教育の質の低下:現在までの経緯

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)は1950年代までは東南アジア地域では高等教育の先進国であり近隣諸国から留学生が集まっていた。しかしながら、1)1960年代からの社会主義政権下において大学への予算配分が恒常的に不足したこと、2)1988年に発生した学生の民主化運動デモに伴い、大学が2000年まで断続的に閉鎖されたこと、さらに、3)2000年以降、学部生の受け皿として地方に多数の高等教育機関を短期間で新設したため、経験豊富な教員を十分な人数確保することが困難であったことなどから、高等教育の質が低下した。現在のミャンマーにおいては、経済・社会開発に資する各種課題解決能力の高い工学系人材の果たす役割は大きく、また日本企業を含む民間企業もこのような人材を求めているが、現状としては応用力・実践力がある人材が育成されておらず、産業界等のニーズに十分応えられていない。

2)現在の高等教育セクターの全体像

ミャンマーにおける高等教育は、教育省の全体取り纏めのもと、13省庁が管轄しており、合計163の高等教育機関が存在する。これらの高等教育機関への進学者数は約47万人(2012年時点)となっており、進学率15%と他の東南アジア諸国に比較して低い数値となっている。163機関のうち教育省が66機関、科学技術省が61機関と、両省で全体の約8割の高等教育機関を所掌している。工学系の高等教育機関については、科学技術省が管轄をしており、工科大学(Technological University)31校が存在している。

3)ヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の概要

ヤンゴン工科大学(Yangon Technological University, 以下、「YTU」)は科学技術省傘下にある高等教育機関の中で一番歴史も古く、同省傘下の他の工科大学に助言を行う立場にある。民主化運動への対応の中で、2001年から修士・博士課程のみを提供する大学院大学となったが、2012年12月からは、新たに6年制のCOE学部プログラムの提供を開始し、下ミャンマー全域から学士課程に優秀な学生を集めて、近隣諸国に劣らない質の高い学部教育の提供を目指し始めたところである。

マンダレー工科大学(Mandalay Technological University, 以下、「MTU」)は上ミャンマー地域を代表する工学系高等教育機関であり、他の工科大学教員の修士・博士号取得のための国内留学先にもなっており、またYTUと同様、上ミャンマー全域から優秀な学生を集めて、COE学部プログラムを2012年12月から開始している。

#### 4) 両大学の直面する課題

冒頭に記載したようなミャンマーの高等教育機関の質の低下については、科学技術省傘下の工学系トップ大学であるYTUとMTUにおいても同様の状況にある。具体的には、1)教育の内容については、暗記中心の教授法、応用力・実践力が育たない教育方法、また、2)教員の質については、経験の少ない多数の若手教員(教育の中断の影響)、実践経験の不足、教員の能力向上機会の不足、安い給料・実績に連動しない教員評価制度、さらに、3)研究の質については、研究環境の未整備(研究機材、予算、論文、他の参考文献、学会等)、これに起因する教員の研究経験不足(過去20年間、研究が殆ど実施されず)、教員の研究へのインセンティブ不足、などが課題となっている。

#### (2) 当該国における高等教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2012年に大統領が各省に担当セクターに関する国家開発計画を準備するように指示を行ったことを受け、教育省(高等教育セクターの調整・計画を主導)は、13項目からなる高等教育セクターの国家開発計画を策定した。同計画では、ASEAN各国と同等の水準の高等教育システムを達成すべく、国際水準の教育の実現、外国大学とのネットワーク強化、大学の教員・事務系・技術系職員的能力強化、学生の質の向上、等に係る行動計画を策定している。

また、科学技術省(工科系大学を所掌)は、2001年以降大学院大学となっていたYTUとMTUにCOE学部プログラムを2012年に開設することにより、2020年までにASEAN諸国の大学と同等レベルの質の高い教育を実現することを目指している。

本事業は、対象大学であるYTU・MTUと本邦大学とのネットワークを強化しつつ、教員の能力強化や学生の質の向上を目指すものであり、上記のようなミャンマー政府による高等教育機関の質向上に係る諸政策と合致している。

上位目標	ヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の対象学科を中心に質の高い卒業生が輩出され、産官学の各界に就職することを通じて、ミャンマーの経済社会の発展に貢献する。
プロジェクト目標	ヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の対象学科を中心とした学部教育の質と研究能力が向上する。
成果	成果1. 教員の研究能力が博士号取得及び共同研究を通じて向上する 成果2. COE学部プログラムのコースワークがより多くの実験演習を含む内容に改善される。 成果3. 大学の組織制度と教員の教育手法が実践的教育を実施できるように改善される。
活動	成果1: 研究能力向上 1-1. YTUとMTUの教員を対象とした3.5年間の本邦博士プログラムにより、教員の能力向上を行う。 1-2. YTUとMTUの研究活動を促進するための、研究資金供与や教員研修を実施する。 1-3. YTUにおける共同研究に必要な機材をYTUとMTUに供与する。 1-4. YTU・MTUがより多くの研究資金を得るための計画を策定する。  成果2: COE学部強化 2-1. カリキュラムとシラバスを検討・改定する。 2-2. 実験演習のための手引書を作成する。 2-3. 実験演習に必要な機材を供与する。 2-4. ミャンマーで活動している日本産業界との連携を強化することにより「産業界実務研修」(毎学年末)及び「補完プログラム」(卒業前半年)での実務研修の機会を拡大する。 2-5. 教育プログラム管理(カリキュラム、シラバス、手引書)についてPDCAサイクルを導入・実施する。  成果3: 実践的教育に向けた組織制度・教育手法の改善 3-1. 日本人専門家のモデル授業により教員を育成する。 3-2. 日本型の研究室を中心とした教育システムを導入・現地化する(研究室での研究に基づく卒業研究(卒論)作成や修士・博士学生の研究・教育助手としての活用含む)。 3-3. 教育内容・方法等に係る好事例を教員間で共有するためのファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を実施する。 3-4. 機材(教育・研究用)を適切に運用・維持管理するための体制を強化する。 3-5. 国内支援大学とのMOU締結を促進する。
投入	
日本側投入	・長期専門家: 4名程度(計240MM程度) (チーフアドバイザー1名、アカデミックアドバイザー2名、業務調整員1名) ・短期専門家: 約240名 + $\alpha$ 程度(本邦大学教員、年間1学科あたり8名) ・博士号取得: 40名程度(本邦博士2014年度、2015年度入学) ・短期研修: 60名程度(年12名程度、1学科あたり2名程度) ・機材供与: 教育・研究用機材 ・その他: 研究活性化資金、専門家現地活動費、ワークショップ開催費等
相手国側投入	・C/P配置 ・Project Director: 科学技術省先端科学技術局長 ・Project Manager: YTU学長、MTU学長 ・日常的C/P: 各対象学科長(6名 × 2大学 = 12名)、各学科の教員 ・専門家執務室、機材等の維持管理費用、その他経常費用
外部条件	・訓練/指導を受けた教員がYTU・MTUに留まる。 ・YTUとMTUがCOE学部プログラムの実施を継続する。





技術協力プロジェクト

2019年02月09日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)初等教育カリキュラム改訂プロジェクト (英)The Project for Curriculum Reform at Primary Level of Basic Education
対象国名	ミャンマー
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2014年01月31日
協力期間	2014年05月01日 ~ 2021年03月30日
相手国機関名	(和)教育省教育計画訓練局
相手国機関名	(英)Department of Educational Planning and Training, Ministry of Education

## プロジェクト概要

## 背景

## (1)当該国における教育セクターの現状と課題

ミャンマーでは基礎教育の拡充が2011年に発足した新政権の重点課題の一つであり、国際水準の教育を標榜し、国家教育法の制定や教育基本法の改訂、学制改革や基礎教育行政の地方分権化等、大規模な教育改革に着手している。これに伴い2012/2013年度の教育予算額は前年度に比べて倍増しており(2011/12 3.17億ドル→2012/13 6.54億ドル)、改革の着実な推進が期待される。

初等教育(1~5年生)は、総就学率が117%(世界銀行、2010)に到達した一方、中退率は学年が進むにつれ上昇し、最終学年では23%(ミャンマー教育省、2011)に達する。これは、家庭の貧困や親の季節労働等による影響と並んで、教育内容の質の低さや教員の能力不足が学習に対する子どもの興味・関心を阻害していることも原因と考えられている。

我が国は、ミャンマーがASEANに加盟した1997年から、同国教育省が進める児童中心型教育(CCA: Child-Centered Approach)の導入を支援すべく、先方からの要請に基づきカリキュラム提言や教員研修等、基礎教育の質的向上に資する協力を継続してきた。この結果、2000年の初等教育カリキュラム改訂で理科・社会・総合学習の3科目が我が国の提言を受け導入された。さらに、上記3科目を対象とした技術協力プロジェクト「児童中心型教育強化プロジェクト・フェーズ2」(2008年~2012年)の終了後には、教育省の独自予算により協力成果品(教師用指導書)が全国配布され、CCA研修の全国展開も開始された。

しかし上記の通り児童中心型授業の普及を継続的に支援してきたものの、半数以上の教科で10年以上改訂されていない教科書に基づき授業が実施され、アセスメントも依然として暗記中心の状況であり、児童中心型教育の定着の障害となっている。

一方2011年以降、民政移管後の新政権下で国内の諸改革が急速に進み、それに呼応して教育セクターの改革も進められようとしている。教育省はカリキュラムや教科書、教員養成・研修、アセスメント等に係る制度改革を実施予定で、包括的教育セクターレビュー

(Comprehensive Education Sector Review: CESR, 2012-2014)を実施中である。我が国は他ドナーと共同で上記CESRを支援しており、特に初等教育カリキュラムの枠組み形成と教師教育に関し、これまでの協力経験を活用しつつ主導的役割を果たしている。

以上の背景から、今後の社会ニーズに合致した学力を子どもが身につけられるよう、CESRへの技術支援をベースに、カリキュラム・教科書・アセスメントを一体的に整備するとともに、学校教育現場において円滑に新カリキュラムを導入・実施するための教員(新規ならびに現職)の能力向上が必要である。

(2)当該国における教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ  
新政権の教育政策として大統領が発表した10項目の教育政策(The Guidance of the Head of State: 10 points Education Policy)に基礎教育が重点項目として挙げられている。また次期国家開発計画策定に向けて2012年に発表された教育セクター計画では、「基礎教育初等レベルにおける児童中心型教育(CCA)の効果的実施」が優先事項として挙げられている。本プロジェクトはこのCCAの効果的実施のためのカリキュラム・教科書改訂を支援する。

上位目標	初等教育の新カリキュラムが全面実施される
プロジェクト目標	初等教育の新カリキュラムに則った教育活動が学校および教員養成大学で実施される
成果	成果1:新カリキュラムフレームワークが開発される 成果2:新しい教科書および教師用指導書が開発される 成果3:新しい学力評価ツール(アセスメントツール)が開発される 成果4:教員研修に関する政策に整合した形で、新カリキュラムに基づいた教員養成課程が整備される 成果5:学校教員が新カリキュラムを理解するための活動が導入される
活動	1-1.CESR等を通じて、新カリキュラムの方針策定に対する技術的支援を行う。 1-2.教科の範囲を決定する 1-3.学習分野の目的・目標を決定する 1-4.各学年の学習分野の内容を選定する 1-5.学習分野の指導方針を決定する  2-1.CESR等を通じて、新教科書および新教師用指導書の作成方針に関する技術的支援を行う 2-2.新カリキュラムの枠組みに基づき、各学年の教科書の内容範囲を決定する 2-3.新教科書および新教師用指導書の開発手順を決定する 2-4.新教科書の内容編集を行う 2-5.新教科書の構成を検討する 2-6.新教科書の最終校正を行う 2-7.新教師用指導書の内容編集を行う  3-1.CESR等を通じて、新カリキュラムに則ったアセスメント(試験)に関する方針への技術的支援を行う。 3-2.新カリキュラムの考え方に則った試験問題集を作成する(一部は教師用指導書に含める) 3-3.試験問題集の活用ガイドラインを作成する ※ミャンマー教育省による試験関連制度の動向に応じて指標・活動を変更する。  4-1.CESR等を通じて、教員養成政策・方針に対する技術的支援を行う。 4-2.新カリキュラムの枠組みと現行の教員養成校のカリキュラムとの整合性を分析する 4-3.活動4-2の分析結果および現在実施中の教員養成改革に基づいて、新しい教員養成カリキュラムを立案する 4-4.教員養成課程の教科書を改訂する 4-5.教員養成校教官に対する研修計画を策定する 4-6.教員養成校教官に対する研修を実施する 4-7.教員養成校教官に対する研修のモニタリングおよび評価を行う ※ミャンマーでは教員養成課程を従来の2年制から4年制に延長する動きがあり、その決定時期および内容によって指標・活動を変更する。  5-1.CESR等を通じて、学校教員が新カリキュラムを理解するための活動に関する方針等に対する技術的支援を行う。 5-2.現職教員研修等を通じた新カリキュラムの伝達講習の詳細計画を策定する 5-3.伝達講習のための教材を開発する 5-4.新カリキュラムの伝達講習実施を促進する
投入	
日本側投入	1)日本側 ・長期/短期専門家 【直営】基礎教育改善(本プロジェクトおよび基礎教育分野のプログラム協力全般管理) 【業務実施契約コンサルタント】総括、副総括(カリキュラム開発)、教科教育、教科書開発、アセスメント支援 副総括(教師教育)、教員研修 等 ・専門家活動経費 ・C/Pの能力強化に関する会合開催経費(定期会合に関する費用を除く、両コンポーネント共通) ・翻訳経費(最終校正にかかる経費は除く) ・PC、プリンター他事務機器 ・本邦研修、第三国研修
相手国側投入	2)ミャンマー国側 ・カウンターパート配置 ・教科書・教師用指導書等成果物の採用に関する意思決定 ・教科書・教師用指導書・アセスメントツールに関する編集担当者 ・定期会合に関する経費(両コンポーネント共通) ・新カリキュラム検証のための小学校・教員養成大学の割り当て ・教科書・教員用指導書・アセスメントツール等に関する最終校正にかかる経費(ミャンマー語)

外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新教科書・教師用指導書・アセスメント等の印刷・配布</li> <li>・新カリキュラムに関する教員研修の最終成果品の印刷・配布</li> <li>・小学校教員への新カリキュラム伝達講習にかかる経費（現職教員研修を通じて）</li> <li>・プロジェクトオフィス（光熱費等を含む）</li> </ul> <p>(1) 事業実施のための前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム改訂の方針が維持される</li> </ul> <p>(2) 成果達成のための外部条件</p> <p>なし</p> <p>(3) プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトで提案された新教科書等が教育省によって承認され、計画通り学校現場で活用される</li> <li>・全ての教育行政官が教育省に協力して新カリキュラムの考え方の拡充に向けて取り組む</li> </ul> <p>(4) 上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育改革政策が維持される</li> </ul>
実施体制	
(1) 現地実施体制	教育省教育・計画訓練局
(2) 国内支援体制	Department of Education Planning and Training (DEPT), Ministry of Education (MOE) ・JICA人間開発部「基礎教育課題支援委員会」を設置し（メンバー：青山学院大学教授等）、教科書開発等の助言・指導にあたる。 ・筑波大学付属小学校（日本の教科書開発経験を有する教員による現地セミナー開催、国別研修の受入等）
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基礎教育改善アドバイザー」（2012年～2014年）：教育省の政策への提言、教育省・他ドナーとの調整</li> <li>・円借款「社会経済開発支援借款」（2013年）</li> <li>・「教育セクター情報収集・確認調査」（2012年～）：GESRIにおける初等教育カリキュラムの枠組み形成および教師教育に関する技術支援</li> <li>・無償資金協力「教員養成大学改善計画」（タウンゲー教員養成校の施設拡充等）（2014年度早期閣議予定）</li> </ul>
(2) 他ドナー等の援助活動	本プロジェクトの支援するカリキュラム分野と教師教育分野における他ドナーの支援活動は以下の通り。本プロジェクトとの内容等の調整を案件開始後に随時行う。 <b>【カリキュラム】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・British Council: 初等カリキュラム英語教育への支援を検討中。</li> <li>・ADB: 中等教育カリキュラム支援を計画。</li> <li>・UNICEF: 就学前教育カリキュラムへの支援を実施中。</li> </ul> <b>【教師教育】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UNESCO: MDEF-QBEPプログラムのコンポーネントとして、予算250万ドル、3年間で教員養成校への支援を計画。</li> <li>・British Council: 英語教育の分野での教員養成校への支援を計画。</li> <li>・UNICEF: 教員養成校をトレーナーとして、就学前教育、ライフスキル等の研修を実施しているほか、教員研修モジュールの開発・パイロット実施を開始。</li> </ul>



個別案件(専門家)

2017年06月27日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)教育政策アドバイザー (英) Advisor for Education Policy
対象国名	ミャンマー
分野課題1	教育-その他教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-教育
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ミャンマー国 教育省(ネピドー)
協力期間	2014年06月01日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和)ミャンマー国 教育省
相手国機関名	(英) Ministry of Education, the Union of the Republic of Myanmar

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマーにおいて、50年にわたる軍政から民政移管された2011年以降、民政移管後の新政権下で国内の諸改革が急速に進み、それに呼応して教育セクターの改革も進められようとしている。次期国家開発計画の策定に向けた教育開発計画の策定の動き、現行の11年制から12年制への改編の動き、基礎教育行政の地方分権化等の動きがみられる。

基礎教育に関しては、その拡充が2011年3月に発足した新政権の重点課題の1つであり、国際レベルの教育を標榜し、国家教育法の制定や教育基本法の改訂、学制改革や基礎教育行政の地方分権化等、大規模な教育改革に着手している。特に、教育水準を国際レベルに向上させることは、新政権の教育政策として大統領が発表した「10項目の教育政策」(2011年3月)でも重点項目として掲げられている。

初等教育は、総就学率が117%(世界銀行、World Development Indicators Online(2010))である一方、中退率は学年が進むにつれて上昇し、最終学年(5学年)では23%(ミャンマー教育省、Education Statistics Year Book(2008/9-2010/11))に達する。これは、家庭の貧困や親の季節労働等による影響と並んで、教育の質の低さや教員の資質・能力(教科教育の専門性、指導内容・教授法に対する知識、等)が不足していることにより、子どもの学習への興味・関心を阻害していることも原因と考えられている。

こうした状況の下、JICAは1997年から、教育省計画訓練局(DEPT:Department of Educational Planning and Training)をカウンターパート(C/P)として、ミャンマーの基礎教育の質の向上にむけた継続的な協力を実施し、児童中心型教育(CCA:Child-Centered Approach)の全国普及に向けた取り組みを支援してきた。この結果、技術協力プロジェクト「児童中心型教育強化プロジェクト・フェーズ2」終了(2012年)以降は、ミャンマー教育省の独自予算でCCA研修が全国展開され、合わせてプロジェクトで開発された教師用指導書が全国配布されている。

また、2012年6月から2014年5月まで「基礎教育改善アドバイザー」専門家を派遣し、ミャンマー基礎教育セクターの動向情報収集、政策的助言等を行うとともに、①ミャンマー教育省が実施する包括的教育セクターレビュー(CESR:Comprehensive Education Sector Review)実施への助言・支援、②CCA研修の全国展開に係るモニタリングに係る助言・支援、③新規案件開始準備にかかるC/Pの能力強化、④2013年1月に円借款契約が調印された「社会経済開発支援借款」モニタリング能力向上に係る技術支援を行うため、「教育セクター情報収集・確認調査」を実施し、カリキュラム・教師教育分野で3名のコンサルタントを派遣した。

JICAはこれまで基礎教育改善アドバイザー運営指導調査(教育政策分析)の調査団員を首都ネピドーに派遣し、教育省における情報収集に加え、教員需給予測、学制改革に関するコス

ト分析等、教育改革に関する分析・提言を行ってきた。2014年5月からはCESRの初等カリキュラム枠組みに則り、JICAは技術協力プロジェクト「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」をの予定で開始し、新カリキュラムに則った新教科書・アセスメントおよび教師教育を包括的に支援することとしている。このような状況下でミャンマー教育省からは、日本及び他国の事例を踏まえ、ミャンマーの教育改革に資する提言を行う事のできるアドバイザーの派遣が求められている。

上位目標 ミャンマーにおいて教育の質が向上する。

プロジェクト目標 ミャンマーにおいて教育の質向上のための教育改革が行われる。

成果 1. 日本及び他国の事例・経験を踏まえ、ミャンマーの教育改革に資する助言・提言がなされる。  
2. 教育改革に関わるミャンマー国教育省職員の計画策定能力が向上する。

活動 1. 基礎教育・高等教育における教育改革についての情報収集及び分析を行うとともに、日本及び他国の事例・経験を踏まえた教育改革にかかる助言・提言を行う(学制制度改革、基礎教育及び高等教育関連法改定の進捗、教員養成制度の見直し、CESRフェーズ3における教育セクター計画策定等)。  
2. 教育改革に関わるミャンマー国教育省職員の計画策定に対するセミナー開催・技術支援等を行う。

投入

日本側投入 日本人専門家1名、現地活動費

相手国側投入 カウンターパートの配置  
執務室の提供(ネピドー教育省内)

実施体制

(1)現地実施体制 ミャンマー国教育省

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
  - ・個別専門家「基礎教育アドバイザー」(2012年～2014年)
  - ・「教育セクター情報収集・確認調査」(2012年～2013年)
  - ・技術協力プロジェクト「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」(2014年～2019年)
  - ・無償資金協力「教員養成校改善計画」(2014年～2016年)
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.  
2012年よりドナー支援による包括的教育セクターレビュー(CESR: Comprehensive Education Sector Review)が実施され、その結果と提言は2014年中に教育セクター計画に反映される予定である。UNESCO、世界銀行、AusAID、DFID、British Council、デンマーク、ノルウェー等は教育・人材育成支援の実施・準備を開始している。また、マルチドナーが出資する基金(Multi-donor Education Fund: MDEF)の支援によるQuality Basic Education Programme (QBEP)は就学前教育、基礎教育、教育計画・行政強化・ノンフォーマル教育分野で協力を実施しており、第2期(2011-15、総額6,500万US)
  - ・ADB: 中等教育カリキュラム改訂支援
  - ・UNICEF、UNESCO: 教師教育支援

(2)他ドナー等の  
援助活動



草の根技協(パートナー型)

2017年07月21日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)農村地域における妊産婦の健康改善のためのコミュニティ能力強化プロジェクト (英)The Project for Improving Maternal Health through Enhancement of Community Capacity in Rural Areas of Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エヤワディ管区チャウンゴン・タウンシップ
署名日(実施合意)	2014年01月27日
協力期間	2014年02月01日 ~ 2016年09月30日

## プロジェクト概要

**背景** ミャンマーでは、妊産婦死亡全体の80%が農村部で起きており、農村地域での妊産婦の健康改善が喫緊の課題である。対象地域となるチャウンゴン・タウンシップは、妊産婦死亡率が約190と高い農業地帯で、デルタ地帯で河川が多く集落が散在しているという地勢的条件および負しい農村地帯の経済状況等により、交通・移送手段の確保が難しく、技能者(助産師)による出産の立会い率が全国平均の50.2%より低い40.8%に留まっている。ミャンマーの妊産婦死亡の62%は家庭で、14%は搬送中に起きていると言われており、同地域で、妊産婦が必要な情報とサービス(産前産後健診・専門技能者の介助による出産・緊急時の搬送等)を早期に適切なタイミングで受けられるようにするための地域ぐるみの取り組み、保健サービスと地域住民を繋ぐための体制づくりが必須である。

**上位目標** 対象地域の妊産婦および新生児の健康状態が向上する。

**プロジェクト目標** 対象地域において、妊産婦による保健サービスの利用が増加する

**成果**

1. 妊産婦の健康改善に必要な知識・情報の伝達および基礎保健スタッフ(BHS)と地域住民を繋ぐコミュニティの能力が強化される。
2. 妊産婦の健康に関する知識と情報が地域住民に届く。
3. 対象地域内の保健医療施設(特に准農村保健所(Sub-RHC))で提供される妊産婦の健康関連の情報とサービスが向上する。
4. 妊産婦が必要な情報とサービスを受けられるよう支援する母子保健推進員の活動が維持・継続・強化される。

**活動**

- 0.1 プロジェクト運営委員会を設置する
- 0.2 プロジェクトの関係者にプロジェクトに関するオリエンテーションを行う
- 0.3 プロジェクト運営委員会の会合を行い、定期的なコミュニティ・アクションプランのレビューを行う
- 0.4 プロジェクト活動の進捗状況を定期的にモニタリング・フォローアップし、関係者に応じてフィードバックする

- 1.1 妊産婦の健康改善に貢献しうる既存の組織・団体等の情報収集・整理を行う

- 1.2 住民参加型ワークショップ等を通じた、既存の組織・団体等による活動計画が作成される
- 1.3 上記活動計画に沿って活動が行われ、モニタリングされる
- 1.4 タウンシップ内で、各コミュニティの活動の好事例を共有する
- 2.1 地域住民の啓発活動に活用できる妊産婦の健康分野の教育教材の選定を行う
- 2.2 選定された健康教育教材を増刷する
- 2.3 選定された健康教育教材の有効活用に関する研修を行う
- 2.4 地域住民を対象とした健康教育活動を実施する
- 3.1 Sub-RHC(准農村保健所) 駐在の助産師の妊産婦の健康に関する知識・技能の現状を把握する
- 3.2 3-1の結果に基づき、助産師の再研修を行う
- 4.1 母子保健推進員(既存保健ボランティア)による活動の現状調査を行う
- 4.2 母子保健推進員の再研修を行う
- 4.3 母子保健推進員による活動が行われる  
(管轄する30世帯での妊産婦/5歳未満児の把握、健診受診・予防接種・施設分娩の勧奨、緊急時の搬送支援等)
- 4.4 母子保健推進員による先進地域への活動視察を行い、他地域の好事例を学び、取り入れる
- 4.5 母子保健推進員に関する取り組みをまとめ、保健省保健局に対するフィードバックを定期的に行う。

#### 投入

##### 日本側投入

- ・専門家の派遣
- ・現地業務補助員の雇用
- ・人材養成(研修開催)
- ・プロジェクト事務所の確保
- ・機材の調達

##### 相手国側投入

- ・健康教育教材の調達・制作・配布
- ・プロジェクトへの技術的助言の提供
- ・プロジェクトの実施運営に関する支援
- ・研修・会合場所の提供

##### 外部条件

- ・保健省保健局の監督下で、対象地域内の保健施設がプロジェクト期間中と変わらないサービスを提供する。
- ・自然・社会・政治環境などの理由により、地域住民の生活基盤に多大な影響が生じない。
- ・ミャンマー政府の方針転換などによって、母子保健の政策・施策に大きな変更が生じない。
- ・地域住民の保健医療施設利用に関わる地理的・社会的条件が変わらない。

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

ジョイセフはヤンゴンに事務所を構えており、プロジェクトマネージャーが定期的に現地派遣され、事業期間の6割ほどを現地にて直接指揮する。また現地雇用スタッフがプロジェクトマネージャーの業務を補佐し、研修等の際は日本から専門家を別途派遣する。現地カウンターパートである保健省および活動地区タウンシップの行政と協働体制を構築するが、ジョイセフが主体となって事業全体の統括を行う。

##### (2)国内支援体制

国内に国内調整員を配置し、プロジェクトマネージャーおよび国内外関係機関との連絡・調整を行う。また、団体事務局長が運営管理担当として事業全体の運営を統括する。



技術協力プロジェクト

2019年02月22日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)医学教育強化プロジェクト (英)Project for Enhancement of Medical Education
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ミャンマーにおける4医科大学:ヤンゴン第1医科大学(UM1)、ヤンゴン第2医科大学(UM2)、マンダレー医科大学(UMM)、マグウェイ医科大学(UMMG)の4校及び教育実習病院(ヤンゴン総合病院、中央婦人病院等) 日本における6大学(SUN):千葉大学、金沢大学、熊本大学、長崎大学、新潟大学、岡山大学
署名日(実施合意)	2015年02月23日
協力期間	2015年04月01日 ~ 2019年09月30日
相手国機関名	(和)保健省医科学局
相手国機関名	(英)Department of Medical Science, Ministry of Health

## プロジェクト概要

背景	Myanmar Universal Health Coverage (UHC) is expressed as the provision of optimal quality of health care to everyone in the country. Since it is a principal pre-requisite for UHC that supply side readiness of health and medical care is ensured, Human Development for Health (HDH) has been identified as a major priority to promote quality and accessibility of health service in Myanmar. Accordingly, Health Workforce Strategic Plan 2012-2017 describes one of the challenges as follows; Pre-service and postgraduate education is needed to be reviewed in order to improve the capacity of the institutions to offer quality programs. Academic staff in the universities of medicine in Myanmar have been strictly limited to study abroad for long period under political circumstances. As a result, there was rare chance for them to gain the latest information in field of medicine and public health. Therefore, capacity development is urgently needed for them to acquire global standard of medical skills and knowledge for research work as well as for upgrading educational skills in their research field, and consequently improving the quality of medical services to Myanmar people.
上位目標	Quality of medical services in Myanmar is improved through upgrading medical education in Myanmar. 医学教育の向上を通じて、ミャンマーにおける保健医療サービスの質が向上する。
プロジェクト目標	The education and research capacity of academic staff in the medical universities in Myanmar is improved. ミャンマーにおける医科大学の教員の研究教育能力が向上する。
成果	Quality of clinical training on image reading and emergency care is improved and capacity of faculty management is strengthened.

画像診断及び救急医療に係る臨床医学教育の質が向上し、医学部教育のマネジメント能力が強化される。

活動  
・分野横断的な技術として画像診断、及び救急医療に関して、ヤンゴン第1医科大学及び教育実習病院の中核となる教員を本邦6大学にて短期研修員として受け入れる。  
・ミャンマーの現地状況把握のため、受入大学側から研修員所属先へ短期専門家派遣を行うとともに、短期研修員の帰国後は研修員による他の医科大学/州病院医師への普及セミナーへの支援として専門家派遣を行う。  
以上をプロジェクト期間中に複数回、実施する。  
・上記活動による成果を医学教育カリキュラムに組み込む等、医学部の体制整備を支援する。

#### 投入

##### 日本側投入

日本側投入 Input from Japanese Government:  
専門家:(長期)チーフアドバイザー、(短期)基礎医学、画像診断、救急医療など  
研修員受入:(短期研修)画像診断、救急医療など  
供与機材:(検討中)  
現地活動費:現地セミナー開催費等

##### 相手国側投入

相手国側投入 Input from Recipient Government  
Counterparts  
Space and facilities necessary for the implementation of the Project  
(Project Office: at University of Medicine 1, Yangon, seminar room, etc)  
Local cost necessary for the implementation of the Project (Operational cost such as salary)

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の 援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.



技術協力プロジェクト

2019年03月13日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)保健システム強化プロジェクト (英)Project on Health Systems Strengthening
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	全国／保健省(成果1)、カヤー州(成果2、成果3)
署名日(実施合意)	2014年07月03日
協力期間	2014年11月23日 ~ 2018年11月22日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health

## プロジェクト概要

## 背景

(1) 当該国における保健セクターの開発実績(現状)と課題  
 ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)は、長期の軍事政権に対する国際的な経済制裁による経済低迷期を経て、民主化以降、経済成長を遂げている。しかしながら、ミャンマー国民の健康状況は、長期化した経済停滞も影響して保健医療サービスの整備が滞る中、5歳未満児死亡率(2015年、出生1,000に対し72。出典:World Bank, Data Bank)、妊産婦死亡率(2015年、出生10万に対して200。出典:World Bank, Data Bank)ともに高く、東南アジア諸国連合の中で最も悪い水準にある。保健医療サービス供給の問題の根底には、公的財源の不足がある。ミャンマー保健省は2011年以降の民主化の動きに合わせ、保健医療予算を毎年漸増させており、国家総支出に対する政府医療費支出の割合は、2011年以前の1%前後から、2014年には3.5%まで増加させてきているものの、東南アジア諸国連合内の他国と比較しても依然公的医療財源は極めて少ない状況にあり、それが高い医療費の患者負担(2012年、全医療費に対し71.3%)につながっている。また、医療従事者の不足(2011年、医師の充足率63.4%、看護師充足率62.7%)や不十分な医療施設・設備、非効率な保健医療サービスのマネージメント体制なども、住民の保健医療サービスへのアクセスを妨げる原因となっている。こうした状況で、限られた公的資源を最大限に活用し、保健医療サービスの質と住民のサービスへのアクセスを改善するために、中央と地方の保健行政マネージメント能力を向上させ、保健医療サービスの供給体制を強化することが急務である。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ  
 ミャンマー政府は、すべての人々が適切な保健医療サービスを受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を政策として打ち出している(「UHCに向けた戦略的方向性」2014)。しかしながら、UHC実現には保健省により示されたビジョンだけでは足りず、それを遂行する現実的な計画策定とその実施が中央と地方行政(州/地域)の両方で不可欠となる。本プロジェクトは、ミャンマー政府によるUHC達成に必要な保健省の計画策定及び遂行能力の強化と、州保健局の保健医療サービスマネージメント能力の向上を目的としており、ミャンマー政府の開発政策と合致する。

(3) 保健セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績  
 本プロジェクトは、日本政府の対ミャンマー経済協力方針(2012年4月)の「国民の生活向上のための支援」の中の、保健・保健医療サービスの整備への支援として位置づけられる。日本政府は長年にわたってミャンマーの保健セクターを支援し、保健省の能力強化に貢献してき

た。本プロジェクトのパイロット州であるカヤー州の総合病院に対し、無償資金協力「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」(2014年～2016年)を実施しており、相乗効果が期待できる。

(4)他の援助機関の対応

ミャンマーの保健セクターでは、世界保健機関(WHO)、国連児童基金(UNICEF)、世界銀行、ワクチンと予防接種のための世界同盟(GAVI)、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM)、複数の援助機関の拠出による保健関連ミレニアム開発目標基金(3MDGF)などの主要援助機関や基金が、保健システム強化とUHC達成に向けた支援を実施している。本プロジェクトは、保健省及び州保健局が、保健計画に沿ってこれら援助機関の資金を有効に活用し、保健医療サービスを改善するための能力強化を目指すものである。

上位目標	国家UHC戦略達成に向け、地域ニーズ、事情、利用可能な資源に応じて、国家及びすべての州/地域レベルの保健計画が体系的にマネージメントされる。
プロジェクト目標	国家UHC戦略達成へ向けて、中央レベルおよび対象州の保健計画を管理する能力が強化される。
成果	成果1 国家保健計画を管理する中央レベルの組織的能力が強化されている。 成果2 カヤー州において、プロジェクトの活動によって策定されたマニュアルに沿って、州保健計画がマネージメント(立案、実施、モニタリング・評価)されるようになる。 成果3 カヤー州において、保健サービス提供の改善活動が州保健計画に統合される。
活動	1-1. 国家保健計画管理の現状分析を行う。 1-2. 国家保健計画のモニタリング評価体制に関するアセスメントを行い、同体制の改善に向けたロードマップを含んだアクションプランを作成する。 1-3. モニタリング評価体制改善の活動を進め、関連するガイドライン/マニュアルを整備する。 1-4. 上記1-3の活動に関するモニタリングを行い、達成度合いを確認する。 1-5. Joint Assessment of National Health Strategies (JANS)のツールを用いて国家保健計画全体のアセスメントを行い、保健計画管理体制全体の改善に向けたロードマップを含んだアクションプランを作成する。 1-6. 保健計画マネージメント体制改善に向けた活動を進め、関連するガイドライン/マニュアルを整備する。 1-7. 州保健計画の策定・管理に関するレビューを実施する。 1-8. 保健計画策定・管理について、州レベルを支援する体制を強化する。 1-9. 成果2及び3で作成されたマニュアルを他州/地域に紹介する。 1-10. 保健システム強化に関する国内外の経験共有を行う。 2-1. カヤーにおける州保健計画の現状を確認する。 2-2. カヤーにおける州保健計画の既存のモニタリングおよび評価のツールを見直す。 2-3. 州保健計画のマネージメント・マニュアル(案)を作成する。 2-4. マネージメント・マニュアル(案)に基づいて州保健計画をマネージメント(立案、実施、モニタリング・評価)する。 2-5. 州保健計画マネージメント・マニュアルを最終化し、最終版マニュアルを他州/地域に紹介する。 3-1. 州内の保健サービス提供および利用状況を把握するための州レベル保健行政局の能力を向上させる。 3-2. 保健スタッフを対象とした州内のトレーニングのマネージメント(立案、実施、モニタリング・評価)能力を向上させる。 3-3. 州内で提供する保健サービスについて、地域住民の理解を高めるために、Enter-Educationを導入する。* Enter-Education: エンターテインメントの形式を用いた保健教育。 3-4. 州の保健サービス提供改善に関する活動の管理能力を強化する。 3-5. 保健サービス提供の改善に関する活動を、州保健計画に反映させる。
投入	
日本側投入	① 専門家: 保健省: チーフアドバイザー、保健サービスデリバリー/業務調整、短期専門家(保健計画管理、モニタリング評価等)(計96MM) カヤー州: チームリーダー/地域保健計画、サブリーダー/地域保健計画、保健システムマネージメント、モニタリング評価、母子保健、業務調整/研修管理、機材調達(計91MM) ② 供与機材: 母子保健サービス関連機材、対象州保健局のオフィス機器、プロジェクト車両など
相手国側投入	③ 研修員受入れ(本邦及び第三国): 保健計画管理、保健サービス提供 ④ プロジェクト活動に必要な経常経費 ① カウンターパート配置 プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネージャー、対象州のプロジェクト担当者、その他必要と認められる人員 ② 施設と資機材 プロジェクトのための執務室と事務用品(ネーパードーとカヤー州) プロジェクト活動に必要な資機材 ③ 活動経費: プロジェクト活動実施のための経常経費
外部条件	① 国民の受療行動を著しく阻害する新たな要因(甚大な自然災害、治安・政治情勢の悪化など)が発生しない。 ② UHC戦略実施へ向けた政府の方針が変更しない。 ③ 保健医療サービスの質とアクセスに関する、主要開発パートナーの支援に大きな変更が生じない。 ④ 保健セクターへの政府予算割り当てが大幅に減少しない。

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動

背景(3)のとおり。

特に、無償資金協力「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」で整備される州総合病院が協力対象となっており、同病院が提供する医療サービスの改善に資する。保健システム強化を目的としたGAVI 保健システム強化プログラム(GAVI/HSS)の資金により、2012年頃からタウンシップレベルの保健医療サービス供給体制の強化が進められ、WHO が技術面、UNICEF が調達面を支援している。一方、複数のドナーの拠出による3MDGF は、国際NGO により、2012年頃からタウンシップレベルの保健医療サービス強化を図っている。世界銀行は、ミャンマー保健システム強化のための有償支援を2014年に開始し、UHC 戦略の実施と保健医療サービスの質の向上を支援している。本プロジェクトは、国・州レベルの管理能力強化を行うことで、他ドナーが資金を投入しているタウンシップレベルのサービスの強化と役割分担をしつつ、緩やかな連携をはかるものである。



草の根技協(地域提案型)

2017年07月11日現在

本部/国内機関 : 北陸支部

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマーにおける伝統医薬品の品質改善を通じたプライマリーヘルスケア向上事業 (英)Project for strengthening primary health care by improving quality control of traditional medicine in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-基礎保健
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
署名日(実施合意)	2014年05月29日
協力期間	2014年07月01日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和)保健省伝統医療局
相手国機関名	(英)Department of Traditional Medicine, Ministry of Health
日本側協力機関名	国立大学法人富山大学

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー保健省は、同国における保健衛生行政を担っており、現在7つの局で組織されている。その中でも伝統医療局は、1989年に同省内に設置され、全国保健計画の中に伝統医療を組み込むとともに、病院等の運営や伝統医療師の育成、薬草園の整備などを進めている。現在、同局では、医療サービスの範囲を農村部と都市部の両方で広げることを目的として、ミャンマー全ての州・地域に存在する伝統医療病院や診療所を通じて、ミャンマーの伝統医療サービスを提供している。伝統医療病院は、100床の病院が2カ所、50床の病院が1カ所、16床の病院が11カ所設置されている。また、全国で237カ所設置されている診療所及びその支所では、郡及び町レベルでの医療サービスが提供されている。診療所では週に5日間診療が行われ、職員は診療所で勤務するとともに、交通が不便な地域での巡回診療も行っている。

ミャンマー保健省公認の伝統医療師は、治療を行うだけでなく、プライマリーヘルスケア・アプローチに基づいて、身の回りで簡単に手に入る薬用植物の使用法の指導や同国における伝統医療の知識の普及等も行っている。また、彼らは各NGOと協力して保健教育活動や公衆衛生活動も行っている。現在、全国で6751人の伝統医療師が公認されており、そのうち883人が公立の伝統医療病院や診療所等に勤務している。

ミャンマー保健省伝統医療局は、2007年に、日本の配置薬システムを参考に、3つの町で救急用の家庭用伝統医薬品キットの導入を独自に開始した。このプロジェクトは、特に医療サービスの手が届きにくい山岳部や農村部において、一般的な伝統医薬品を容易に使用できるようにすることを目的に開始された。ミャンマー政府や個人の篤志家の支援により、最初のキットが提供されたが、配置薬の補充費用は利用者が負担している。その後、日本財団の支援により、2011年12月までに7,750の村に配置薬が配備されたが、今後は、さらにミャンマー国内の全ての村にあたる64,910村で実施するという目標が立てられている。

また、配置薬にも使用されている、同国産の薬用植物を原料とした伝統医薬品の品質基準を設定するため、保健大臣を議長とした生薬局方作成委員会が組織され、2011年度に20種類の薬用植物の品質基準を収載したミャンマー生薬局方※)を作成した。この薬局方は、富山県等

からの支援により設置された富山大学和漢医薬学総合研究所和漢薬製剤開発研究部門の佐竹元吉客員教授(当時)及び数馬恒平助教によるミャンマーでの技術指導や、同研究所において、ミャンマー保健省伝統医療局所属の研究者2名を受け入れた技術研修を実施したこと等により作成に至った。  
※)「薬局方」: 医薬品の規格基準書

上位目標 品質が確保された伝統薬の配置薬システムの普及・定着を通じ、ミャンマーにおけるプライマリヘルスケアが向上する。

プロジェクト目標 ミャンマーにおける伝統薬の品質改善を通じ配置薬システムが強化される。  
(指標)  
・配置薬の品質が向上する。  
・品質改善された伝統薬が村に配置される。

成果 アウトプット:  
1. 新たな伝統薬が記載されたミャンマー生薬局方が作成される。  
2. 伝統医薬品の品質確保対策に関する企画立案・実行ができる人材が育成される。  
3. ミャンマーにおける配置薬システムの普及および改善が促進される。

指標:  
・ミャンマー生薬局方に記載される伝統薬の種類増加  
・ミャンマー保健省における研究者の技術習得者数 6名  
・医薬品の品質確保対策に関する企画立案・実行ができる役割を担う人材 3名  
・配置薬システムの改善案が提言される。  
・配置薬の設置個所の増加

活動 伝統医薬品の品質確保と配置薬システムの信頼性向上及び定着のため、主に以下の活動を行う。

1-1 現地の設備機器を用いた試験方法を確立する。  
1-2 ミャンマーで使用されている伝統薬を分析し、評価を行う。  
1-3 ミャンマー生薬局方に新たに記載する伝統薬の基準を確立する。

2-1 富山大学で伝統薬の試験方法及び生薬局方の技術指導を実施する。  
2-2 現地でミャンマー保健省の研究者に対する継続的な技術支援を行う。  
2-3 現地関係機関との連携体制を強化する。

3-1 ミャンマーの配置薬システムに関する現状調査を実施する。  
3-2 配置薬システムの改善案を提言する。  
3-3 富山県で配置薬システムに関する研修及びシンポジウムを実施する。  
3-4 ミャンマーで配置薬システムの普及研修会及びシンポジウムを実施する。

投入

相手国側投入 ミャンマー保健省伝統医療局スタッフ

実施体制

(1)現地実施体制 ミャンマー保健省伝統医療局スタッフにより構成

(2)国内支援体制 富山大学和漢研究所を中心とした専門家により構成



技術協力プロジェクト

2019年01月30日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和) マラリア排除モデル構築プロジェクト (英) Project for Development of Malaria Elimination Model in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-マラリア
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	バゴー地域(約39.4千km <sup>2</sup> , 約4.8百万人)及び周辺のタウンシップ
署名日(実施合意)	2015年09月30日
協力期間	2016年03月03日 ~ 2020年03月02日
相手国機関名	(和)ミャンマー国保健省保健局
相手国機関名	(英) Department of Health, Ministry of Health, Republic of Union of Myanmar

## プロジェクト概要

## 背景

(1) 当該国における保健セクターの開発実績(現状)と課題  
ミャンマーは全国的にマラリア感染を低減するまでに至っておらず、メコン地域における全マラリア症例数の75%を占めている<sup>1</sup>。ミャンマー政府は、マラリア対策戦略5か年計画(2010-2015)に基づき、国内のマラリア罹患率と死亡率の低減を目標とした活動を展開しているが、日本が2005年から10年間にわたり実施した「主要感染症対策プロジェクトフェーズ1及び2(2005~2015年)」等により人口10万人当たりのマラリア死亡率は2006年の2.91から2013年の0.48まで大幅に減少し<sup>2</sup>、国内中部のプロジェクト地域では死亡率のみならず罹患率の低減も認められたため、マラリア制御から排除へ対策を移行する段階となった。他方で、アルテミシニン耐性マラリアを含む耐性マラリア対策は重要な課題となっていることから、今後、顕微鏡検査による診断の向上やマラリア定点サーベイランスの強化、患者感染地周辺への集中介入実施等を含めたマラリア排除のためのモデルを構築していくことが急務となっている。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ  
ミャンマー政府は「国家保健計画(National Health Plan 2011-2016)」及び「国家保健政策(Myanmar Health Vision 2030)」の中で、同国の保健医療サービスの拡充をうたっている<sup>4,5</sup>。マラリア対策では、上記のマラリア対策戦略5か年計画を2012年に修正し、殺虫剤処理蚊帳の配布箇所拡大による感染予防対策や患者の早期発見、診断とアルテミシニン併用療法(Artemisinin-based Combination Therapy: ACT)を基盤とした適切な治療による感染源の減少、それらを支えるマネジメント能力の強化、住民のエンパワメント等を主要戦略として盛り込むとともに、国際機関やドナー間のパートナーシップ強化を図っている<sup>6</sup>。本戦略は、次期5か年計画として改定される際にマラリア排除が計画の一部として検討されていることから、本事業は国家のマラリア対策をより上位のレベルで強力で推進し、マラリア排除に向けたモデルを構築・実証して将来的に全国展開するための支援となっている。

(3) 保健セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績  
本事業は、我が国のミャンマー経済協力方針において「国民の生活向上のための支援」に位置づけられ、本事業は同方針に合致する。JICAは、これまで「主要感染症対策プロジェクトフェーズ1及び2(2005~2015年)」のマラリア分野においてコミュニティベースのマラリア対策モデル(薬剤・資機材ロジスティックスシステム、疫学情報解析・突発流行警戒システム等)を構築・普及させた。また、2008年実施の無償資金協力「マラリア対策計画」では、軍政下でJICA以外のパートナーによる支援が中断されていた中、治療薬や迅速診断キット等の整備を

支援して対象地域における人口10万人当たりの死亡率を2009年の1.48から2011年の0.71へ半減させた。現在実施中の無償資金協力「マラリア対策機材整備計画」ではマラリア排除に関連する機材を調達して排除モデル構築のための環境を整備中である。これら一連の活動から、JICAは同国のマラリア対策における最重要パートナーとして認識されている。

(4)他の援助機関の対応

ミャンマーの民政化に伴い、保健セクターでは世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)や3疾患ミレニアム開発目標基金(The Three Millennium Development Goal Fund:3 MDGF)、UNICEF、USAIDなどが資金援助を実施しているが、マラリア対策においてはいずれもマラリア制御に視点を置いた活動を展開しており、取り組み分野や対象地域に重複はない。

上位目標 開発されたマラリア排除モデルが全国的に導入される。

プロジェクト目標 全国に適用可能である効果的なマラリア排除モデルが開発される。

成果 ①成果(項目):

1. 地域レベルで運用可能なマラリア排除モデルが開発される。
2. マラリア制御に関する現在の国家マラリア対策プログラムが強化される。
3. マラリア排除の達成に必要な技術的支援(活動)が展開される。
4. プロジェクトの進捗及び成果が広く普及される。

活動

活動1: 地域レベルで運用可能なマラリア排除モデルが開発される。

- 1.1 マラリア疫学状況の検討による対象地域の層別化
- 1.2 上記の層別化による介入パッケージの開発
- 1.3 層別化された各地域における開発された介入パッケージの試験導入
- 1.4 導入したパッケージの集中モニタリング及び評価、修正(必要に応じて)
- 1.5 パッケージ導入のためのガイドラインの開発

活動2: マラリア制御に関する現在の国家マラリア対策プログラムが強化される。

- 2.1 技術的・運用上の困難性に基づく状況分析
- 2.2 タウンシップレベルでのマラリア対策インシアチブの強化
- 2.3 CHWの能力強化(早期診断・迅速治療、情報データ収集・報告)
- 2.4 マラリア伝播強度が低い状況における包括的地域症例管理(Integrated Community Case Management: ICCM)の導入による症例調査(case investigation)を含めたCHWによるマラリア対策活動の維持及び促進
- 2.5 マラリア感染の危険性がある集団、特に遠隔地の住民や移動人口に対する集中介入の実施
- 2.6 開発パートナーや保健省以外の政府系機関(建設省、教育省、森林局、移民局など)、指摘セクターとの間の協調メカニズムの強化

活動3: マラリア排除の達成に必要な技術的支援(活動)が展開される。

- 3.1 マラリア排除モデル構築のためのベースライン調査、社会行動学的調査、既存データの詳細分析の実施
- 3.2 地理的特性を考慮したマラリア流行地を層別化するマイクロストラティフィケーション(Micro-stratification)の改善
- 3.3 サーベイランス及びモニタリング体制の強化(症例調査、積極的な患者発見(active case detection)、(ポリメラーゼ連鎖反応法(Polymerase Chain Reaction: PCR)を利用した)耐性マーカー遺伝子検出、アルテミシニン併用療法の効用(therapeutic efficacy)、血清学的・昆虫学的調査、GISを含む情報マネジメントシステム)
- 3.4 SCMの改善
- 3.5 昆虫疾病対策課及びタウンシップにおけるプログラムマネジメント能力の強化(タスクフォース形成を含む)
- 3.6 オペレーショナルリサーチ及びインプレメンテーションリサーチの実施
- 3.7 無償資金協力実施にかかる活動の監督(患者感染地周辺への集中介入、定点サーベイランスの実施、モニタリングとフィードバック、マラリア診断能力の向上、人材育成、マラリアラボの基礎固め、ソフトコンポーネントの実施(顕微鏡による原虫確認、コンピュータによるデータマネジメント))

活動4: プロジェクトの進捗及び成果が広く普及される。

- 4.1 ドナーやメコン地域各国、国連機関、その他の関係機関、国家保健委員会への定期的な進捗、成果共有

投入

日本側投入 長期/短期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、マラリア対策/疫学、マラリア診断、情報マネジメント、地理情報システム(Geographical Information System: GIS)、昆虫学/寄生虫学)、機材供与、現地活動費、本邦及び第三国研修

相手国側投入 カウンターパートの人材配置(プロジェクトディレクター:保健省保健局長、プロジェクトマネージャー:保健省保健局NMCPプログラムマネージャー、VBDC職員、BHS、CHW等)、プロジェクト実施に必要な執務室及び施設設備の提供、運営・経常費用、電気・水道などの運用費等

外部条件

現場周辺での大洪水など、想定を超える環境変化や災害が発生しない。ミャンマーの政情が安定する。ミャンマー政府の関連政策に大きな変更・変化がない。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 ミャンマーに対するマラリア対策プロジェクトとして、無償資金協力「マラリア対策計画」(2008年度)、技術協力プロジェクト「主要感染症対策プロジェクトフェーズ1及び2」(2005~2014年度)が実施された。現在、無償資金協力「マラリア対策機材整備計画」(2014年度)が実施中である。
- (2)他ドナー等の ミャンマーの民政化に伴い、保健セクターではグローバルファンド、3MDGF、UNICEF、

援助活動

USAID等の資金援助が実施されており、マラリア対策においては制御に視点を置いた活動を展開している。



個別案件(専門家)

2019年01月25日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)感染症対策アドバイザー (英) Advisor for Infectious Disease Control
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
協力期間	2015年11月15日 ~ 2018年11月14日
相手国機関名	(和)ミャンマー国保健省保健局
相手国機関名	(英) Department of Health, Ministry of Health and Sports

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー国においていまだ感染者の多いHIV/エイズ、結核、その他感染症について対策を推進するには、国家戦略計画に基づく活動計画の策定と、効果的なモニタリング・評価(M&E)が不可欠である。そのために必要な技術的支援を行うことを目的として、2015年11月より個別専門家「感染症対策アドバイザー」が派遣されている。

同専門家は、HIV及び結核の技術戦略部会に主要メンバーとして参画し、活動計画策定、M&Eの強化に技術的助言を行い、貢献している。また、臨床検査分野を統括する国立衛生検査所(National Health Laboratory: NHL)の活動計画策定・実施能力向上についても技術的支援を行い、情報システムの開発や外部精度管理の強化など成果を上げている。

他方、HIV、結核、マラリアの三大疾病による死亡が減少傾向にある中、昨今の感染症対策の国際潮流は転換期を迎えている。エボラ出血熱に象徴される公衆衛生危機に対応できる体制を平時から構築し、国際保健規則(IHR)の順守とIHR履行に必要なコア・キャパシティの強化を図ることが課題となっている。

こうした動向を踏まえ、我が国は2016年2月「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」を策定し、開発途上国に対してIHRの履行に資する支援を行う方針を示している。また、IHRの強化を推進する多国間枠組みである「世界健康安全保障アジェンダ(GHSA)」に対して日本が支援する対象国の一つとしてミャンマーが選定されている。さらには、同計画において、薬剤耐性(AMR)対策支援についても、国際協力を積極的に推進することとしている。

ミャンマーでは、感染症のアウトブレイクを早期に検知し対応する公衆衛生上の体制は非常に脆弱である。さらに、昨今国際的な課題となっている上述のAMRに関しても、結核、マラリアなど一部を除いて、その疫学情報はほとんど把握されておらず、有効な対策はほとんど行われていない。こうした現状を踏まえ、ミャンマー保健スポーツ省は、臨床検査に関する国家戦略を策定するなど検討を進め、対応を強化しつつある。

以上の観点から、公衆衛生危機対応能力の向上に資する新たな支援が求められていることから、支援ニーズの把握と新規協力案の作成支援を目的に追加することとして、派遣中の専門家「感染症対策アドバイザー」の任期を延長する。

## プロジェクト目標

1. 保健スポーツ省に対しミャンマー国のHIV、結核対策、その他感染症対策に関し、戦略計画を実践するための活動計画策定と効果的なモニタリング評価のために必要な技術的な支援を行う。
2. HIV、結核分野における検査機能強化のため、NHL国家戦略の活動計画策定に関し技術的な支援を行う。

3. 保健スポーツ省に対し、公衆衛生危機対応能力の向上に資する、新規協力案の作成に必要な技術的支援を行う。

成果	<p>1.HIV、結核対策、その他感染症の戦略(国家戦略計画2016-2020)の活動計画及びモニタリング評価の戦略性と技術力が向上する。</p> <p>2.NHL国家戦略の活動計画がHIV、結核対策等他の戦略・活動計画との整合性が担保された上で策定される。</p> <p>3.公衆衛生危機対応能力の向上に資する、新規協力案が作成される。</p>
活動	<p>1.HIV、結核対策、その他感染症の戦略(国家戦略計画2016-2020)の活動計画策定及びモニタリング評価の効果的な実施について他ドナーと協力し技術的な支援を行う(具体的には、他国における教訓やモニタリング評価の計画・実施について共有)。</p> <p>2.SDGで示されたモニタリング評価のための新規指標について技術的支援を行う。</p> <p>3.感染症対策に関する技術的見地から、HIV・結核等の感染症E-database構築をサポートする。</p> <p>4.HIVならびに結核対策のTechnical Strategic Group (TSG) にcore memberとして出席し、技術的助言を行う。</p> <p>5.臨床検査能力強化の推進のため、NHL国家戦略計画の活動計画策定に関し技術的支援を行う(外部制度管理システムの拡大も含む)。</p> <p>6.公衆衛生危機対応能力の向上に関する支援ニーズを把握し、保健スポーツ省担当部局及びNHLに対し、新規協力案の作成に必要な技術的支援を行う。</p>



草の根技協(地域提案型)

2019年03月06日現在

本部/国内機関 : 北陸センター

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマーにおける伝統医薬品の製造管理及び品質管理の改善を通じた保健衛生向上事業 (英)Project for Strengthening Primary Health Care by Improving Manufacturing and Quality Control of Traditional Medicine in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-その他保健医療
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー、マンダレー
署名日(実施合意)	2017年02月23日
協力期間	2017年03月08日 ~ 2020年03月07日
相手国機関名	(和)保健スポーツ省
相手国機関名	(英)Ministry of Health and Sports
日本側協力機関名	富山大学

## プロジェクト概要

背景	本草の根技術協力事業は、2014年から2017年まで実施された草の根技術協力事業(地域経済活性化特別枠)「ミャンマーにおける伝統医薬品の品質改善を通じたプライマリーヘルスケア向上事業」の継続・発展を目指すものである。ミャンマーでは、これまでの伝統医療政策が未熟であったため、医薬品としての品質の確保についての指針が確立しておらず、偽薬や品質の粗悪な医薬品が出回るなどの問題があり、医薬品の品質確保対策が重要な課題となっている。これまで、先行事業によって、伝統医薬品の製造管理及び品質管理等の基礎となるミャンマー生薬局方が作成されたが、今後はそれらを活用した実際の原料管理、製造管理などの生産システムをも確立していく必要がある。
上位目標	ミャンマー国民の保健衛生が向上する。
プロジェクト目標	ミャンマーにおける伝統医薬品の品質が確保されるとともに、実情に応じた配置薬システムの改善及びさらなる普及啓発により、ミャンマーにおける保健衛生が向上する
成果	1. 品質に配慮したミャンマーにおける伝統薬の製造システムが確立される。 2. 伝統医薬品の品質確保対策に関する企画立案・実行ができる人材が育成される。 3. ミャンマーにおける配置薬システムの普及および改善が促進される。 4. 富山県の「くすりの富山」としての認知度・信頼感が高め、国際展開を検討している県産業界のミャンマーへの進出や商取引が活発化し、地域の活性化につながる
活動	1-1 富山大学で伝統医薬品の品質管理等の技術指導を行う。 1-2 富山県内製薬企業及び富山県と連携し、伝統医薬品の製造管理等に関する技術指導を行う。 1-3 品質に配慮した現地の製造機器を用いた伝統医薬品の生産システムの確立を支援す

- る。
- 2-1 現地でミャンマー保健・スポーツ省の技術者に対する継続的な技術支援を行う。
- 2-2 現地関係機関との連携体制を強化する。
- 3-1 配置薬システムの改善案を提言する。
- 3-2 富山県で配置薬システムに関する研修及びシンポジウムを実施する。
- 3-3 ミャンマーで配置薬システムの普及研修会及びシンポジウムを実施する。
- 4-1 富山県内企業に対し、ミャンマーに進出するための情報や機会を提供する。
- 4-2 富山県内企業とミャンマー企業とのマッチングのための活動を実施する。

投入

- 日本側投入 専門家派遣、研修員受入、
- 相手国側投入 人員提供、研修場所提供など
- 外部条件 保健スポーツ省伝統医療局が伝統薬の質向上の政策を継続する。

実施体制

- (1)現地実施体制
  - 【カウンターパート】
  - 保健スポーツ省伝統医療局
  - 保健スポーツ省食品医薬品管理局
- (2)国内支援体制
  - 提案団体：富山県
  - 実施団体：富山大学



草の根技協(パートナー型)

2018年06月28日現在

本部/国内機関 : 九州国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマー国ヒ素汚染地域における衛生保健の実施体制強化プロジェクト (英)Project for Promoting Environmental Health in Arsenic Contaminated area in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	保健医療-その他保健医療
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エーヤワディ管区、タバン郡区
署名日(実施合意)	2015年08月10日
協力期間	2015年08月21日 ~ 2018年08月20日
相手国機関名	(和)保健省 医学研究局
相手国機関名	(英)Department of Medical Research, Ministry of Health

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマー国では、農村地域の主要な飲料水源である地下水がヒ素に汚染されており、ユニセフの援助のもと全国規模で行なわれた調査では(253,812サンプル)、WHOの基準値(10ppb)を超えるものが32%という高汚染率であった。また、エーヤワディ川流域では、350ppb~2,915ppbという高濃度汚染が13の郡区(全郡区数:26)でみられている。しかし、ヒ素による健康被害の状況は、組織的な調査が不十分なため不明確となっている。一方、ヒ素汚染が集中している地域の住民は飲料水の健康リスクを認識せずに日常的に飲用している状況がある。また、同時に不衛生な飲料水が原因となる寄生虫感染による下痢・嘔吐を伴う消化器疾患等の疾病や、免疫系の低下による小児呼吸器感染症等も問題となっている。</p> <p>これらに対し、ミャンマー国保健省は現在、農村部の飲料水対策を含めた住民の健康を守るための総合的な環境保健対策に高い問題意識を持って取り組んでいる。本実施団体においてもこれまで保健省職員を受け入れ、それら環境保健対策に関する共同研究や技術指導を行ってきた。2013年4月に、地方の飲料水供給を担う畜水産・地方開発省地方開発局を訪問した際に、本実施団体がアジアで実施してきたヒ素対策事業並びに本実施団体が開発した水処理技術の紹介を行ったところ、先方より当該技術に対する支援要請があった。これをきっかけとして、本実施団体は保健省並びに畜水産・地方開発省と協議を重ね、特に農村部における社会インフラ、環境弱者である子供への健康被害、飲料水の高濃度ヒ素汚染等の問題に関する共通認識を深めた。そして、優先される解決課題として、ミャンマー国農村部においては、①住民の健康に関わる基礎データが整備されておらず、行政が科学的な分析を行うことや合理性のある対応策をとる上で一つの障害となっている、②更にヒ素汚染や寄生虫感染に関するミ国の水処理技術は極めて低い水準であるため、十分な対策がなされていないことが認識された。</p> <p>本事業では、その課題解決のため、まずは①地域住民の健康に関する基本的な保健情報の整備、②ヒ素汚染地域における安全な水供給、③住民の意識啓発という保健と水供給の両面からの対策を実施することとした。なお、事業地は、高度なヒ素汚染が確認されているエーヤワディー管区を選定した。</p>
上位目標	本事業でモデル化された飲料水汚染対策と衛生保健実施体制が政府の対策として導入され、他の飲料水汚染地域へ普及される。

プロジェクト目標 ヒ素汚染地域における基本保健情報整備及び飲料水対策により衛生保健の実施体制が向上する。

成果 1.事業地における住民の健康に関する基本的な情報が整備される。  
2.現地の状況に適した安全な水供給モデルが構築される。  
3.住民の安全な飲料水に対する認識が向上する。

活動 1-1. 既存情報の収集と整理  
1-2. ヒアリング調査(住民の生活環境及び基本的な健康状態)の実施  
1-3. DMR医師による問診等の実施  
1-4. 上記1-1～3までの情報の解析  
1-5. 衛生環境疫学調査のガイドライン化  
  
2-1. 飲料水、生活用水の実態調査及び汚染源の確定  
2-2. 汚染源及び健康状況に応じた対策の検討  
2-3. パイロット実施場所の選定  
2-4. 対応策もしくは代替水源等の対策実施  
2-5. 水源の維持管理体制(既存の住民組織を利用)の構築  
2-6. 設置・維持管理手法のマニュアル化  
  
3-1. 対象村の住民認識度、啓発活動の状況調査  
3-2. 啓発教材の検討  
3-3. 啓発活動の実施  
3-4. エバリエーションサーベイ(KAP調査:住民の意識・行動変容調査)の実施

#### 投入

日本側投入 ・プロジェクトマネージャー  
・短期専門家  
医師(公衆衛生、小児科、産婦人科、皮膚科)  
水質測定、地質測定、代替水源技術者等

・現地雇用  
プロジェクトコーディネーター  
事務員

相手国側投入 ・人材投入  
DMR(Department of Medical Research, Ministry of Health)  
NPCC(National Poison Control Center)長  
NPCC職員40名程度  
水質測定などの化学技術者10名程度  
DRD  
水文地質学者等の技術者、現場技術者

外部条件 ・施設  
水質測定のための分析機器  
・ミャンマー国保健省の劇的な方針転換が起こらない。  
・地域住民が健康診断受診を拒否しない。  
・事業地住民が保健情報の提供や飲料水サンプリングを拒否しない。  
・本邦研修やバングラデシュでの研修などの際、ミャンマー国政府が渡航を制限しない。  
・建設資材の急激な価格高騰が起こらない。  
・ミャンマー国関係機関との実施体制が確立している。  
・事業地住民がプロジェクト実施を受け入れる。

#### 実施体制

(1)現地実施体制 ・プロジェクトマネージャー長期派遣  
・現地業務補助員2名(コーディネーター、事務員)

(2)国内支援体制 ・短期専門家 13名  
・水供給分野(1)・水質・地質分析(2)・代替水源開発(1)・工学分野調整(1)・保健医療分野(2)・健診・研修(3)  
・保健医療分野調整(2)・事業進捗評価(1)・国内調整員(1)・国内調整員補助(1)  
・国内調整員 3名(工学分野調整・保健分野調整・経理・調達等)



個別案件(専門家)

2019年02月02日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) ヤンゴン市水供給・衛生アドバイザー (英) Advisor on Water Supply and Sanitation Improvement in Yangon City
対象国名	ミャンマー
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン市
協力期間	2015年08月01日 ~ 2017年08月31日
相手国機関名	(和) ヤンゴン市開発委員会 給水衛生局
相手国機関名	(英) Engineering Department (Water and Sanitation), Yangon City Development Committee

## プロジェクト概要

## 背景

ヤンゴン市は、ミャンマー国全人口の約一割、約560万人を抱えるミャンマー最大の都市であり、2040年にはその人口が850万人に達する見込みである。ヤンゴン市の上下水道システムの歴史は古く、給水システムは1842年に整備が始まってから、人口増加に伴い4つの貯水池と多数の井戸を水源としつつ給水システムの拡張を行ってきたが、給水普及率は約37%(2011年)と低く、老朽化した導水管、送配水管の更新が適切に行われておらず、結果として無収水量が約66%にもものぼっていることに加え、漏水も50%に達しているのが現状である。また、今後の経済発展及び人口増加に伴う水需要量の増加に給水・衛生システム整備等が追いつかないことに起因する排出負荷の増大、生活周辺環境の悪化などのリスクも想定され、水資源の循環が適切に行われ、ヤンゴン市の水環境を適切に保全することも重要な課題となっている。

上水道整備を計画的に進めるため、ヤンゴン市の上水道整備を所掌しているヤンゴン市開発委員会(YCDC)は、JICAの支援を受け、2014年3月に上下水・衛生分野の戦略(水ビジョン)及び2040年を目標とする上下水道開発計画(マスタープラン)を作成している。また、「ヤンゴン都市圏上水整備事業」や「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」等、JICAの有償・無償資金協力事業や2015年度より実施予定のYCDCの上水道事業運営能力強化に係る技術協力プロジェクト、さらには各国ドナーや民間企業による上水道関連事業との整合性を取りつつ、今後、マスタープランに基づく上水道の開発推進と水ビジョンの実現を目指しており、我が国に対してそのための政策提言、助言を行う本分野の専門家派遣を要請した。

また、ミャンマーにおいては都市給水を管轄する中央省庁が不在であり、ミャンマー全体の戦略的な上水道整備や技術・財務面等の制度・基準作り等がなされていない。そのため、都市給水は各州/政府/市の責任で実施されており、多くの地方都市において、ヤンゴン市同様に事業運営・無収水・水質等の課題を抱えている。ヤンゴン市における取り組みはミャンマーにおける先行事例であり、本専門家には、ここで得られた成果や教訓の共有及び助言・提言を行うことにより、中央省庁による水道行政及び他都市の上水道事業運営の改善を促すことも期待される。(なお、他都市については「マンダレー市上水道施設整備計画」(2015年GA締結予定)及び「貧困削減地方開発事業」(2012年LA締結)と連携しながら必要な助言・提言を行う必要がある。)

上位目標 個別専門家のため、上位目標は設定していない。

プロジェクト目標 YCDC及び同給水衛生局の上水・衛生分野の事業計画の立案能力、計画実施能力が向上する

成果 1.ヤンゴン市の上水道事業の現状と課題が整理され、水ビジョン実現及び上水道事業改善に向けた取り組みが促進される。  
2.YCDC及び同給水衛生局の行政能力及び調整能力が向上する。

活動 1) ヤンゴン市の上水道事業に係る情報収集及び関係者への共有を行う。  
2) YCDC幹部及び給水衛生局職員と共に現状分析や課題整理を行う。  
3) YCDC幹部及び給水衛生局職員に対し、以下の点に関する助言を行う。  
・水ビジョン実現及び上水道分野にかかる開発方針・事業展開計画の推進  
・技術協力プロジェクトの成果を踏まえた各種制度整備、技術資料整備、体制整備等に係るYCDCの公式承認、制度化  
・上水道事業運営  
・衛生改善  
・他援助機関・民間企業との連絡・調整  
4) ヤンゴン市の経験を踏まえた上水道事業にかかる中央省庁や他都市への知見共有及び助言・提言を行う。  
5) 将来の日本の協力案件の発掘・実施促進のための支援を行う。

#### 投入

日本側投入 専門家派遣  
相手国側投入 カウンターパートの配置

#### 実施体制

(1)現地実施体制 ヤンゴン市開発委員会給水衛生局 (Water and Sanitation Department, Yangon City Development Committee)

#### 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA  
2012-2013年: ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査  
2013年 : 無償「ヤンゴン市上水道施設緊急改善計画」  
2013年 : 円借款「ヤンゴン都市圏上水整備事業」  
2014年 : ヤンゴン市水道事業運営改善プロジェクト  
2014年 : 草の根・人間の安全保障無償「ヤンゴン地域マヤンゴン地区無収水低減計画」

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.  
1970年代: ADB/Hlawga取水場配水ポンプ供与  
2014年 : ヤンキン地区における無収水対策パイロット事業調査(デンマーク)  
2014年 : タムエ地区等における無収水対策パイロット事業(AFD)



有償技術支援－附帯プロ

2019年02月15日現在

本部／国内機関 :地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト (英)The Project for Improvement of Water Supply Management of YCDC
対象国名	ミャンマー
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン都市圏
署名日(実施合意)	2014年11月25日
協力期間	2015年07月05日 ~ 2020年07月04日
相手国機関名	(和)ヤンゴン市開発委員会
相手国機関名	(英)Yangon City Development Committee

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー旧首都のヤンゴン市は、全人口約6千万人のうち約1割弱の510万人が集中する中心都市である。ヤンゴン市の上下水道システムの歴史は古く、上水は1842年に整備が始まり、現在では4つの貯水池と多数の井戸を水源としている。ヤンゴン市の上水道整備を所掌しているのはヤンゴン市開発委員会(YCDC)である。YCDCから配水管網による給水を受けている人口は、ヤンゴン市全体の35%(推定)であり、市の中心部では24時間給水を達成しているものの、ヤンゴン市全体の平均給水時間は9.2時間に留まっている。また老朽化した送配水管の更新を含む無収水対策が適切に行われていないことから、無収水率は66%(推定)にも上っている。水源の約9割を表流水(貯水池)に依存し、表流水の水質が良好ではないにも関わらず、3分の2が浄水処理をしないまま直接給水されている。水道メーター設置率は約7割と比較的高いが、水道料金はメーターの設置された家庭で約8円/月(約13221)、設置されていない家庭では月額約170円と低く抑えられているため、水道料金収入は十分ではない。YCDCは、頻繁に起こる施設・機材の故障や断水への応急的な対応に留まり、新規の施設整備や、老朽化した施設の更新には十分に対応できていない。

上記背景の下、ヤンゴン市の支援要請を踏まえ、JICAは有償資金協力「ヤンゴン都市圏上水整備事業」により、上水道施設整備によるヤンゴン市東部及びティラワ特別経済特区への給水、及びヤンゴン市内の既存上水道施設における塩素消毒設備設置を実施予定である(2014年6月L/A調印予定)。

他方、上述のとおり、YCDCの浄水場運転維持管理や水質管理、無収水管理については改善の余地が多い。また、YCDCには計画部門がなく、業務指標のモニタリング、基準に沿った水道事業の実施、適切な収入を確保するための財務管理、広報等、持続的な水道サービスを提供するための経営管理も十分ではない。上記背景のもと、YCDCは我が国に対し、YCDCの組織能力強化にかかる技術協力を要請した。

上位目標 ヤンゴン市開発委員会(YCDC)による上水道サービスが改善される。

プロジェクト目標 YCDCの水道事業運営能力が向上する。

1. YCDCの水道経営能力が強化される。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. YCDC の無収水削減能力が強化される。</li> <li>3. YCDC の水質管理能力が強化される。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1. 水衛生局全体の組織構成を作成する。</li> <li>1-2. 水道事業の計画セクションを設置する。</li> <li>1-3. 顧客サービス部を設立する。</li> <li>1-4. 業務指標 (PIs) による水道事業のモニタリングを行う。</li> <li>1-5. 水道事業にかかる規程・基準・ガイドラインを策定する。</li> <li>1-6. 財務管理にかかる理解を促進する。</li> <li>1-7. 広報を強化する。</li> <li>1-8. 人材育成にかかる体制を強化する。</li> <li>1-9. 組織経営計画の策定・実施支援を行う。</li> <li>2-1. 無収水管理ユニットを設置する。</li> <li>2-2. 無収水管理にかかる情報収集・データ整備を行う。</li> <li>2-3. 物理的損失 (漏水、越流等による損失) 改善のための人材育成及び活動モデルを構築する。</li> <li>2-4. 非物理的損失 (メーター不感、誤針、盗水等による損失) 改善のための人材育成及び活動モデルを構築する。</li> <li>2-5. 無収水対策研修ヤードを整備する。</li> <li>2-6. 無収水削減の活動計画の策定・実施支援を行う。</li> <li>3-1. 浄水課を設立する。</li> <li>3-2. 水質管理の現状分析及び対策活動計画を策定する。</li> <li>3-3. 水質改善のための人材育成を行う。</li> <li>3-4. 水質管理の標準手順書 (SOP) を作成する。</li> <li>3-5. パイロット浄水場及び消毒施設において、水質管理を行う。</li> <li>3-6. 貯水池から直接供給される水の水質改善に関するOJTを行う。</li> <li>3-7. 水質管理の活動計画の策定・実施支援を行う。</li> </ul>
投入	
日本側投入	専門家派遣、資機材供与、研修受け入れ等
相手国側投入	執務スペース、ローカルコスト負担等
外部条件	<p>前提条件: ヤンゴン市開発委員会水供給衛生局に必要な人材が配置される。</p> <p>外部条件: YCDC が浄水場、消毒設備、管網等の建設や更新を可能とする外部資金を得られる。</p>
実施体制	
(1) 現地実施体制	ヤンゴン市開発委員会水・衛生局
(2) 国内支援体制	国内支援委員会を設置する。
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	「ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査」にて作成したヤンゴン市上水道にかかる開発ビジョン及びマスタープランとの整合性に留意する。また、YCDC に派遣中のヤンゴン市生活用水給水アドバイザーや他省庁、自治体の動向との役割分担・連携に留意する。
(2) 他ドナー等の援助活動	本事業では他のドナー事業と直接的な連携は予定されないが、YCDC が複数のドナー間で適切に予算や人員を確保するよう注意が必要であり、また他のドナーから異なる提案があった場合には、ドナー間でも調整が必要。なお JICA は UNICEF、世界銀行と連携してミャンマーの水・衛生分野にかかるセクター・レビュー支援を実施している。



草の根技協(地域提案型)

2017年04月18日現在

本部/国内機関 : 九州国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマー・マンダレー市における浄水場運転管理能力の向上事業 (英)Improvement of Mandalay's Capacity on Water Treatment Plant Operation
対象国名	ミャンマー
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マンダレー市
署名日(実施合意)	2013年11月29日
協力期間	2014年01月07日 ~ 2016年12月28日
相手国機関名	(和)マンダレー市開発委員会上下水道局
相手国機関名	(英)Water and Sanitation Department, Mandalay City Development Committee
日本側協力機関名	北九州市上下水道局

## プロジェクト概要

## 背景

## 【マンダレー市】

ミャンマー国の首都ヤンゴンの北約700kmに位置するマンダレー市の人口は約102万人で、その規模からヤンゴン市に次ぐミャンマー第二の都市と位置づけられており、中央政府直轄の開発委員会により開発管理が行われている。またミャンマー国最後の王朝の首都であり、国際空港を有する観光都市であると共に、郊外にあるマンダレー工業団地には多くの工場が進出するなど、観光・産業都市として発展が期待されている。

## 【マンダレー市の水道】

マンダレー市の現有水道施設は、1990年にADBの支援により整備されている。また都市の発展に応じて独自資金により浄水場の整備などが一部実施されている。しかしその供給能力は、急速に拡大する水需要に対して著しく不足しており、昼夜に分けた時間給水を余儀なくされている。また過去に塩素注入設備からの塩素ガス漏洩事故が発生しており、それ以降塩素注入を中断し、未消毒の危険な水を供給している。

マンダレー市上下水道局は、塩素による消毒の必要性について理解しており、安全な水を給水するため、塩素注入設備を含む浄水場の適正な運転・維持管理について支援を必要としている。

## 【対象機関との協力関係】

2012年3月、近年の政治体制の変化を契機に民主化が進み、経済発展が期待されるミャンマー国の主要3都市(ネピドー、ヤンゴン、マンダレー)を北九州市代表団が訪問し、水道施設の現状調査を行った。その際、マンダレー市上下水道局は、北九州市のこれまでの海外での活動実績や、日本唯一のミャンマー式寺院がある北九州市に関心を示し、水道分野の技術協力を要請した。

上位目標 マンダレー市の給水区域内において、市民に安全な水道水が供給される。

目標: マンダレー市上下水道局において薬品注入管理能力が向上する。

プロジェクト目標

指標: 安定的に薬品が注入される。定期的に水質測定が実施される。

成果

アウトプット:

- ①マンダレー市開発委員会上下水道局の技術者が、塩素注入設備の適正な運転・維持管理技術を習得する。
- ②マンダレー市開発委員会上下水道局の技術者が、浄水場の適正な運転・維持管理技術を習得する。
- ③マンダレー市開発委員会上下水道局の技術者が、水質試験に係わる技術を習得する。

指標:

- ①塩素注入設備を適正に運転・維持管理している運転記録簿が作成される。
- ②浄水場を適正に運転・維持管理している運転維持管理簿が作成される。
- ③安全な水の供給に必要な水質試験を実施され、記録簿が作成される。

活動

- ①-1. マンダレー市開発委員会上下水道局に北九州市と民間企業(塩素注入設備)の技術職員を派遣し、塩素注入に係わる現状調査及び改善課題について協議を行い、塩素注入設備設置のための実施設計を行う。(業務従事者の派遣)
- ①-2. マンダレー市開発委員会上下水道局の技術者に対し、塩素の取り扱い、塩素注入設備の運転及び維持管理に係る研修を日本で実施する。(研修員の受入)
- ①-3. 本事業で購入し供与する日本製の塩素注入設備を、詳細設計に基づき設置する作業について、技術的な指導を行う。(業務従事者の派遣)
- ①-4. 本事業で購入し設置した日本製の塩素注入設備の適正な運転及び維持管理業務について、技術的な指導を行う。(業務従事者の派遣)
- ②-1. マンダレー市開発委員会上下水道局に北九州市の技術職員を派遣し、浄水場運転及び維持管理に係わる現状調査及び改善課題について協議を行い、計測器設置のための調査を行う。(業務従事者の派遣)
- ②-2. マンダレー市開発委員会上下水道局の技術者に対し、浄水場の運転及び維持管理に係る研修を日本で実施する。(研修員の受入)
- ②-3. 本事業で購入し供与する日本製の計測器(デジタルマルチメーター、振動計、流量計等)の設置及び操作方法、またデータの活用方法について、技術的な指導を行う。(業務従事者の派遣)
- ③-1. マンダレー市開発委員会上下水道局に北九州市の技術職員を派遣し、水質試験に係わる現状調査及び改善課題について技術的な指導を行う。(業務従事者の派遣)
- ③-2. マンダレー市開発委員会上下水道局の技術者に対し、水質試験に係る研修を日本で実施する。(研修員の受入)
- ③-3. 本事業で購入し供与する水質計器(吸光光度計、残留塩素濃度計等)の設置及び操作方法、また水質試験方法について、技術的な指導を行う。(業務従事者の派遣)

投入

日本側投入

業務従事者派遣(4回)4名×3週間×3年

研修員受入(塩素注入、浄水場運転、水質試験) 4名×1ヶ月×3年

1年次(11月初旬～)

2年次(塩素注入、浄水場運転、水質試験) 4名×1ヶ月(4月初旬～)

3年次(塩素注入、浄水場運転、水質試験) 4名×1ヶ月(4月初旬～)

資機材

塩素注入設備 1式

浄水場運転: 電磁流量計(1)、ポータブル超音波流量計(1)、デジタル温度計(3)、振動計(3)、聴診棒(3)、ダイヤルゲージ(3)、デジタルマルチメーター(3)、接地抵抗計(3)、絶縁抵抗計(3)、クランプテスター(3)

水質試験 : 吸光光度計(3)、蒸留器(1)、ポータブル溶存酸素計(3)、残留塩素濃度計(3)、測定用試薬(1)

相手国側投入

- ・塩素注入設備 設備設置場所及び必要とされる電力等
- ・塩素注入担当C/P 2名
- ・浄水場運転担当C/P 2名
- ・水質試験担当C/P 1名
- ・業務従事者に対する事務スペースの提供

実施体制

(1)現地実施体制

現地実施主体: マンダレー市開発委員会上下水道局

(2)国内支援体制

提案・実施主体: 北九州市上下水道局

支援団体: 北九州市水ビジネス推進協議会会員企業

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

「ヤンゴン市上水道施設緊急改善計画」(供与限度額19億円)

ヤンゴン市の総給水量(52.4万立方メートル/日)の約4割を供給するニューフナッピン第1期浄水場送・配水ポンプ場の改修及び送水ポンプの更新、ヤンキンタウンシップにおける漏水対策を行うことにより、急増する水需要に対応する上水道サービスの改善を図り、住民の生活環境の改善に寄与する。(2013年9月調印)

技術協力プロジェクト(新規実施予定案件)

(2)他ドナー等の  
援助活動

ヤンゴン市水道事業運営改善プロジェクト  
ミャンマー水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト  
国際機関  
EU Institutions  
GFATM  
UNICEF  
UNDP  
UNFPA  
諸外国  
オーストラリア  
英国  
米国  
ノルウェー



技術協力プロジェクト

2017年07月01日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 自然災害早期警報システム構築プロジェクト (英) Project on Establishment of End-to-End Early Warning System for Natural Disaster
対象国名	ミャンマー
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	水資源・防災-気象
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-気象・地震
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エーヤワディ地域及びピラカイン州
署名日(実施合意)	2012年12月07日
協力期間	2013年02月20日 ~ 2017年02月19日
相手国機関名	(和) 社会福祉・救済復興省 救済復興局
相手国機関名	(英) Relief and Resettlement Department, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement(RRD)

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー国では毎年多くの地域で自然災害による被害が発生している。近年では、サイクロン「ナルギス」が2008年5月2日に同国南部のエーヤワディ・デルタの南西端にあるハイジー島に上陸し、同デルタを横断しヤンゴンに至った。同サイクロンは13万8千人を越える死亡・行方不明者を出す未曾有の人的被害をもたらし、また地域住民の生活、生産活動を壊滅させる甚大な物的被害を与えた。東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations、以下、「ASEAN」とする。)事務局の発表によると同サイクロンによる被害総額は40億ドルと言われている。また、2010年10月に同国西部のラカイン州に上陸したサイクロン「ギリ」では、45人が死亡、10万人以上が家屋を失う被害があり、被害総額は5千7百万ドルと言われている(EM-DATより)。

ナルギスによる被害を受け、JICAは2008年8月にプロジェクト形成調査を実施したが、本調査結果によると、サイクロンによる被害がここまで拡大した原因として、情報伝達システムが不十分であり、被災した地域の住民に対してサイクロンの情報が伝達されていなかったことが挙げられており自然災害早期警報システムの整備が急務であることが確認された。

具体的には、気象警報は中央政府から管区域・州レベル、郡レベル、タウンシップレベルまでは周知されていたものの、タウンシップからビレッジ・トラクト、また、各ビレッジまでは十分に届いていなかった。タウンシップからビレッジ・トラクト、また各ビレッジまでの情報伝達手段は限られており、メッセンジャーの派遣等で行われていたことから、住民一人一人まで情報が届かなかったと考えられる。ラジオやテレビの普及率も低いことから(2012年8月調査時点でもビレッジの半数以上が所有していない状態)、マス・メディアを通じた情報も十分住民一人一人まで届いていなかったと考えられる。

気象予警報を発令するのは運輸省気象水文局(Department of Meteorology and Hydrology, Ministry of Transport、以下「DMH」とする。)であり、コミュニティまで情報を伝達する責任は社会福祉・救済復興省救済復興局(Relief and Resettlement Department, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement、以下「RRD」とする。)が負っている。両者の連携体制の強化・整備が不可欠である。なお、2012年8月に行われた国家レベルの警報発令・伝達訓練でもコミュニティまでの情報伝達に長時間を要しており、本時間の短縮が依然として課題であるこ

とが確認されている。  
また、気象情報に基づき適切な避難勧告の発出及びその解除を行う必要があるが、どのような気象情報に対してどのような避難勧告の発出・解除を行うべきかが曖昧な状態となっていることが2012年8月の調査において確認されている。  
以上のことから、適切な警報が発令され迅速に住民一人一人まで確実に伝わり災害に備える体制整備が、自然災害による被害を軽減する上で喫緊の課題となっている。

上位目標	自然災害の早期警報が住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムが沿岸地域、特にエーヤワディ地域とラカイン州で整備される。
プロジェクト目標	パイロット・プロジェクトサイトにて、自然災害の早期警報が住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムの改良モデルが確立され、他地域への展開計画が作成される。
成果	成果1: 自然災害早期警報の情報伝達システムが改善される。 成果2: MDPAを始め防災関係機関の災害対応能力(成果1において明確にした責任・役割に沿った活動)が中央レベル、地域・州レベル、郡レベル、タウンシップレベルで向上する。 成果3: 自然災害に対する住民の災害対応能力が向上する。 成果4: 成果1～成果3の教訓をとりまとめた他地域への展開計画がとりまとめられる。
活動	活動1: 1-1 行政ラインを通じた早期警報の情報伝達の改善 1-1-1 ミャンマー国における早期警報伝達に関係する各組織の役割や責任の現状及び問題点を把握する。 1-1-2 1-1-1の現状分析に基づいて、ミャンマー国における早期警報伝達に関係する各組織に求められる役割や責任を明確にする。 1-1-3 現行の予警報内容の問題点(例: 気象プロダクトの内容、警報発令・解除基準等)をレビューし、課題を抽出する。 1-1-4 1-1-3の分析結果に基づいて、予警報の内容及び警報発令・解除基準等を改善する。 1-1-5 MDPAの各レベルのメンバー(中央レベル、州・地域レベル、ディストリクトレベル、タウンシップレベル)に対して、情報伝達を行う経路を明確化する。 1-1-6 行政ラインを通じた情報伝達のために同報システムを導入する。 1-2 タウンシップまたはそれ以下のレベルにおけるコミュニティ向け情報伝達体制の構築 1-2-1 パイロット・プロジェクトの対象となるタウンシップ及びコミュニティ(村:パイロット・プロジェクトサイト)を選定する。 1-2-2 情報伝達に必要な通信機材をコミュニティに提供する。 1-2-3 自然災害早期警報システムの持続可能性担保のため、コミュニティレベルでの発電方法を検討する。 1-2-4 パイロット・プロジェクトサイトにて情報伝達訓練を実施する。 1-3 DMHからマス・メディアを通じた情報伝達の改善 1-3-1 DMHからコミュニティへのマス・メディアを通じた情報伝達体制及び内容をレビューし、課題抽出及び改善を行う。 1-3-2 ミャンマー国政府と民間企業で共同設置されたFMラジオ局と連携し、早期警報の伝達に活用する。 1-3-3 DMHとテレビ放送局の間で情報発信に向けた取極め締結を含め、災害情報を即時で放映できるよう通信回線の整備を行う。  活動2: 2-1 上記の1-1-1から1-1-4の活動に基づいて、研修ニーズを確認する。 2-2 中央政府のRRD職員及びDMH職員と、州/地域防災委員会のメンバーに対する自然災害並びに早期警報伝達システムに関する研修を行う。(図上訓練を含む) 2-3 早期警報システムに関するマニュアル及び情報・教育・伝達(IEC)教材を各レベル(中央レベル、州・地域レベル、郡レベル、タウンシップレベル、コミュニティレベル)で作成する。 2-4 2-2による教訓を2-3で作成したマニュアル及びIEC教材に反映する。  活動3: 3-1 コミュニティ防災計画が策定・改訂される(いつ、どこへ、どうやって避難するか、携行品は何か、等災害時の基礎的な対応を含む)。 3-2 コミュニティ防災計画作成のためのマニュアルが作成される。 3-3 避難所及び避難路を選定・確保する。 3-4 コミュニティ防災計画に基づく避難訓練等を行う。 3-5 タウンシップ職員に対し、コミュニティ防災活動を改善するための研修を実施する。  活動4: 4-1 1-1-1～1-1-6の活動を通じた行政ラインの情報伝達体制のモデルをとりまとめ、他地域への展開計画に反映する。 4-2 1-2-1～1-2-4の活動を通じたタウンシップ及びコミュニティ(村)レベルでの情報伝達体制のモデルをとりまとめ、他地域への展開計画に反映する。 4-3 2-3、2-4で作成したマニュアルを他地域への展開計画に反映する。 4-4 3-1～3-4の活動で得られたコミュニティ防災における教訓をとりまとめ、他地域への展開計画に反映する。 4-5 4-1～4-4を他地域への展開計画を最終化する。
投入	
日本側投入	①専門家派遣(87MM) ・総括/組織体制強化 ・無線通信システム ・早期警報業務計画 ・防災計画

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ防災</li> <li>・業務調整</li> <li>②早期警報システム構築に必要な供与機材 約21百万円 (詳細計画策定調査時点でのアイデアであり、詳細はプロジェクト実施後確定する。)</li> <li>・早期警報システム(SSB無線、ワイヤレスLAN、I-com、拡声器等)</li> <li>・潮位計(リアルタイムデータ転送機能付き)</li> <li>・ソーラーパネル</li> <li>・その他</li> <li>③本邦研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災(警報業務計画、地方防災体制、コミュニティ防災)に係る研修。</li> <li>・約2週間を4年間各年次に実施予定。毎年4~6名程度を招聘予定。</li> </ul> </li> </ul>
相手国側投入	<p>以上のことから、計8.0~12.0 MMを想定。</p> <p>①人員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトダイレクター(RRD局長)</li> <li>・コ・プロジェクト・ダイレクター(DMH副局長)</li> <li>・プロジェクトマネージャー(RRD課長補佐、DMH課長補佐)</li> <li>・リージョナル・プロジェクト・マネージャー(エーヤワディ地域・ラカイン州General Administration Department 以下、「GAD」副局長)</li> <li>・リージョナル・プロジェクトコーディネータ(エーヤワディ地域・ラカイン州のRRD職員)</li> <li>・カウンターパート(タウンシップ、村レベルでの必要人員の配置を含む)</li> </ul> <p>②施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RRD(ネピドー)執務スペース</li> <li>・DMH(ヤンゴン)執務スペース</li> <li>・対象地域の地方政府事務所に専門家執務スペース及び設備(詳細はプロジェクト開始後決定)</li> </ul> <p>③ローカルコスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発プログラム、緊急時訓練、避難訓練の実施経費</li> </ul>
外部条件	<p>(1)事業実施のための前提</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマーの政治情勢が大きく変化しない。</li> </ul> <p>(2)成果達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅滞なくプロジェクト関係予算が配分される</li> </ul> <p>(3)プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの研修に参加したRRD、DMH職員が継続して業務を続ける。</li> </ul> <p>(4)上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマーの防災分野の政策に大きな変化がない。</li> <li>・早期警報システムの導入に必要な予算が確保される。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	1カウンターパート機関: 国家防災委員会(RRD、気象局含む)、エーヤワディ地域及びラカイン州政府
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サイクロンナルギス被災地早期警報システム構築計画」開発計画調査型技術協力に係る協力準備調査(2009年6月)</li> <li>・サイクロン予警報業務改善アドバイザー(2009年10月~2012年3月)</li> <li>・「防災人材育成アドバイザー」が2012年3月に採択済みであり、2012年7月よりRRDに派遣予定。</li> <li>・無償資金協力「サイクロン・ナルギス被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画」: 2010年-2013年</li> <li>・日本のNGOによる小学校建設: 2008年-2009年</li> <li>・日・ASEAN統合基金(JAIF)によるシェルター建設(1棟)及び学校建設(2校)</li> <li>・そのほか、Seeds AsiaやBAJといった日本国NGOによる草の根レベルの防災教育が行われている。</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナルギスによる被害発生直後、国連(UNDPが中心)、ASEAN事務局、ミャンマー国政府がTripartite Core Group(TCP)を結成し、復興支援の推進・調整を行った。(2010年7月に活動を終了し、その機能はRRDに移された。)</li> <li>・WMO(世界気象機構)、ESCAP等によるサイクロンパネル(自然災害対応セミナー)が年1回開催されている。</li> <li>・インドのNGO「TARU」がエーヤワディ地域におけるハザードマップを作成している。</li> <li>・ADPCが主となり、UNDP、UNOCHAも協力の下、MAPDRRの策定が行われ、優先課題の抽出・整理を行っている。ADPCは今後、国家レベルの防災トレーニングプログラムの策定、防災の主流化を支援予定。また、RRD職員に対する防災分野研修内容の改訂を支援 予定。</li> <li>・UNDPによる防災リスク低減に向けた取り組みが250村で実施されている。</li> </ul>



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年03月01日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト (英)Project for Development of a Comprehensive Disaster Resilience System and Collaboration Platform in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ミャンマー国 ヤンゴン地域及びバゴー地域、
署名日(実施合意)	2015年04月08日
協力期間	2015年04月09日 ~ 2020年04月08日
相手国機関名	(和)ヤンゴン工科大学
相手国機関名	(英)Yangon Technological University (YTU)

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマーにおいては、いくつもの活断層があり、これまでも多くの地震被害を経験してきた。最大都市ヤンゴンや第2都市マンダレー、首都ネピドー、バゴー、タウンゲー、ミッチーナなどの主要都市は、全てザガイン断層上またはその近傍に位置する。また、風水害については、国内各所で頻発しており、近年では2008年にサイクロン・ナルギスによりヤンゴンやエーヤワディデルタで14万人以上の死者と不明者を出した。また2010年と2011年には、バゴー川流域で大規模な水害が発生し1万5千人が被災したと言われている。</p> <p>現在ミャンマーでは、今後予想される大規模かつ急速な国土・都市開発に伴う都市人口の拡大と産業・居住区域の拡大による災害リスクの増大、気候変動に伴う風水害発生など、自然災害の不確実性への対応が喫緊の課題である。しかしながら、ミャンマーには不確実性の高い将来や災害に対応できる技術や情報システム、人材が大幅に不足しており、十分な災害抑止が期待できない状況にある。また、総合的な災害対応能力の強化のためには、産学官の緊密な連携が必要であるが、ミャンマー社会においては、十分な横断的連携体制が整備されていない。</p> <p>かかる状況下で、ミャンマー国科学技術省傘下にあるヤンゴン工科大学では、災害脆弱性の変化を随時予測するシナリオ解析システム及びそれを基盤とする災害対応力を強化するための一元的災害対応システムの開発・構築を計画している。また、これらシステムのミャンマー政府や産業界への普及を図るため、産学官連携のコンソーシアムを立ち上げを計画しており、今般、これらシステムの研究開発、研究開発に必要な人材育成及びコンソーシアム運営を支援するための技術協力プロジェクト(STREPSスキーム)の要請がミ国科学技術省よりなされた。</p>
上位目標	ミャンマー国の災害対応能力が向上する
プロジェクト目標	開発された一元的災害対応システムが、産学官のプラットフォームを通じてミ国政府や産業界に普及・採用される

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一元的災害対応システムの開発</li> <li>(2) 構造物の災害低減機能確保のための技術開発</li> <li>(3) 産学官連携プラットフォームの構築と安定的な運営</li> <li>(4) (1)～(3)に必要なとなる人材の育成プログラム</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 動的都市観測・評価システムの開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1. 「土地・建物・地盤・微地形」に関する既存資料の収集及びデータベース化と衛星データからの同時期撮影を利用した更新システムの開発</li> <li>1-2. 「水・流域環境」に関する衛星観測、地上観測及びそのデータベース化と、水循環モデルを組み合わせた統合的水資源管理情報システムの開発</li> <li>1-3. 「交通・人の流れ」に関するモバイルセンサを用いた動的社会観測・評価システムの開発</li> </ul> </li> <li>2. 1. で開発した都市観測・評価システムを基盤とする、災害脆弱性を動的に評価するシナリオ解析システムの開発</li> <li>3. 2. で開発したシステムを基盤とする、災害時に政府の意思決定を支援する一元的災害対応システムの開発</li> <li>4. 構造物の点検診断、評価、補修・補強に関する実証と災害低減機能確保に関する技術開発</li> <li>5. 産業界、開発実施機関、行政担当者、研究者からなる連携プラットフォームの構築とセミナー・ワークショップの開催</li> <li>6. 上記1. から4. にかかる研究開発に必要なとなる人材を育成するための、大学院修士・博士課程向けの教材・シラバスの開発(ヤンゴン工科大学の土木、建築、地質工学部対象)</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究員派遣(常駐及び短期)</li> <li>・ミ側研究員の招聘(年間10名～5名×1週間)</li> <li>・研修・教育用機材(鉄筋腐食診断機等の非破壊試験のための機材)</li> <li>・現地業務費</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミ側研究員</li> <li>・オフィススペース、研究スペース</li> <li>・教育・研究用のパソコンの配置</li> </ul>
外部条件	<p>ミ国の防災・高等教育分野にかかる政策が大きく変更されない(外国からの支援が困難となるような政策が施行されない)。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤンゴン工科大学(Yangon Technological University)</li> <li>・マンダレー工科大学(Mandalay Technological University)</li> <li>・ミャンマー工学会(Myanmar Engineering Society)</li> <li>・ミャンマー国運輸省気象水文局(Department of Metrology and Hydrology, Ministry of Transport)</li> <li>・東京大学 生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター</li> <li>・北海道大学 大学院 工学研究院</li> <li>・東北大学 大学院環境科学研究科、災害科学国際研究所</li> <li>・慶応義塾大学 大学院システムデザイン・マネジメント研究科</li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1)我が国の援助活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)技術協力プロジェクト「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト」2013年3月～2018年3月 ヤンゴン工科大学、ヤンゴン大学の工学・理学系教員のASEAN域内大学への留学、共同研究等を支援</li> <li>(2)技術協力プロジェクト「ミャンマー工学教育拡充プロジェクト」2013年10月～2018年10月 ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学の6主要学科(土木、機械、電気、電子、IT、メカトロニクス)を対象とした教育・研究能力の向上を支援(教員の留学、共同研究、機材の供与含む)</li> <li>(3)技術協力プロジェクト「自然災害早期警報システム構築プロジェクト」2013年1月～2016年12月 社会福祉救済・復興省救済復興局(RRD)及び運輸省気象水文局(DMH)をカウンターパートとして、自然災害発生時の早期警報システムを改善し、関係政府機関が連携する事で、早期警報が末端の住民まで迅速かつ適切に伝わるシステムの構築を図る支援</li> </ul> </li> <li>2)他ドナー等の援助活動 特に無し</li> </ul>



個別案件(専門家)

2019年02月27日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)防災政策アドバイザー (英) Advisor for Disaster Management Policy
対象国名	ミャンマー
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー及びミャンマー全土
協力期間	2015年03月01日 ~ 2017年02月28日
相手国機関名	(和)社会福祉救済・復興省 救済・復興局
相手国機関名	(英) Relief and Resettlement Department, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement
プロジェクト概要	
背景	ミャンマー社会福祉救済・復興省の救済・復興局は、防災計画の策定や防災関連研修の企画・実施、緊急物資の供与を含む災害時の緊急対応等を担当しており、防災行政の要としての立場にある。副大統領を議長とする国家防災対策委員会(National Disaster Preparedness Central Committee: NDPCC)が2013年5月にサイクロンマハセンの対応のために大統領令により設置されたが、同委員会の副議長及び作業部会の議長を社会福祉救済復興大臣が務めており、救済・復興局はその事務局としての役割を担っている。 2009年に国家防災計画にあたるMyanmar Action Plan for Disaster Risk Reduction (MAPDRR)の策定以降、防災分野の制度整備が進められており、最重要課題であった防災法は2013年10月に施行予定である。今後は同法に基づく防災行政を強化かつ地方にまで拡大していくためにも、救済・復興局のリーダーシップの元、防災法実施のための細則策定、関連省庁の管轄分野の整理、防災体制の確立を迅速に進めることが急務となっている。
上位目標	ミャンマー国の防災政策の策定、実施が促進される。
プロジェクト目標	社会福祉救済・復興省救済・復興局及び同局を通じたNDPCCに対する助言・指導を通じて、防災政策策定の促進及び実施体制の構築が促進され、防災行政能力が強化される。
成果	1. 防災法に基づく防災政策及び国家防災計画が策定される 2. 防災政策及び国家防災計画の実施体制が構築される 3. 国家防災計画等に基づくプロジェクトの優先度及びJICAの支援計画を特定される 4. 計画実施に必要な防災人材育成プログラムが策定される
活動	1. 防災法に基づく防災政策及び国家防災計画の策定支援を行う。 2. 防災政策及び国家防災計画の実施体制構築と実施促進に向けた助言と技術指導(防災研修センター(DMTC)や緊急対応センター(EOC)の効果的な活用のための助言、技術指導も含む)を行う。 3. 国家防災計画等に基づくプロジェクトの優先度を検討し、JICAの支援計画を特定する。 4. 計画実施に必要な防災人材育成プログラムに係る助言、提言を行う。

投入

日本側投入 長期専門家派遣(1年間)  
相手国側投入 カウンターパートの配置  
執務室の提供

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

- ・サイクロン予警報業務改善アドバイザー(2009-2011年度)
- ・災害復興支援無償「サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画」(2010-2013年度)
- ・無償「気象観測装置整備計画」(2012年度-)
- ・自然災害早期警報システム構築プロジェクト(2013-2016年度)

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.



技術協力プロジェクト

2018年09月27日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)法整備支援プロジェクト (英)The Project for Capacity Development of Legal, Judicial and Relevant Sectors in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	ガバナンス-法・司法
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー、ヤンゴン
署名日(実施合意)	2013年08月22日
協力期間	2013年11月20日 ~ 2018年05月31日
相手国機関名	(和)連邦法務長官府、連邦最高裁判所
相手国機関名	(英)Union Attorney General's Office, Supreme Court of the Union
日本側協力機関名	法務省

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマーでは、2011年3月に新政府が発足して以来、「民主化」、「経済改革」、「少数民族との和平」を3つの柱とした改革が、精力的に進められている。法・司法セクター改革による法の支配の確立は、これら改革を進める上での不可欠な要素として認識されており、特に、2015年のASEAN経済共同体の共同設立に向けた市場経済化促進・投資環境整備のための法・司法制度の整備が喫緊の課題とされている。

現行のミャンマー法は、英領インドで形成されたインド法典を移植した法規の集成に、1958年までの制定法をも組み込んだ「ビルマ法典」が、ビルマ式社会主義時代及び軍政時代を通じ、一部を除いて維持されている。特に民商事法分野においては、現代の複雑・高度化した市場経済に合致しない前時代的な内容を含む法律が多く残存しているほか、場当たりの法令整備が行われてきた結果、法制度全体が体系化されておらず、法令同士の抵触やオーバーラップが見られる。このような問題は、法の適用・運用の不透明性につながり、ミャンマーにおける投資やビジネスの展開を考慮する際に求められる透明性や予測可能性を著しく低下させている。

法・司法関係機関においては、法令の起草に関して、法令の所管・関係省庁(国家計画・経済開発省、商業省、内務省等)の法的な資質のあるスタッフが不足している上、法案起草のためのトレーニングの機会も極めて限定されている。法案起草に関する助言・審査などを担当する法務長官府においても、研修プログラムにこれら研修は十分には組み込まれておらず、専門的な知見・ノウハウを取得する機会は限られている。さらに、司法を担う裁判所は、ビルマ式社会主義時代及び軍政時代において、裁判所としての役割が限定されていたことから、今後のミャンマーの急激な環境変化に対応するための準備がなされているとは言えず、司法分野の意識改革もまた、法の支配の実現に向けた課題となっている。

このような背景から、ミャンマーの法・司法関係機関における、社会経済及び国際標準に則した法令の整備及び適切な運用が行われるための組織的・人的能力の向上が、ミャンマー政府が掲げる経済化促進・投資環境整備などの改革を推進していく上での最重要課題の一つとなっている。

本事業は、2015年のASEAN経済共同体の設立などを見据え、ミャンマーが直面する喫緊の

経済法等の起草・改正課題に対応する活動を行いながら、法・司法関係機関の法案作成能力の向上を図るとともに、より中長期的な観点から、人材育成の基盤整備、法令相互の整合性・体系的性、立法の優先順位などを検討し、もって将来の自立的、持続的な法令の整備及び適切な運用、さらには、法の支配の確立、民主化、経済改革に寄与することを目指すものである。

上位目標	ミャンマーにおいて、法の支配、民主化、持続的な経済成長が、ミャンマーの社会経済及び国際標準に則した法令の整備及び適切な運用により推進される。
プロジェクト目標	ミャンマーの法・司法及び関係機関において、時代に適合した法整備、運用を行うための組織的・人的能力が向上する。
成果	<p>【サブプロジェクト(SPJ)1(法務長官府/JICA)】</p> <p>成果1: プロジェクト活動を通じ、法務長官府が、法案審査・法的助言の実務改善及び技術向上に関する教訓を得、対象法分野に関する理論及び実務に関する知見並びに、法情報の調査及び法案作成のノウハウを蓄積する。また、対象法分野を所管する関係機関が、それらの知見及びノウハウを蓄積する。</p> <p>成果2: 法務長官府が、人材育成のための研修制度・手法及び環境を改善する。</p> <p>【SPJ2(最高裁判所/JICA)】</p> <p>成果1: 最高裁判所が、最高裁判所が所管する対象法分野に関する理論及び実務に関する知見並びに、法情報の調査及び法案作成のノウハウを蓄積する。</p> <p>成果2: 最高裁判所が、人材育成のための研修制度・手法及び環境を改善する。</p>
活動	<p>【SPJ1】</p> <p>(1-1)法務長官府及びJICAが編成するJCCが、アセアン経済統合に向けた国内法の整備等、喫緊の整備が必要とされる法令の中から、本活動の対象とする法令を決定する。</p> <p>(1-2)法務長官府が、法務長官府の職員及び対象法令の関係機関によるワーキンググループ(WG)を設立する。</p> <p>(1-3)WGが、日本人専門家の協力のもと、対象法令に関する判例、法理論、諸外国の立法・運用例等の情報を調査・収集し、収集した情報及び調査のノウハウをとりまとめる。</p> <p>(1-4)WGが、日本人専門家の協力のもと、対象法令の運用面も含めた必要な情報を収集し、課題を分析するためのセミナー・ワークショップを開催する。</p> <p>(1-5)WGが、日本人専門家の協力のもと、(1-3)及び(1-4)の活動を通じ法令相互の整合性、体系的性を検討すべきことが明らかとなった法分野について、整合性、体系的性を確保するための検討・研究を行う。</p> <p>(1-6)WGが、日本人専門家の協力のもと、具体的な法案起草に関する検討を行う。</p> <p>(1-7)法務長官府が、最高裁判所からの招待に基づき、SPJ2の活動(1-3)から(1-6)の活動に参加する。</p> <p>(1-8)WGのうち法務長官府のメンバーが、日本人専門家の協力のもと、(1-3)から(1-7)の活動を通じて得た、法案審査、法的助言の実務改善、技術向上に関する教訓を参考資料として取りまとめる。</p> <p>(2-1)法務長官府が人材育成を強化するためのWGを設立する。</p> <p>(2-2)WGが、日本人専門家の協力のもと、日本その他の諸外国における研修制度等、法務長官府の職員研修の改善に必要な情報を収集し、改善の方法を検討する。</p> <p>(2-3)WGが、日本人専門家の協力のもと、法務長官府の職員研修カリキュラム、テキスト、研修手法等を改善する。</p> <p>(2-4)法務長官府が、JICAの協力のもと、法務長官府の職員に必要な研究・研修機材等を整備する。</p> <p>【SPJ2】</p> <p>(1-1)最高裁判所及びJICAが編成するJCCが、最高裁判所が所管する法令の中から、本活動の対象とする法令を決定する。</p> <p>(1-2)最高裁判所が、最高裁判所の職員及び対象法令の関係機関によるワーキンググループ(WG)を設立する。</p> <p>(1-3)WGが、日本人専門家の協力のもと、対象法令に関する判例、法理論、諸外国の立法・運用例等の情報を調査・収集し、収集した情報及び調査のノウハウをとりまとめる。</p> <p>(1-4)WGが、日本人専門家の協力のもと、対象法令の運用面も含めた必要な情報を収集し、課題を分析するためのセミナー・ワークショップを開催する。</p> <p>(1-5)WGが、日本人専門家の協力のもと、(1-3)及び(1-4)の活動を通じ法令相互の整合性、体系的性を検討すべきことが明らかとなった法分野について、整合性、体系的性を確保するための検討・研究を行う。</p> <p>(1-6)WGが、日本人専門家の協力のもと、具体的な法案起草に関する検討を行う。</p> <p>(1-7)最高裁判所が、法務長官府からの招待に基づき、SPJ1の活動(1-3)から(1-6)の活動に参加する。</p> <p>(1-8)WGのうち最高裁判所のメンバーが、日本人専門家の協力のもと、(1-3)から(1-7)の活動を通じて得た、法案作成の実務改善、技術向上に関する教訓を参考資料として取りまとめる。</p> <p>(2-1)最高裁判所が人材育成を強化するためのWGを設立する。</p> <p>(2-2)WGが、日本人専門家の協力のもと、日本その他の諸外国における研修制度等、裁判官、書記官、裁判所スタッフ研修の改善に必要な情報を収集し、改善の方法を検討する。</p> <p>(2-3)WGが、日本人専門家の協力のもと、裁判官、書記官、裁判所スタッフの研修カリキュラム、テキスト、研修手法等を改善する。</p> <p>(2-4)最高裁判所が、JICAの協力のもと、裁判官、書記官、裁判所スタッフに必要な研究・研修機材等を整備する。</p>

## 投入

- 日本側投入
- 1) 日本側
    - ・長期専門家派遣:【108M/M】(12M/M×3名×3年)
    - ①法案作成/法案審査/法的助言/人材育成
    - ②法案作成/法案審査/法的助言/人材育成
    - ③業務調整/援助協調
    - ・短期専門家派遣
    - ・研修員受け入れ
- 相手国側投入
- 2) ミャンマー国側
    - ・施設提供(プロジェクトオフィス、ワーキンググループ(WG)会議室等)
    - ・カウンターパート配置
    - プロジェクトダイレクター(2名):法務長官府局長、最高裁判所局長
    - プロジェクトマネージャー(2名以上):法務長官府副局長・課長級、最高裁判所副局長・課長級
- 外部条件
- 1) 事業実施のための前提
    - ・特になし。
  - 2) 成果達成のための外部条件
    - ・対象法令の立法計画が変更されない。
    - ・法務長官府及び関係機関の業務量が大幅に増えない。
  - 3) プロジェクト目標達成のための外部条件
    - ・特になし。
  - 4) 上位目標達成のための外部条件
    - ・「法の支配」、「民主化」、「持続的な経済成長」を掲げた国家政策が後退しない。
    - ・プロジェクト活動を通じて蓄積した知見・ノウハウが立法・司法実務に活用される。
    - ・法務長官府、最高裁判所において、優秀な人材が大学から継続的に採用される。

## 実施体制

- (1) 現地実施体制
- 【実施機関】
- ・法務長官府:政府内における法令・文書審査(日本の内閣法制局、衆参議院法制局の機能)及び検察の機能を担っている。現行憲法の下においては、所管省庁が法案を起草し、法務長官府においてレビューが行われた後、国会への上程、議決を経て大統領により公布される。
  - ・最高裁判所:司法権の最高機関として、裁判権を有することに加え、民法(契約法等)、民事訴訟法等の基本法令をはじめとした52の法令の起草を所管している。
- 【ターゲットグループ】
- 上記2機関に加え、支援対象法令の所管・関係省庁(国家計画・経済開発省、商業省、内務省等)・機関を巻き込んで実施。
- (2) 国内支援体制
- 国内支援委員会の設置

## 関連する援助活動

- (1) 我が国の援助活動
- 1) 我が国財務省の総合調整のもと行われている、2015年開設予定の証券取引所に関連した証券取引法の起草支援は、本プロジェクトの対象と想定される経済関連法令等とも深く関わることから、相互に情報・意見交換を行い、法令間の整合性を図る必要がある。
  - 2) JICAがこれまで実施してきた「ミャンマー国有企業に係る情報収集・確認調査(2012年度)」、「公開会社の法制度及び企業統治の改革」、及び「国有企業の民営化にかかる法的事項」をテーマとしたセミナーの実施結果を踏まえたものとなるように留意する。
  - 3) 名古屋大学は、2013年6月、ヤンゴン大学との学術交流協定の下、ヤンゴン大学内に「ミャンマー・日本法律研究センター」を設置し、日本法の情報発信拠点とする計画を進めており、同センターと情報交換、人的交流を含め、相互に連携を図っていく必要がある。
- (2) 他ドナー等の援助活動
- DFID(英国国際開発省)は、2012年より在野法曹や市民社会のリーガルエンパワーメントを通じた司法アクセス改善を中心に協力を行っており、政府機関を対象とする協力は現時点では行っていない。
- UNDP(国連開発計画)は、2012年より大学教育や職業訓練等を中心に、ガバナンス全体の底上げを目指す包括的な枠組みの支援に着手している。特に、法務長官府を対象として、全国のLaw Officerのトレーニングの実施を検討しており、他国の支援活動とも連携しながら、Law Officerの基礎能力の向上を図ることを検討している。
- WB(世界銀行)は、金融法の一部について、起草支援を実施しているものの、現時点の協力は限られた範囲に留まっている。
- USAID(米国国際開発庁)は、連邦議会や選挙管理委員会などを対象とした選挙運営能力向上支援を検討しており、2013年2月に法・司法分野のアセスメントを実施し、その後の協力内容を検討する予定としている。



技術協力プロジェクト

2018年12月19日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)MRTV能力強化プロジェクト (英)The Project for Capacity Development of the Myanmar Radio and Television(MRTV)
対象国名	ミャンマー
分野課題1	ガバナンス-その他ガバナンス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-放送
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	タツコン(MRTV本局)、ヤンゴン(MRTV支局)
署名日(実施合意)	2015年08月14日
協力期間	2016年05月15日 ~ 2020年05月14日
相手国機関名	(和)情報省 ミャンマーラジオテレビ局
相手国機関名	(英)Myanmar Radio and Television (MRTV), Ministry of Information

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマーは2011年の民政移管後、2012年に出版物への検閲制度を廃止し、2013年には民間企業による新聞発行が再開された。しかし、半世紀に渡り継続した検閲制度により、現在においてもマスメディアによる報道は未成熟な状況にある。</p> <p>とりわけ国営放送局「ミャンマーラジオTV局(MRTV)」は発足以来約40年間、国営通信社「ミャンマー・ニュース・エージェンシー(MNA)」から配信される記事をそのまま電波に乗せる仕事だけを行ってきたため、自社で独自の報道が出来る記者を養成しておらず、本来の意味での「ニュース報道」は存在しない。番組制作部門も音楽や舞踊等のイベントを無編集で放送するスタイルのものが大半を占め、創造性を要する番組制作がなされておらず、公共性の高い放送局が担うべき「公益に資する番組作り」が出来ない状況が続いている。</p> <p>民主化プロセスにあるミャンマーにおいては、国内最大のカバーエリア(人口カバー率91%)を有するMRTVを、「民主国家の礎石となり得る」(UNESCO年次報告書、2009年)公共放送局に改組することは喫緊の課題であり、同時にMRTVを「正確・中立・公正な」報道機関に育成することが、ミャンマーのジャーナリズム全体の底上げにも資することにつながる。そのためにはMRTVにおいて真のジャーナリスト、良質な番組制作を指揮できるディレクターを育てるとともに、これらのアウトプットを国民全体に送出し得る技術者を訓練することが極めて重要である。</p>
上位目標	MRTVによって、正確・中立・公正な情報が国民に届けられる。
プロジェクト目標	MRTVにおいて、正確・中立・公正な情報を国民に届けるメディアに必要とされる人材が育成される。
成果	成果1: MRTVにおいて、公共放送局化に向けた組織運営上の課題が明確化され、同課題解決のための対処方針及び組織ビジョンが纏められる。 成果2: MRTVにおいて、職員の放送機材運用・維持管理にかかる能力が向上する。 成果3:

MRTVにおいて、番組制作を担当する職員の番組制作能力が向上する。

成果4:

MRTVにおいて、報道担当者のプロフェッショナルリズム(正確・公正な報道)に関する意識が向上する。

#### 活動

- 1-1: ミャンマー国のメディアの現状を把握するとともに、MRTV及びその聴衆・視聴者にかかるベースラインデータを収集・分析する。
- 1-2: MRTVが、各国の公共放送局に関する情報を収集する。
- 1-3: MRTVが、公共放送局化に向けた課題(持続的な経営を可能とする予算措置を含む)を抽出する。
- 1-4: MRTVが、公共放送局化するための課題への対処方針を作成する。
- 1-5: MRTVが、公共放送局化するための組織ビジョンを作成する。
- 1-6: MRTVが、公共放送局化に向けた中長期ロードマップを作成する。
- 2-1: MRTVの機材担当部門が、放送機材の運用及び維持管理にかかる課題を分析する。
- 2-2: MRTVの機材担当部門が、日本人専門家の助言を踏まえつつ、放送機材の運用及び維持管理にかかる職員向けのOJTを実施する。
- 2-3: MRTVの機材担当部門が、OJTの結果を踏まえ、放送機材の運用及び維持管理にかかるマニュアルを作成する。
- 3-1: MRTVの番組制作部門が、良質な番組を制作するにあたっての課題を分析する。
- 3-2: MRTVの番組制作部門が、日本人専門家の助言を踏まえつつ、番組制作の基礎研修及びOJTを実施する。
- 3-3: MRTVの番組制作部門が、OJTの結果を踏まえ、番組制作ガイドラインを作成する。
- 3-4: MRTVの番組制作部門が、日本の番組制作の実例に基づく日本人専門家の指導を受けつつ、国民の啓発を目的とした番組を制作する。
- 3-5: MRTVの番組制作部門が、自ら国民の啓発を目的とした番組を制作する。
- 4-1: MRTVの報道担当部門がMRTVの報道にかかる現状と課題を分析する。
- 4-2: MRTVの報道担当部門において、日本人専門家の助言を踏まえつつ、報道担当者への研修を実施する。
- 4-3: MRTVが、報道担当者向けの倫理規範を作成する。
- 4-4: MRTVが、日本人専門家の助言を踏まえつつ、(選挙等の)OJTを通じて独自の視点に基づく報道を実施する。
- 4-5: MRTVが、OJTの結果を踏まえ、自ら独自の視点に基づく報道を実施する。
- 4-6: MRTVの報道担当部門が、OJTの結果を踏まえ、記者ハンドブックを作成する。

#### 投入

##### 日本側投入

【専門家】  
総括/放送局運営、機材管理、番組制作、報道、業務調整等

##### 相手国側投入

【供与機材】  
プロジェクトの効果的な実施及び技術移転のため必要となる放送関係機材(ビデオカメラ、パソコン、編集機材等を想定)が供与される。

【カウンターパート配置】  
プロジェクト・ダイレクター(MRTV総裁)  
プロジェクト・マネージャー(MRTV副総裁)  
カウンターパート(MRTVの常勤職員)約20名

【ローカルコスト】  
カウンターパートに係る人件費  
供与機材に係る維持管理費  
執務室、水道光熱費等

【その他】  
情報開示への協力及び施設の立ち入り許可等

##### 外部条件

・ MRTVの職員のうちプロジェクト期間内に研修を受けた職員が、MRTVに在籍している。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

2013年10月に8,190万円を限度とする一般文化無償資金協力「ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送機材編集機材整備計画」に合意。本文化無償は、MRTVに対し、我が国の良質な番組及び放送編集機材を供与するもの。本プロジェクトでは、当該文化無償により供与された番組を放送したり、放送機材を利用するにあたっての、土台作り、関係作り、環境整備を行うという位置づけ。

##### (2)他ドナー等の

##### 援助活動

Australian Aidlによって、ミャンマーラジオ局職員を対象とした、自然災害に関する情報管理や早期警報情報システムの強化のためのプロジェクトを実施しているため、同プロジェクトの情報や成果を積極的に活用する。

開発計画調査型技術協力

2017年04月10日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト (英)Project for the Integrated Regional Development Plan to Support Ethnic Minorities in the South-East
対象国名	ミャンマー
分野課題1	平和構築-その他平和構築
分野課題2	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	カレン州及びモン州
署名日(実施合意)	2013年11月07日
協力期間	2014年02月01日 ~ 2017年09月30日
相手国機関名	(和)国境省
相手国機関名	(英)Ministry of Border Affairs

## プロジェクト概要

## 背景

2011年3月に発足したミャンマー新政権は民主化・国民和解に向けた動きを積極的に進めており、国境地域の少数民族武装勢力との停戦合意、政治対話も実施されている。中でも、63年間戦闘を継続していたKNU(Karen National Union: カレン民族同盟)とは2012年1月に停戦合意が締結され、KNUの活動地域であるカレン州にはタイ国境を越えて避難していた難民(2012年時点で約12万人)やIDPの帰還も期待される。

カレン州における63年間の武力紛争の結果、IDP・難民の流出、治安悪化による連邦政府のアクセス制限による開発の遅れ、地雷埋設問題等様々な課題が生じている。特に、道路ネットワークを始めとしたインフラは十分整備されているとは言えず、IDP・難民の帰還を妨げており、地域経済発展の障害となっている。また、帰還民の雇用の受け皿となる産業も未発達の状態である。IDP・難民の帰還・定着に向けて、生活基盤整備や生計向上手段の確保を支援することが、復興のみならず、その地域、ひいてはミャンマー全体の経済発展・平和構築を後押しすることとなると考えられる。

JICAは、2013年2月から10月にかけて、「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査(以下、「協力プログラム準備調査」)を実施し、同地域の開発課題を分析し、中長期的な開発の方向性について検討するとともに、優先度の高い事業について調査を実施し、日本政府支援を想定した将来の協力案件形成にかかる調査も行った。また、IDP・難民の帰還・定着を支援するために、帰還・定着に係る促進・阻害要因の分析と緊急支援ニーズの把握を行った。協力プログラム準備調査の結果、少数民族を含めた地域住民の意向を反映した南東部地域開発計画策定を支援し、東西経済回廊等、地域ポテンシャルを最大限に活かす方向で協力プログラムの策定を行う必要性が高いとされた。また、タイ国境からの難民の本格的帰還は開始されていないものの、IDPが帰還し、州政府・少数民族グループが協働してコミュニティ開発を進めている地域があることも確認された。しかし、依然として政府と少数民族の間で信頼関係があるとは言えず、そのことがIDPや難民の帰還がスムーズに行われていない要因と考えられている。

こうした状況のもと、帰還民を含めた住民の基礎的サービスの提供に必要な生活インフラ・生計向上に資する緊急パイロット事業を含む帰還・定着計画と、少数民族を含めた地域総合開発計画策定を、関係者の対話の場を確保しつつ支援することは、関係者の信頼醸成さらには

IDP及び難民の帰還・定着につながり、同地域の平和構築及び紛争予防のモメンタムを維持、推進する観点から重要である。

上位目標	策定された少数民族のための地域開発計画の実施を通じ、政府の能力が強化され、ミャンマー南東部の持続的かつバランスのとれた開発が促進されることで、国内避難民、難民が帰還定住し、人々が平和の配当を感受できるようになる。
プロジェクト目標	ミャンマー連邦共和国南東部地域のカレン州・モン州の平和と安定のために、関係者間の信頼を醸成しつつ、中央政府、州政府、少数民族等の関係者の共同作業で少数民族支援のための南東部地域の中長期的な地域総合開発計画及び国内避難民(以下、「IDP」(Internally Displaced People)と記す)・難民の帰還・定着支援計画を策定する。
成果	成果①:地域開発計画 ・モン州、カレン州における開発ビジョンと戦略(目標年次:2040) ・地域総合開発計画(目標年次:2025/2030) ・優先プロジェクトのPre-F/S 成果②:帰還・定着支援 ・IDP/難民の帰還・定着モデル/ガイドライン ・帰還・定着のためのパイロットプロジェクト ・帰還・定着計画 成果③ ・帰還・定着のための復旧プロジェクト ・地方政府の帰還・定着計画実施のための能力強化
活動	【地域開発】 1)関連政策、上位計画のレビュー、キャパシティギャップアセスメント 2)現地踏査、周辺地域調査(ダウエイ、タイ国メソット、スリーパゴタパス等)、各セクターの状況調査 3)他ドナー等の活動状況レビュー 4)調査中間結果のとりまとめ、戦略的環境アセスメントの考え方に基づく優先プロジェクト選定のための環境社会影響を含めた代替案の比較検討 5)関係者での開発ビジョンの共有、地域としての開発の方向性、優先プロジェクトの協議 6)地域としての開発の方向性の検討 7)各州の開発計画の骨子作成 ・土地利用計画 ・インフラ整備(道路、鉄道、港湾、内陸水運、小水力発電等、上水)等 ・保健、人材育成、教育、職業訓練 ・農業、農産品加工 8)優先プロジェクト(地域開発分野)の選定、プロジェクトプロファイルの作成 9)重要な環境社会影響項目の予測、評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を含むPre-F/Sの実施 10)以下で策定する帰還定着支援/コミュニティ開発計画の取り込み 11)地域総合開発計画の策定(5カ年毎、年度毎の州の開発計画へのインプット) 【帰還定着支援/コミュニティ開発計画】 1)関連政策、上位計画のレビュー、キャパシティギャップアセスメント 2)現地踏査(カレン州北部はプロジェクト開始後その可否を慎重に検討する) 3)他ドナー等の活動状況レビュー 4)調査中間結果のとりまとめ、優先パイロットプロジェクト候補の検討 5)関係者での開発ビジョンの共有、帰還・定着支援/コミュニティ開発計画の方向性、優先パイロットプロジェクトの協議 6)帰還先ビレッジ(集落)へのアウトリーチを支援する拠点サブタウンシップ(村)の機能強化、タウンシップ(町)とのアクセス改善等の検討 7)パイロットプロジェクト、優先プロジェクト(帰還定着支援/コミュニティ開発分野)選定のクライテリア検討 8)パイロットプロジェクト、優先プロジェクトの選定 9)パイロットプロジェクトの実施、管理 10)パイロットプロジェクトの評価、帰還・定着支援/コミュニティ開発のためのガイドラインのとりまとめ 11)帰還定着支援/コミュニティ開発計画の策定、地域総合開発計画へのインプット 【優先プロジェクトの実施】 1)優先プロジェクトの実施 2)地方政府の帰還定着支援/コミュニティ開発計画、地域開発計画の実施のための能力強化支援
投入	
日本側投入	■コンサルタント(分野/人数) (1)総括/住民参加、(2)地域総合開発計画、(3)帰還・定着計画、(4)コミュニティ開発計画、(5)平和構築/リスク管理・モニタリング、(6)コミュニティ施設計画、(7)コミュニティ施設施工計画/積算、(8)パイロットプロジェクト管理、(9)社会経済フレームワーク/経済開発、(10)土地利用計画/GIS、(11)陸上交通計画、(12)水上交通計画、(13)道路計画/橋梁計画、(14)社会開発計画、(15)農業開発/農産品加工、(16)水資源開発、(17)職業訓練、(18)経済財務分析、(19)環境社会配慮、(20)インフラ施工計画/積算) ■その他
相手国側投入	本邦研修員受入れ、現地セミナーの開催 ・カウンターパートの配置 ・情報資料の提供 ・オフィススペース等 対象地域において、停戦合意及び政策対話における合意事項が履行され、治安が悪化しない

外部条件  
こと。

実施体制

- (1)現地実施体制 責任機関:国境省少数民族開発局  
実施機関:国境省少数民族開発局、カレン州政府、モン州政府  
関係機関:国家計画・経済開発省
- (2)国内支援体制 有識者の支援を得る予定

関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動 草の根・人間の安全保障無償:カレン州帰還道路上の橋梁整備  
無償資金協力 :ラカイン州及びカレン州における道路建設機材整備計画  
技術協力プロジェクト :小規模養殖普及による住民の生計向上事業プロジェクト  
災害多発地域における道路技術改善プロジェクト  
プログラム形成調査 :全国運輸交通プログラム形成調査  
円借款 :地方開発・貧困削減事業  
協力準備調査 :メコン国際幹線道路連結強化事業協力準備調査
- (2)他ドナー等の  
援助活動 南東部地域及びタイ国境においては、複数の国際機関、他ドナー、国際 NGO 等が主に  
難民・IDP を対象とした人道支援活動(住居・食糧の提供、教育・保健・給水サービス  
等)を実施中である。  
これら人道支援機関については、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が全体調整を  
図っている。今後、帰還の進捗に合わせ、帰還先での支援展開を検討するドナー  
(UNDP、EU等)も複数存在する。以上から、本プロジェクトは他国機関との整合性が図  
られているといえる。ヤンゴンにおいては MPC がこれら各機関の活動を主役、調整す  
る機能を果たしている。



個別案件(専門家)

2019年02月05日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)労働行政政策アドバイザー (英)Labour Administration and Policy Advisor
対象国名	ミャンマー
分野課題1	社会保障・労働・雇用関係
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-労働
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネーपीドー
協力期間	2016年06月01日 ~ 2018年06月30日
相手国機関名	(和)ミャンマー労働・雇用・社会保障省
相手国機関名	(英)Ministry of Labour, Employment and Social Security, Myanmar
日本側協力機関名	厚生労働省
プロジェクト概要	
背景	ミャンマーにおいては、アメリカ、日本、デンマーク、EU及びILOの協力のもと、労働法の見直しが行われており、その内容の検討及び、見直し後の法令の円滑な施行のための体制整備が求められるほか、海外投資の円滑な受入れに当たり、協調的な労使関係の醸成及び技能労働者の育成が重要かつ急務の課題となっている。 ミャンマーにおける社会・経済の根幹をなす労働行政、労働政策の分野に対する協力を行う本件は、我が国の対ミャンマー支援方針(2012年4月)3本柱のうち「経済・社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援」に位置付けられる。
上位目標	労働法政策整備、労働者の技術水準の向上による、外国企業の投資促進及び経済・社会活動の活性化
プロジェクト目標	労働法、労使関係、職業能力開発等の労働行政全般の体制構築に向けたミャンマー政府の取り組みを支援し、労働関連政策の整備、労働者の技術水準の向上による、外国企業の投資促進及び、同国の経済・社会活動の活性化に貢献する。
成果	1.協調的な労使関係が醸成される。 2.労働法の見直し及びその円滑な施行に向けた体制が構築される。 3.国内の労働力需要を踏まえた職業能力開発体系が構築される。
活動	1.協調的な労使関係の醸成をめざし、労使関係、監督行政等に関する労働政策上の課題について日本の経験を踏まえた助言を行う。 2.労働法の見直し及びその円滑な施行に向けた体制構築を目指し、日本の経験を共有し、関係機関に助言を行う。 3.労働法見直しに当たってのミャンマー労働省内での検討作業及び日本国政府をはじめとする関係者との調整業務を支援する。 4.国内の労働力需要を踏まえた職業能力開発体系の構築を念頭に、職業訓練分野の日本側の協力についての検討を支援する。





草の根技協(パートナー型)

2019年03月02日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和) 貧困地域における労働集約型簡易舗装工事の持続的な自立実施支援事業 (英) TECHNICAL COOPERATION TO MYANMAR GOVERNMENT AND LOCAL PEOPLE FOR THEIR SUSTAINABLE AND SELF-RELIANT IMPLEMENTATION OF LABOUR-INTENSIVE-TYPE ROAD PAVEMENT WORKS
対象国名	ミャンマー
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エーヤワディ・デルタ地域及びその他の貧困地域
署名日(実施合意)	2016年01月27日
協力期間	2016年04月25日 ~ 2021年04月24日

## プロジェクト概要

背景	サイクロン・ナルギスの被災地であり、低所得者地域であるエーヤワディ・デルタ地域で実施された、草の根技術協力(支援型)「労働集約型簡易道路整備に関する人的資源開発事業」では、日本人技術者の指導の下、試験舗装によるOn-the-Job Trainingに地域住民延べ557人を動員したほか、初めてミャンマー語による労働集約型簡易アスファルト舗装の技術マニュアルが作成されるなど、技術の定着に向けて大きな成果をあげた。しかしながら、支援型での試験舗装は延長100mの1回にすぎず、日本人技術者の指導無しに自立的に技術が普及して行くという段階までには至っていない。また、石油輸入国のミャンマーでは、さらに低コストの簡易セメント舗装の技術移転の必要性が日緬双方の技術者から指摘されている。また、支援型では日本道路協会のベテラン技術者が正式に協力したことから、ミャンマー側カウンターパートの日本の技術力および技術協力に対する信頼は揺るぎないものとなった。以上の背景を踏まえると、マニュアルをさらに充実させるとともに、支援型により確立した技術がミャンマーにおいて自立的に普及していくことを支援する必要がある。
上位目標	ミャンマー全土の貧困地域への労働集約型簡易舗装技術の普及による地域雇用機会の増加と年間通行可能な地域道路整備による農業の発展などを通じた貧困地域が減少する。
プロジェクト目標	エーヤワディ・デルタ地域でのアスファルト及びコンクリート労働集約型簡易舗装工法が確立され舗装技術を自立的かつ継続的に普及できる人材が育成される。
成果	(1)簡易セメント舗装技術マニュアルの整備と既存の簡易アスファルト舗装技術マニュアルが改善される。 (2)試験工事のOJTによる人材(行政関係者、現場技術者、地元住民の作業員等)が育成される。 (3)労働集約型簡易舗装技術を自立的かつ継続的に普及してゆくための教材が作成される。
活動	1)簡易セメント舗装技術マニュアルの整備と既存の簡易アスファルト舗装技術マニュアルの改善 1-1) 日本及びミャンマーに専門家又は技術マニュアルに基づく事業実施を担保できる者で構成するプロジェクト技術委員会を設置 1-2) 日緬合同技術委員会をプロジェクト完了までに計4回開催し、技術マニュアルを議論、決

- 定
- 1-3) 日本側の知見を又は既存マニュアル基に試験施工結果やミャンマー政府の意見を踏まえた技術マニュアルの整備・改善
  - 2) 試験工事のOJTによる人材(行政関係者、現場技術者、地元住民の作業員等)の育成
    - 2-1) 試験工事の実施内容について、日緬両技術委員会で決定
    - 2-2) 日本側技術委員会代表による試験工事箇所、材料、機材の確認
    - 2-3) 試験工事の実施及び工事内容の記録
  - 3) 労働集約型簡易舗装技術を自立的かつ継続に普及してゆくための教材作成
    - 3-1) 技術マニュアル普及のため、試験工事内容や解説書を含む教材の作成
    - 3-2) 教材を使用した技術指導専門家育成するセミナー、ワークショップの開催
    - 3-3) ミャンマー政府が技術指導専門家育成課程を設置、運営することを合意、確認

投入

日本側投入

- 「人材」
- ・プロジェクトマネージャー 1名
  - ・合同委員会等 4名
  - ・試験工事企画指導専門員 3名
  - ・上記を含めプロジェクト支援の国内委員会 5名程度

相手国側投入

- 「人材」
- ・リーダー 1名
  - ・合同委員会委員 5名
  - ・舗装技術者 12名
  - ・試験工事参加現場技能者 50名程度
  - ・試験工事参加住民作業員 延べ1100名以上(88人×12日)

外部条件

- 「資機材」
- ・舗装材料一式(砕石、セメント等)
  - ・道路施工機械一式(ローラー、ミキサー、スコップ等)
  - ・プロジェクト終了後に技術マニュアルに基づく事業実施が自立的かつ継続的に実施されないリスク
  - ・ミャンマー政府関係者の交替に伴うプロジェクトの停滞又は中止リスク
  - ・ミャンマー政府実施の緊急道路整備事業停滞に伴うプロジェクトの遅延または中止リスク

実施体制

(1)現地実施体制

基本的には、日本側は日本道路協会と設立した合同委員会(18名)に若干の補充を行い対応する。また草の根支援型と同様、日緬合同委員会による総合管理のもとに、技術面では公共事業庁道路研究所(RRL)との共同作業とし、現場での試験施工は道路建設ユニット6と協力して実施する。すべてこれまで問題なく良好な成果を上げている方式を踏襲して行う。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

草の根技術協力(支援型)2012年6月～2014年9月  
 「ミャンマー連邦共和国 エーヤワディー・デルタ地域における雇用促進のための労働集約型道路整備(路面処理)に関する人的資源開発事業」



個別案件(専門家)

2018年04月07日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)運輸交通政策アドバイザー (英)Transport policy advisor
対象国名	ミャンマー
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー及びヤンゴン
協力期間	2013年02月01日 ~ 2018年05月31日
相手国機関名	(和)運輸省運輸局、ミャンマー港湾公社
相手国機関名	(英)Department of Transport and Myanma Port Authority, Ministry of Transport

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミ」国)については、近年の民主化、市場経済化に伴い、経済成長ポテンシャルが非常に高くなっていることから、各国援助機関は「ミ」国への支援を再開し、また各国民間企業も運輸交通インフラ整備の提案を活発に行っている。しかしながら、「ミ」国には国全体の運輸交通戦略がなく、それら多種多様な提案や開発プロジェクトの優先順位付けや投資効果の検討が十分に行えていない。各提案や開発計画を整理し、「ミ」国の全国運輸交通セクター全体の開発戦略を策定することが喫緊の課題であることから、JICAでは、2012年12月より協力準備調査「全国運輸交通プログラム形成調査」を実施し、全交通モードにかかる運輸交通開発ビジョンを示した上で、運輸交通開発戦略及び段階的实施計画を策定することとしている。

他方、日本が実施する同調査の成果を有効活用し、今後も主体性をもって「ミ」国運輸省が関連する個別の運輸交通関連政策を立案し、計画を実行するには、同省の政策立案能力、行政能力の向上が課題である。また、特に港湾開発については、JICAによる「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業調査」及び国交省港湾局による「ミャンマー国における港湾関連プロジェクト案件形成検討調査」が実施されており、「ミ」国はもちろん我が国の関心が高いセクターである。このため、「ミ」国の港湾公社についても政策立案能力及び行政能力の向上が必要である。

かかる状況下、「ミ」国から我が国に対して、運輸交通政策全体、特に港湾政策にかかる知見・経験を持つアドバイザーの派遣要請があった。

上位目標 「ミ」国における運輸交通開発計画が実施され運輸交通インフラが改善される

プロジェクト目標 運輸省運輸局及び港湾公社の政策立案能力及び計画実施能力が向上する

成果

1. 運輸交通政策及び港湾整備計画の立案に資する効率的な体制が構築される
2. 運輸省及びミャンマー港湾公社の行政能力及び調整能力が向上する
3. 日本が支援する各種運輸関連調査結果が個別運輸交通政策立案に効果的に活用される

活動

1. 現行の運輸関連政策・戦略、開発計画等を分析する
2. 運輸省及びミャンマー港湾公社に対して、運輸交通にかかる政策立案、制度構築、開発計

画策定の技術指導を行う

3. 運輸交通、特に港湾分野の開発に対して技術的な助言を行う

4. 運輸省及びミャンマー港湾公社が行う他援助機関・民間投資家との連絡・調整に対し適切な助言を行う

5. 運輸関連省庁・機関と協調し、運輸交通関連マスタープランや調査の円滑な実施を支援する

#### 投入

日本側投入 ・専門家派遣(24ヶ月)

・現地活動費

相手国側投入 ・カウンターパート

・執務環境

#### 実施体制

(1)現地実施体制

1. 運輸省運輸局

2. 運輸省ミャンマー港湾公社

#### 関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

ア「全国運輸交通プログラム形成準備調査」JICA(2012年12月より実施)

イ「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」JICA(実施中)

ウ「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査(都市交通)」JICA(2012年度実施予定)

エ「ヤンゴン港ティラワ地区港拡張事業準備調査」JICA(実施中)

オ「ミャンマー国における港湾関連プロジェクト案件形成検討調査」国土交通省港湾局(実施中)

カ「ミャンマーにおける鉄道整備事業実施可能性検討調査」経済産業省貿易経済協力局(実施中)

キ「ミャンマーにおける鉄道経営近代化調査(案件形成調査)」国土交通省鉄道局(実施中)

(2)他ドナー等の

援助活動

ア Asian Development Bank's Initial Sector Assessments (2012年6月終了)



技術協力プロジェクト

2018年06月06日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト (英)Project for Capacity Development on New CNS/ATM Systems
対象国名	ミャンマー
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-航空・空港
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン市
署名日(実施合意)	2013年10月15日
協力期間	2014年09月01日 ~ 2018年08月31日
相手国機関名	(和)運輸省航空局
相手国機関名	(英)Department of Civil Aviation (DCA), Ministry of Transport

## プロジェクト概要

## 背景

(1)当該国における航空セクターの現状と課題  
ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)では、現在32の空港が運用され、それらの内27の空港に定期便が就航している。しかしながら、超短波全方向式無線標識/距離測定装置(VHF Omnidirectional Range/Distance Measuring Equipment: VOR/DME)をはじめとする航行援助施設、航空監視レーダー、対空通信設備など航空機の安全運航に必要な航空保安施設の整備は大きく遅れており、同国の経済自由化に伴い急激に増加する航空需要に対し、航空輸送の安全性の更なる向上および輸送能力向上への対応が喫緊の課題となっているなか、航空機の監視や誘導が適切に行えない、航空交通容量が低いなどの問題が引き起こされている。また、国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization: ICAO)は、衛星等の技術を利用することにより、通信・航法・監視の能力を高め、増加する航空交通量に対応することを目的として次世代航空保安システム(Communications, Navigation and Surveillance/Air Traffic Management: CNS/ATM)の導入を全世界的に推進しており、今後ミャンマー政府が次世代航空保安システムを導入・運用していくためには、ミャンマー民間航空局(Department of Civil Aviation: DCA)のCNS/ATMに携わる職員の能力向上が不可欠となっている。

(2)当該国における航空セクターの開発政策と本事業の位置づけ  
ミャンマー運輸省は「ミャンマーの航空法、規則及び手続、ならびにICAOの標準と勧告方式に準拠して、民間航空局は、国内及び国際航空輸送の安全、円滑で確実な運用のために、安全な運用、規則的な飛行、経済的な運用、効率的な運用、確実な運用に向けてその機能を実施する」ことを政策として掲げている。本事業は、ICAOが推進する次世代航空保安システムへの移行に係る民間航空局の能力向上を通じて、航空輸送の安全性・効率性の向上に資するものであり、上記の政策に合致するものである。

上位目標 航空輸送の安全性・効率性が向上する。

プロジェクト目標 次世代航空保安システムへの移行に係るDCAの能力が向上する。

1.DCAの航空保安システム整備マスタープラン策定に係る能力が向上する。

## 成果

- 2.DCAの性能準拠航法(Performance Based Navigation: PBN)飛行方式の導入・実施に係る能力が向上する。
- 3.DCAに自動位置情報伝送・監視機能／管制官パイロットデータリンク通信(Automatic Dependent Surveillance/Controller-Pilot Data Link Communication: ADS/CPDLC)の不具合解析体制が整備される。
- 4.民間航空訓練校における航空管制に係る訓練が改善される。
- 5.民間航空訓練校における管制技術に係る訓練が改善される。

## 活動

- 1.次世代航空保安システムへの移行に係るDCAの能力向上
  - 1-1 航空保安システムの現状を分析する。
  - 1-2 日本、米国、EU及び近隣諸国におけるCNS/ATM計画を調査する。
  - 1-3 ICAOのグローバル航空計画および「シームレスな世界規模の航空交通管理システム」を構築するための構想を確認する。
  - 1-4 ミャンマーのCNS/ATMに係る段階的長期整備計画を作成する。
  - 1-5 短期整備計画に係るアクションプランを作成する。
  - 1-6 短期整備計画に係るアクションプランの進捗を定期的に確認し、必要に応じてアクションプランを更新する。
- 2.PBN飛行方式の導入に係る能力の向上
  - 2-1 ミャンマーのPBNロードマップをアップデートする。
  - 2-2 既存世界測地系1984(World Geodetic System-84:WGS84)測量データの検証と追加測量を実施する。
  - 2-3 空港の滑走路末端点、無線標識、障害物等の座標をWGS84に基づいて、航空路誌(Aeronautical Information Publication: AIP)に公示する。
  - 2-4 飛行方式設計者の基礎訓練を行う。
  - 2-5 飛行方式設計基準及びマニュアルを策定する。
  - 2-6 飛行方式の設計を行う。
  - 2-7 設計された飛行方式の地上検証を行う。
  - 2-8 設計された飛行方式の飛行検証を行う。
  - 2-9 PBN導入空港における航空管制官の訓練を行う。
  - 2-10 PBN運航承認基準を制定する。
  - 2-11 運航者のPBN運航承認の審査を行う。
  - 2-12 PBN飛行方式の安全評価を行う。
  - 2-13 受信機自律型完全性モニタ(Receiver Autonomous Integrity Monitoring: RAIM)情報の提供を行う。
  - 2-14 飛行方式を公示・運用開始する。
- 3.ADS/CPDLCの不具合解析体制の整備。
  - 3-1 不具合解析技術に関わる訓練を実施する。
  - 3-2 現行運用方法のICAOのデータリンク評価基準への対応状況を確認する。
  - 3-3 通信品質・不具合解析マニュアルを策定する。
  - 3-4 通信品質・不具合解析マニュアルに基づき中央報告機関に報告を行う。
  - 3-5 問題を解決するための適切な行動をとる。
- 4.民間航空訓練校における航空管制に係る訓練の改善。
  - 4-1 航空管制に係る訓練制度、教程、訓練教材、訓練施設等のレビューを行う。
  - 4-2 航空管制に係る訓練向上計画を策定する。
  - 4-3 航空管制に係る訓練向上計画に基づいて制度、教程、訓練教材、訓練施設等の改善を実施する。
  - 4-4 教官に対する訓練を行う。
  - 4-5 改善された航空管制訓練コースを運用する。
  - 4-6 改善された訓練コースの評価、フィードバック及びアップデートを行う。
- 5.民間航空訓練校における管制技術に係る訓練の改善。
  - 5-1 アウトプット管制技術に係る訓練制度、教程、訓練教材、訓練施設等のレビューを行う。
  - 5-2 アウトプット管制技術に係る訓練向上計画を策定する。
  - 5-3 管制技術に係る訓練向上計画に基づいて制度、教程、訓練教材、訓練施設等の改善を実施する。
  - 5-4 教官に対する訓練を行う。
  - 5-5 改善された管制技術訓練コースを運用する。
  - 5-6 改善された訓練コースの評価、フィードバック及びアップデートを行う。
  - 5-7 航空交通管制技術職員免許・格付制度を確立する。

## 投入

### 日本側投入

- 【長期専門家】(各48M/M)
- ・チーフアドバイザー／航空保安システム計画
  - ・航空管制訓練
  - ・管制技術訓練
  - ・業務調整／PBN訓練補助

- 【短期専門家派遣】
- ・CNS/ATM計画専門家
  - ・PBN専門家
  - ・ADS/CPDLC専門家
  - ・CNS/ATM訓練専門家

- 【本邦研修】

- ・CNS/ATM計画立案研修
- ・PBN関連研修
- ・ADS/CPDLC関連研修
- ・航空保安システム訓練関連研修
- ・CNS/ATM計画立案研修(第三国研修)

相手国側投入	<p>【機材供与】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空保安システム訓練に係る教材・機材等(試験機器、視聴覚教材等)</li> </ul> <p>【カウンターパートの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト・ディレクター</li> <li>・プロジェクト・マネージャー(CNS/ATMマスタープランおよびPBN担当)</li> <li>・副プロジェクト・マネージャー(ADS/CPDLC担当)</li> <li>・共同プロジェクトマネージャー(CNS/ATM訓練担当)</li> <li>・プロジェクトコーディネーター(関連部局より必要に応じ選出)</li> </ul> <p>【タスクフォースの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CNS/ATM マスタープラン策定TF</li> <li>・PBN 導入TF</li> <li>・ADS/CPDLC 障害分析TF</li> <li>・ATM 訓練TF</li> <li>・CNS 訓練TF</li> </ul> <p>【施設、資機材およびデータ等の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト事務所および執務に必要な家具・什器の用意、水道光熱通信費等の負担</li> <li>・WGS84測量データ</li> <li>・飛行方式設計システム</li> <li>・地上検証システム</li> <li>・飛行検査用航空機</li> <li>・RAIM情報</li> <li>・航空交通管制(Air Traffic Control: ATC)訓練用PCソフト</li> <li>・民間航空訓練校施設</li> </ul>
外部条件	<p>(1)事業実施のための前提</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー運輸省の次世代航空保安システムへの移行に係る方針を変更しない。</li> </ul> <p>(2)成果達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DCAが主体性を持ってプロジェクトを実施する。</li> <li>・カウンターパートが継続的にプロジェクトに従事する。</li> <li>・航空会社のPBN運航体制が整備される。</li> </ul> <p>(3)プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DCAが次世代航法システムへの移行に係る政策を維持する。</li> <li>・訓練を受けた職員がDCAに勤務し続ける</li> </ul> <p>(4)上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機及び空港施設の安全性が適切に維持される。</li> <li>・次世代航空保安システムの整備に必要な予算と人員をDCAが確保する。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>【プロジェクト実施組織】DCA</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト・ディレクター:DCA次長</li> <li>・プロジェクト・マネージャー(CNS/ATMマスタープランおよびPBN担当):DCA航空保安課長</li> <li>・副プロジェクト・マネージャー(ADS/CPDLC担当):DCA CNS課長</li> <li>・共同プロジェクトマネージャー(CNS/ATM訓練担当):民間航空訓練校教頭, DCA</li> <li>・プロジェクトコーディネーター:(関連部局より必要に応じ選出)</li> <li>・カウンターパートメンバー</li> </ul> <p>【合同調整委員会(Joint Coordination Committee:JCC)メンバー】</p> <p>[ミャンマー側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記DCAプロジェクト実施要員</li> <li>・その他</li> </ul> <p>[日本国側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家</li> <li>・JICAミャンマー事務所</li> <li>・その他</li> </ul> <p>[オブザーバー]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー国運輸省</li> <li>・在ミャンマー日本国大使館</li> <li>・その他</li> </ul>
(2)国内支援体制	<p>国土交通省航空局の協力を得つつ、現地専門家の技術的なサポート及びプロジェクトの円滑な実施のための支援を行う。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償資金協力「ヤンゴン国際空港拡張事業」(1984~1986年度)でヤンゴン国際空港の拡張、ターミナルビルの新設を行った。</li> </ul>

援助活動

- ・日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラムで2000年から航空保安に係る第三国研修をシンガポールで行っている。
- ・国別研修「航空保安」(2011～2013年度)で航空保安に係る第三国研修を行っている。
- ・無償資金協力「全国空港保安設備整備計画」を実施中で、その中でヤンゴン、マンダレー、ヘホー、ニャンウー、タンダウエ、ダウエイを対象に空港保安設備の整備を行うとともに、飛行方式設計システムを供与し、従来型の飛行方式の設計に関する基礎訓練を行う予定である。
- ・協力準備調査「全国運輸交通プログラム形成準備調査」を実施し、その中で2030年を目標年次とした航空サブセクターの開発ビジョン、開発戦略、段階的実施計画を策定する。

(2)他ドナー等の  
援助活動

シンガポールが1995年から、中国が2001年から、韓国が2002年から、タイが2007年から航空交通管制関連の訓練生を定期的に受け入れており、2010年～2012年の3年間で計16名である。ただし、DCAでは約200名近い航空交通管制関連の職員を訓練する必要があり、本事業はこのDCAの訓練体制を強化するものである。また、DCAは2013年6月にICAOアジア太平洋州サブ事務所(北京)と、PBN推進に係る技術協力に係る合意を行っているが、本プロジェクトの協力内容と重複はない。



技術協力プロジェクト

2019年03月12日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)道路橋梁技術能力強化プロジェクト (英)Project for Capacity Development of Road and Bridge Technology
対象国名	ミャンマー
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
署名日(実施合意)	2016年01月06日
協力期間	2016年04月01日 ~ 2019年06月30日
相手国機関名	(和)建設省公共事業局
相手国機関名	(英)Public Works, Ministry of Construction

## プロジェクト概要

背景	ミャンマー国(以下、「ミ」国)における建設省管轄道路の延長ベースでの舗装率は、アスファルト舗装が約49%、簡易舗装が約18%、砂利舗装が約16%で、残りが土道であり。アスファルト舗装による全天候型道路の整備推進は道路セクター政策の課題ではあるが、技術的、財政的な制約からその進捗は思わしくない。さらに、緬全国レベルの道路基準、規格が統一されておらず、基準・規格整備が早急に必要とされている。橋梁においては、1980年代に実施した橋梁訓練センタープロジェクトによる技術協力以降、緬建設省は最新技術取得面では十分な成果を上げられておらず、現在の能力では最新技術を活用した橋梁建設・整備が困難であり、能力強化が不可欠である。最新技術においては道路においても同様で、ITSを用いた効率的な道路・交通管理、運営が「ミ」国の高速道路をはじめとする主要幹線の効果的活用の面から、また安全管理の面からも喫緊の課題となっている。
上位目標	最新技術を用いた道路・橋梁整備、運営管理が実施される。
プロジェクト目標	建設省公共事業局の道路・橋梁建設、運営管理能力が向上する。
成果	<ul style="list-style-type: none"><li>・緬全国レベルでの道路基準、規格が整備される。</li><li>・主要幹線道路の道路維持管理能力が強化される。</li><li>・主要橋梁建設、整備能力が強化される。</li></ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行の道路・橋梁基準及び規格に関する見直し、課題抽出</li><li>・道路・橋梁建設及び整備における現在の技術力の把握、必要な最新技術の分析と提案</li><li>・研修プログラムの実施及びモニタリング</li></ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家派遣(道路基準・規格、橋梁基準・規格、舗装、構造物維持管理、ITS、研修等)</li><li>・研修員受入</li><li>・機材供与</li><li>・現地活動費</li></ul>

- 相手国側投入
- ・カウンターパート
  - ・執務環境
  - ・プロジェクト活動に必要な土地・施設・機材等の提供
  - ・実証事業への予算配分(スコープに入った場合)

実施体制

- (1)現地実施体制 建設省公共事業局

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA  
「橋梁技術訓練センター」JICA、(1979～85年)  
「災害多発地域における道路技術改善プロジェクト」JICA、(実施中)
  - 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.  
「Capacity Building Support for Project Identification: Preparation of the Maubin-Phyarpon Road rehabilitation Project」ADB、(実施中)



有償技術支援－詳細設計

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名 (和)バゴー橋建設事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】  
(英)Detailed Design Study on Bago River Bridge Construction Project

対象国名 ミャンマー

分野課題1 運輸交通-都市交通  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

協力期間 2016年09月01日 ~ 2018年04月30日

相手国機関名 (和)

## プロジェクト概要

背景 ミャンマーの旧首都ヤンゴン市を含むヤンゴン都市圏は、人口約570万人(2013年現在)を抱えるミャンマー最大の経済活動の中心地である。近年の急速な民主化の流れを背景として、海外資本の流入や民間開発が活発化しており、人口の増加を受けて都市化が一層加速している。  
ミャンマー政府は、2011年9月まで自動車輸入規制を行っていたため、全国的に車両保有台数は低く抑えられていた。また、ヤンゴン市内へのバイクの乗り入れ規制を実施していたため、都心部の渋滞もそれほど目立つものではなかった。しかし、近年の経済発展や自動車輸入規制の緩和等により、2012年度の車両保有台数は対前年比で10万台増え35万台を超えた。このような車両台数の急増に伴い、交通渋滞が頻発しており、ヤンゴン市内の道路インフラの不足が顕在化している。

上位目標 ティラワSEZへの直接投資の増加及びミャンマー全体の経済発展

プロジェクト目標 ティラワSEZの開発に伴う交通量の増大が予想されるヤンゴン市とタンリン地区間を結ぶバゴー川に橋梁を整備することにより、同区間の円滑な交通・物流網の整備・増強を図り、もってティラワSEZへの直接投資の増加及びミャンマー全体の経済発展に寄与するもの。

成果 ティラワSEZへの直接投資の増加及びミャンマー全体の経済発展

活動 ヤンゴン市とタンリン地区間を結ぶバゴー川への新規橋梁の建設事業に係る詳細設計業務の実施

## 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動  
援助活動 (1)我が国の援助活動  
・ティラワアクセス道路  
タンリン地区からティラワSEZへのアクセス道路改修事業をMOCが円借款により実施中である。(2018年度完成予定)  
・Thanlyin Chin Kat道路フライオーバー整備区間の道路(Thanlyin Chin Kat道路)を既存

- の4車線から6車線に拡幅する工事をミャンマー負担で実施する予定である。
- ・道路橋梁技術能力強化プロジェクト(技術協力)
  - ・新タケタ橋建設計画(無償資金協力)
  - ・東西経済回廊整備事業(有償資金協力)



有償技術支援－詳細設計

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名 (和) ヤンゴン環状鉄道改修事業 詳細設計調査【有償勘定技術支援】  
(英) Detail Design Survey for Yangon Circular Railway Line Upgrading Project

対象国名 ミャンマー

分野課題1 運輸交通-都市交通  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-都市交通  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

プロジェクトサイト ヤンゴン市

協力期間 2015年12月01日 ~ 2017年03月31日

相手国機関名 (和)

## プロジェクト概要

**背景** ミャンマーの旧首都ヤンゴン市は、人口約521万人(2014年)を抱える同国最大の商業都市である。経済活動の中心地として近年も人口の増加が著しく、JICAが協力したヤンゴン都市圏戦略的開発マスタープラン(2013年3月)によれば、2035年には950万人を超えると予測されている。急速な都市化により悪化する道路渋滞等の都市交通問題に対し、老朽化した社会基盤インフラの更新や、人と環境に優しい公共交通網の構築が必要とされている。  
同市内には総延長約46kmの区間に38の駅があるヤンゴン環状線があり、ミャンマー国鉄(Myanmar Railways、以下MR)により管理・運営されている。一日当たり122本の列車が運行されているが、施設や機材、車両の老朽化が進み、列車走行速度の低下や遅延、脱線事故等が頻発している。市内公共交通サービスの輸送機関毎の分担割合に占める鉄道は1%程度と極めて低く、多くの市民はバスを利用している。こうした状況を踏まえ、ヤンゴン環状線の活用はヤンゴン市が抱える都市交通問題解決の有効な手段の一つであることが、JICAが策定を支援したヤンゴン総合都市交通マスタープラン(2014年12月)において優先事業として位置づけられた。車両や鉄道保安設備の更新と改善を通じ、更なる需要増加とモーダルシフトに対応した安全で快適な輸送サービスの確保が必要とされている。  
このような状況を踏まえ、ミャンマー側から2013年10月にヤンゴン環状鉄道改修事業(以下「本円借款事業」)への円借款要請があり、JICAは同要請を受け、事業の審査を行った結果、2015年7月に日ミャンマー首脳会談にて、円借款の供与が決定された旨、日本側より表明された。今回の業務は、本円借款事業の詳細設計(基本設計レベル)を実施するものである。

**上位目標** 安全で効率的な旅客輸送の実現、快適な公共交通サービスの実現、ヤンゴン都市圏の社会経済活動の活性化。

**プロジェクト目標** ヤンゴン環状鉄道の近代化に向けて、老朽化した車両・鉄道設備の更新・改修を実施し、効率的な旅客輸送能力の増強と安全で快適な公共交通サービスの向上を図り、もってヤンゴン都市圏の社会経済活動活性化に寄与する。

**成果** 安全で効率的な旅客輸送の実現、快適な公共交通サービスの実現、ヤンゴン都市圏の社会経済活動の活性化。

**活動** ヤンゴン環状鉄道の既存鉄道施設の改良と近代化を図る事業に係る詳細設計業務の実施





個別案件(専門家)

2019年03月15日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)都市交通政策アドバイザー (英)Urban Transport Policy Advisor
対象国名	ミャンマー
分野課題1	運輸交通-都市交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-都市交通
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
協力期間	2015年03月23日 ~ 2017年03月22日
相手国機関名	(和)鉄道運輸省交通計画局
相手国機関名	(英)Department of Transport Planning, Ministry of Rail Transportation

## プロジェクト概要

背景	Myanmar economic has been accelerated after the country implemented its open policy. As a result, the country is experiencing a rapid motorization and urbanization, which puts serious pressure on the existing old urban transport infrastructure, and the concern for deterioration of urban environment, especially traffic congestion, is growing. The Government of the Republic of the Union of Myanmar, by its own effort and with the assistance from development partners, is paying a large effort to establish and to implement several policies and plans in order to reduce traffic congestion in large cities. Some improvement has been recorded as result of those effort in construction some new urban transport infrastructure in Yangon. However, actual situation shows a lack of institution structure to comprehensively tackle urban transport issues. The country is lack of experience to deal with a rapid motorization, to make a hierarchical road network, to reduce traffic demand as well as to divert the private traffic demand to a modern public transport system. Therefore, it is indispensable to prepare related policies for urban transport, to establish an effective structure and to foster implementation capacity in urban transport sector. In this regard, urban transport policy advisor who has outstanding practical knowledge and experience is required to assist policies in urban transport, and to strengthen the capacity of concerned officials.
上位目標	The expert will provide technical advices to the Ministry of Rail Transportation (MoRT), in order to enhance the effectiveness of policy and institutional structure regarding urban transport planning and implementation, with the ultimate objective is to form policies to achieve a smooth, comfortable and sustainable urban transport for Yangon city as well as other cities in the country
プロジェクト目標	The expert will provide technical advices to the Ministry of Rail Transportation (MoRT), in order to enhance the effectiveness of policy and institutional structure regarding urban transport planning and implementation, with the ultimate objective is to form policies to achieve a smooth, comfortable and sustainable urban transport for Yangon city as well as other cities in the country.

## 成果

Proposal for an effective institution structure or coordination structures between related authorities for making and implementing urban transport policy, plans and projects in Myanmar will be drafted.

Policy for comprehensive urban transport development will be drafted.

Assistance will be provided to make smooth implementation of urban transport projects and congestion reduction activities in the Greater Yangon, based on the urban transport master plan.

Technical advice will be provided to develop inter-city transport infrastructure in conjunction with the expressway and union highway managed by the Ministry of Construction.

## 活動

- Collect and analyse current policy, strategy, plan on urban transport.
- Analyse current demarcation of responsibility in urban transport between authorities such as Union Ministries, i.e. Ministry of Rail Transportation, Ministry of Transport, Ministry of Construction; and regional governments and concerned city development committees.
- Support Ministry of Rail Transportation (MORT) in establishing effective institution structure or coordination structures between related authorities for making and implementing urban transport policy, plans and projects in Myanmar, including urban road, urban railway and bus/BRT, etc.
- Support MORT in drafting a comprehensive urban transport development policy which cover both new investment and maintenance of urban road (including urban expressway) and urban public transport (including bus, BRT, urban rail, etc), as well as cover the fields of traffic demand management, traffic safety and ITS, etc.
- Support MORT in coordinating the railway sector projects regarding the railway projects funded by Japanese ODA and related activities, and in maintaining the overall schedule and those technical consistency.
- Monitor and support smooth implementation of urban transport master plan of the Greater Yangon and its related study in collaboration with other ministries and authorities.
- Provide technical advice to ease traffic congestion in the Greater Yangon, with close cooperation of the Yangon Region Government, and other cities, if any.
- Provide technical advice to develop inter-city transport infrastructure in conjunction with the expressway and union highway managed by the Ministry of Construction
- Provide advice for arrangement and coordination activity with other donors and private investors who are interested in urban transport projects.

有償技術支援－詳細設計

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和) ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ1詳細設計調査【有償勘定技術支援】 (英) Detailed Design Study for Yangon - Mandalay Railway Improvement Project Phase I
対象国名	ミャンマー
分野課題1	運輸交通-都市交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-鉄道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン・マンダレー路線の内、ヤンゴン・タンゲー間
協力期間	2014年05月01日 ~ 2016年06月30日
相手国機関名	(和)

### プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)の鉄道網の総延長は5,876kmに及ぶ。ヤンゴン・マンダレー線(約620km)は、英国植民地時代から同国の経済動脈であり、現在もミャンマー最大の商業都市ヤンゴン(約510万人)、首都ネピドー(約100万人)、第二の商業都市であるマンダレー(約125万人)を結ぶ重要な幹線鉄道である。</p> <p>2013年1月に実施されたミャンマー開発協力フォーラムで、鉄道運輸省がヤンゴン・マンダレー間鉄道改良と近代化事業は最優先の事業として紹介された。2013年2月、JICAによるミャンマー全国運輸交通プログラム形成準備調査(マスタープラン)の第2回Joint Coordination Committee(JCC)会議にて、同鉄道路線の改良および近代化にかかる実現可能性調査(FS)がミャンマー側より要請され、同要請に基づき、JICAはFSを実施し、2014年1月に終了した。このFS調査において、本事業は国家経済的にも財務的収益性の見地からも優先的に推進すべきであるとの結論が出された。</p> <p>このような状況を踏まえ、ミャンマー側から2013年11月に当該案件への円借款要請があり、JICAは同要請を受け、事業の審査を行った結果、2013年12月に日ミャンマー首脳会談にて、円借款の供与が決定された旨、日本側より表明された。今回の調査においては、同事業の基本設計及び詳細設計調査を実施するものである。</p>
上位目標	ミャンマー国の旅客／貨物の流れが活性化される。
プロジェクト目標	当国第一・第二の都市であるヤンゴン・マンダレーを結ぶ既存鉄道路線のうちヤンゴン・タンゲー間(約270Km)において、老朽化した施設・設備の改修・近代化を実施することにより、より安全で高速の列車運行と旅客・貨物の輸送能力増強が図られる。
成果	ヤンゴン・マンダレー路線のうち、ヤンゴン・タンゲー間の老朽化した施設・設備が改修・近代化される。
活動	<p>本事業に係る詳細設計業務の実施</p> <p>ヤンゴン・マンダレー路線のうち、ヤンゴン・タンゲー間の既存鉄道施設の改良と近代化を図る事業</p> <p>1) 既存の土木・軌道の改良及び橋梁施設の架け替え／改修</p> <p>2) 既存信号・通信の施設・設備の近代化及び電力設備の設置</p>

### 3)車両調達とその整備工場の建設

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

- (1) JICA「鉄道近代化計画(1)・(2)」
- (2) JICA「マンダレー・ヤンゴン鉄道整備事業」実現可能性調査
- (3) JICA「鉄道安全性・サービス向上技術協力プロジェクト」(実施中)
- (4) JICA「鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画」(2014年3月24日E/N署名)
- (5) JICA「ヤンゴン都市圏開発計画(都市交通)」
- (6) 経済産業省「ミャンマーにおける鉄道整備事業実施可能性検討調査」
- (7) 国土交通省鉄道局「ミャンマー鉄道改善ロードマップ整備」
- (8) 国土交通省鉄道局「ミャンマーにおける車両近代化に関する調査」
- (9) 運輸政策研究機構国際問題研究所「ミャンマー鉄道改善検討調査」

##### (2)他ドナー等の

##### 援助活動

ドイツ: 鉄道施設の維持管理に関する支援実績あり。  
中国: 車両(機関車・客車)工場建設、ヤンゴン・マンダレー路線の一部区間に信号システムを納入。  
インド: 車両調達等の支援、ヤンゴン・マンダレー線の一部区間に信号システムを納入。



技術協力プロジェクト

2019年01月11日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)郵便サービス能力向上プロジェクト (英)Postal Service Capacity Improvement Project
対象国名	ミャンマー
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術(ICTの利活用を含む)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-郵便
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン、マンダレー、ネピドー
署名日(実施合意)	2015年11月27日
協力期間	2016年06月09日 ~ 2019年06月08日
相手国機関名	(和)ミャンマー国営郵便・電気通信事業体
相手国機関名	(英)Myanmar Posts and Telecommunications (MPT)

## プロジェクト概要

背景	ミャンマー国営郵便・電気通信事業体(以下、「MPT」という。)は、安価な料金で全国あまねく提供されるユニバーサルサービスとしての郵便サービスを扱う唯一の公的事業体である。今後、国土全域に情報・モノ・金を流通させ、国土の均衡ある発展や国民の生活向上を図っていくためには、MPTの郵便サービスが全国において確実に提供される必要がある。また、ミャンマーにおいては経済が急速に発展しており、今後さらなる成長が見込まれる。こうした中、各種ビジネス文書の送達サービスとして、また、今後の市場拡大やeコマースの普及により増加が見込まれる小型物品の物流サービスとして、MPTにより安価・迅速・確実な郵便サービスが提供される必要がある。さらに、MPTはミャンマーが締結する万国郵便条約上の義務を果たす唯一の指定事業体であり、他国から送付された国際郵便物をミャンマー国内において確実に送達する義務がある。しかしながら、現在のMPTにおいては、郵便配送ネットワークの基盤が十分に成熟しておらず、効率的な郵便配送の仕組みとなっていないことから、輸配送途上での破損等事故や送達遅延が発生している。そのため、国民の郵便に対する信頼が低く、信頼を回復するための事業改革は喫緊の課題となっている。
上位目標	ミャンマーにおける国家の基礎インフラとして、すべての国民が地域を問わず便益を享受できるよう、郵便サービスの品質を改善すること。
プロジェクト目標	日本の郵便事業に関する経験及びノウハウの導入により、2018年3月末までに、ヤンゴン、ネピドー、マンダレーにおいて、郵便物の送達速度を通常郵便物:2~3日程度、速達郵便物:1日程度に改善すること。これにより、同地域全域において、国民が安価・迅速・確実に利用できる通信・物流サービスを実現すること。
成果	日本の郵便事業に関する経験及びノウハウの導入により、郵便サービス全般の改善を図ることで、ミャンマーの基本的通信・物流インフラを整備が達成され、ミャンマーの経済発展に寄与するとともに、国民が安価・迅速・確実な通信・物流サービスを享受できる。
活動	郵便局における業務改善、技術指導

## 投入

日本側投入 長期専門家、短期専門家、研修、機材  
相手国側投入 カウンターパート、執務環境、プロジェクト活動に必要な施設・機材等の提供

## 実施体制

(1)現地実施体制 ミャンマー国営郵便・電気通信事業者(MPT)、郵便局

## 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA  
ミャンマー国郵便事業の改善と高度な配送ネットワーク普及促進事業  
情報通信インフラ改善アドバイザー
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.  
Telecommunication Sector Reform Project(World Bank)



有償技術支援－有償専門家

2018年03月01日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)通信政策アドバイザー (英)Policy Advisor for Communication and Information Technology
対象国名	ミャンマー
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)－情報通信技術
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-通信・放送一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー ヤンゴン
協力期間	2015年10月01日 ~ 2017年09月30日
相手国機関名	(和)通信・情報技術省
相手国機関名	(英)Ministry of Communication and Information Technology

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)における情報通信インフラの現状は、2012年末時点の情報通信サービス普及率をみると、固定電話で1%、携帯電話で10%、インターネットユーザーで1%と、いずれも著しく低い水準に留まっている。これは、長年の経済制裁下における輸入制約及び資金不足により、通信インフラの整備が十分に行われていなかったことが主要因である。また、設備の老朽化に加え効率的な通信設計がなされていなかったことから、通話品質(快適さ・正確さ)、接続品質(情報伝達の迅速さ)、安定品質(通信の安定性)から成る、通信品質においても大きな問題がある。

今後のミャンマーにおける経済成長・貧困削減の加速化において、経済活動の基盤となる情報通信インフラの未整備がボトルネックとなっており、日系企業からも電力・運輸インフラと並んで、懸念が指摘されている。

このような背景から、中長期的な視点での情報通信インフラの改善計画が必要とされているが、現在の通信・情報技術省(MCIT: Ministry of Communication and Information Technology)、及び、ミャンマー郵電公社(MPT: Myanmar Posts and Telecommunications)、郵便電気通信局(PTD: Post and Telecommunications Department)、(MPT及びPTDはMCIT内の1組織の位置づけ)、には、政策面での計画策定について、十分な能力を持った職員が不足している。

そのため、MCITからの支援要望をうけ、2013年11月より情報通信インフラ改善アドバイザーとして個別専門家が派遣されているが、2015年6月で任期終了予定であるため、当要望はその後任の要請となる。

ミャンマーにおける情報通信分野については、外資企業(カタール(Ooredoo)、ノルウェー(Telenor))の携帯事業への参入が承認され、2014年7月にはMPTとKDDI、住友商事が共同事業に係る契約を締結し、MPTの公社化も計画されている。そのような中、ミャンマーにおける通信政策へのアドバイス、及びミャンマーの通信政策の方向性に関する情報に常に接することは重要である。また、2013年12月には無償資金協力での通信インフラ整備が完了し、2014年7月に円借款「通信網改善事業」の事前通報がなされ、かかる事業の実施主体であるMCITにアドバイザーを継続して派遣することは意義があると考えられる。

上位目標 情報通信の安全性及び信頼性に関する改善計画が明確になる。

プロジェクト目標 情報通信省の政策策定能力が強化される。

成果 1. MCIT (MPT及びPTDを含む)に対して、情報通信に関する政策策定計画について有益な助言が行われる。  
2. MCITの政策策定に必要な知識、技術の習得が行われる。

活動 1.MCIT (MPT及びPTDを含む)に対する政策助言  
1-1 MPTの公社化に関する助言を行う。  
1-2 情報通信に関連する政策等、MCITにおいて行われるプロジェクトにおける政策面の助言を行う。  
1-3 必要に応じ、情報通信技術に関する規則・規制の助言を行う。  
1-4 必要に応じ、郵便政策・規制の助言を行う。  
  
2.能力向上のため支援  
2-1 政策策定、事業関連技術及び、その他事業に関連する課題について、必要に応じ、ミャンマー国内、日本及び第3国での研修、セミナー及びワークショップを調整・実施する。

日本側投入 長期専門家

実施体制

(1)現地実施体制 通信・情報科学省(郵便電気通信局(PTD)、ミャンマー国営郵便・電気通信事業体(MPT))



技術協力プロジェクト

2019年01月08日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)電力開発計画能力向上プロジェクト (英)Project for Capacity Development of Power Sector Development Planning
対象国名	ミャンマー
分野課題1	資源・エネルギー—エネルギー供給
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー—エネルギー—電力
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	—
開発課題	—
プロジェクトサイト	プロジェクトの活動拠点はネピドーであるが、NEMP の対象は全国である。
署名日(実施合意)	2016年03月30日
協力期間	2016年08月16日 ~ 2019年05月31日
相手国機関名	(和)電力省
相手国機関名	(英)Ministry of Electric Power

## プロジェクト概要

背景 ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」という。)では、近年の経済発展に伴い電力需要が急増し、2010年に1,371MWだった最大電力需要は、2015年には約2,500MWになると想定され、5年間で著しい伸びを示している。しかし、水力発電所における乾期の水不足や設備の老朽化等による既存発電設備の出力低下が著しく、供給可能出力は約2,400MW(2015年の推定値)に留まっている。一方、送配電系統の設備整備も遅れており、送配電容量の不足や高いロス率(2011年時点で約24%)等、電力の効率的・安定的な流通が困難な状況にある。これら電力開発の遅れが経済・社会開発の大きな足かせとなっている。

同国では、今後も経済発展に伴い、電力需要は2030年ハイケースで約14,500MWに大きく増加すると予測されている。また、公平な経済社会開発の推進のためには、電化率(2013年時点で33.4%)の改善も急務である。こういった電力需要の急増や電化ニーズに適切に対応するためには、中長期的視点に立ち、環境・社会面にも配慮し、ベストミックスの電源構成に基づく電力開発計画が不可欠である。本認識に基づき、2013年に電力省との合意により、JICAは2030年までの国家電力マスタープラン(National Electricity Master Plan: 以下、「NEMP」という。)の策定を支援した。今後、ミャンマー側は電力省を中心として、同国電力セクターの状況変化に応じてNEMPを自ら定期的に見直していく必要があるが、包括的なNEMPの策定・運用に関する同省の能力は限定的であり、その強化が急務となっている。

上位目標 National Electricity Master Plan(NEMP)をもとに電力セクター開発が促進される。

プロジェクト目標 電力省の電力開発計画策定・運用能力が向上する。

- 成果
1. NEMP のレビュー、更新、活用に係る電力省の組織体制が強化される。
  2. NEMP に必要な情報・データの収集・管理体制が整備される。
  3. ミャンマー側のカウンターパートと日本側の専門家の協働作業を通じて NEMP の策定、更新、活用のための職員の技術能力が向上する。

活動	<p>1-1. 電力開発計画と NEMP 活用のための各部署の現状と責務を確認し、制度的な 制約と今後の課題を整理する。</p> <p>1-2. 上記 1.1 に基づき、NEMP の各分野を担当するワーキンググループメンバー を任命する。</p> <p>1-3. NEMP に係る各部署の役割及び業務プロセス・ルールを明確する。</p> <p>1-4. NEMP の計画、レビュー、定期更新の体制を確認・検討し、ミャンマー国政 府内の承認プロセスを確立するための支援を行う。</p> <p>1-5 活動 1-1.~1-3.を通じて得られる情報を踏まえ、電力セクターの体制・制度・規制枠組みに係る提言、助言を行う。</p> <p>2-1. NEMPに係る情報・データの収集・管理に係る現状の制約や課題を確認する。</p> <p>2-2. 次の分析に必要な情報・データの収集・管理・更新能力を強化すると共に、実際の収集・管理を行う。a. 電力需要想定(地方電化を含む) b. 電源開発計画(IPP、再生可能エネルギー、ガス火力リハビリを含む) c. 電力系統計画 d. 経済財務分析(電気料金、補助金等を含む国民負担の観点) e. 環境社会配慮</p> <p>2-3. 電力統計を含む情報・データの収集・管理体制を改善する。</p> <p>3-1. NEMPに必要な次の分析を協働で行い、同計画に関わる各部署・関係者が分 析手法、プログラム及びシミュレーションを習得する。a. 電力需要想定(マクロ、ミクロ双方の手法を含む) b. 一次エネルギー、最適電源構成、電源開発計画(再生可能エネルギー、ガ ス火力リハビリを含む) c. 電力系統計画(配電網整備・電化計画との整合性確保を含む) d. 経済財務分析(需要家・国民負担の観点) e. 環境社会配慮(戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環 境社会配慮 も含めた代替案の比較検討)</p> <p>3-2. 上記3-1を基に、短期・中期・長期的な優先投資計画の分析・策定を行う。</p> <p>3-3. 以下を踏まえて提言を作成のうえ、NEMPに反映する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期直営専門家: 電力セクターアドバイザー(30MM 想定)</li> <li>・短期専門家(コンサルタント): 総括/電力セクター計画、電力需要想定/一次エネ ルギー、電源開発計画、電力系統計画、経済財務分析、データ管理/組織体制、環 境社会配慮、業務調整/モニタリング(計 70MM 想定)</li> <li>・研修: 電力開発計画に必要な国内研修、本邦研修</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機材供与: 系統解析ソフトや専用 PC など活動に必要な機材等</li> <li>・カウンターパートの配置: チェアパーソン(NEMP 担当の電力省副大臣)、プロジェクトダイレクター(電力計画局の局長)、プロジェクトマネジャー(電力計画局の NEMP 担当者/ワーキン ググループのリーダーを想定)、プロジェクトコーディネーター(ワーキンググループのサブリー ダーを想定)、ワーキンググループメンバー</li> <li>・執務スペース、執務環境整備など</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、プロジェクトに関連する運営費</li> <li>①上位目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力開発のための予算が確保される。</li> </ul> </li> <li>②プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力セクター改革等により、NEMP の組織体制が変わらない。</li> <li>・電力セクターに係るミャンマー国政府及び電力省の政策が大幅に変更しない。</li> </ul> </li> <li>③成果達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト期間中、カウンターパートが頻繁に異動しない。</li> </ul> </li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣「ヤンゴン市の生活環境改善のための電力アドバイザー」(2012-2015 年 度)</li> <li>・経済産業省受託事業「電力開発計画プログラム形成準備調査」(2013-2014 年度)</li> <li>・無償資金協力「バルーチャン第二水力発電所補修計画」(2012 年度)</li> <li>・無償資金協力「電力危機に対する緊急無償資金協力」(2012 年度)</li> <li>・円借款「貧困削減地方開発事業(フェーズ1)」(2013 年度)</li> <li>・円借款「インフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)」(2013 年度)</li> <li>・円借款「ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」(2013 年度)</li> <li>・円借款「全国基幹送変電設備整備事業フェーズ I」(2014 年度)</li> <li>・円借款「全国基幹送変電設備整備事業フェーズ II」(2015 年度)</li> </ul>

- ・円借款「ヤンゴン配電網改善事業フェーズ1」(2015年度)
  - ・有償勘定技術支援「送変電設備導入能力強化プロジェクト」(2013年度)
  - ・協力準備調査「地方主要都市配電網改善事業準備調査」(2014-2015年度)
  - ・協力準備調査「貧困削減地方開発事業(フェーズ2)準備調査」(2015-2016年度)
- 2)他ドナー等の援助活動  
特になし。

(2)他ドナー等の  
援助活動



有償技術支援－附帯プロ

2019年02月19日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)送配電系統技術能力向上プロジェクト (英)The Project for Capacity Development of Power Transmission and Distribution Systems
対象国名	ミャンマー
分野課題1	資源・エネルギー--エネルギー供給
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー--エネルギー--電力
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー(主な拠点)、その他関連地域
署名日(実施合意)	2016年01月22日
協力期間	2016年05月27日 ~ 2021年10月31日
相手国機関名	(和)電力・エネルギー省(地方配電会社など)
相手国機関名	(英)Ministry of Electricity and Energy (Electricity Supply Enterprise, etc.)

## プロジェクト概要

背景	ミャンマーは、近年の経済発展に伴い電力需給が逼迫しており、特に乾期においては、電力不足による連日の計画停電が行われ、市民生活や経済活動に大きく影響が生じている。乾期における水力発電所の出力低下や設備の老朽化等のため、最大電力供給実績は約2,000MW(2014年)に止まる。一方、総電力需要は約2,500MW(2014年)に達し、約500MWの需給ギャップが生じており、定常的に計画停電を行わざるを得ない状況にある。また、過去数年で発電供給能力は段階的に増強されつつあるものの、送配電系統は依然として脆弱な設備により20%前後の高いロス率となっており、また旺盛な需要に対して送電容量が不足し、機器の老朽化・故障に伴い度々電力供給を停止しているほか、鳥獣・樹木接触や落雷等による事故停電も頻発している状況にある。同国では、今後も経済発展に伴い、電力需要は2011年の1,588MWから2015年には2,370MWへ、さらにJICAが策定支援したミャンマー国電力省の「国家電力マスタープラン案」(2014年)によると、総電力需要は、2030年までに最大で約14,500MWに増加すると予測されており、電力を安定的に供給するには、電源設備に加えて送変電及び配電設備の整備を同時に進める必要がある。
上位目標	ミャンマーの電力設備の増強が促進され、電力供給の信頼性と効率及び、エネルギーアクセスが向上する。
プロジェクト目標	送変電及び配電システムに従事する技術者及び技能者の能力が向上する。
成果	1 人材育成計画の枠組みが策定される。 2 研修プログラムが整備され、実施される。 3 研修システムのPDCAサイクル(Plan, Do, Check, Action)が構築され実践される。
活動	1-1 先方実施機関の組織及び財務課題を特定し助言を行う(特に配電部門に重点を置く)

1-2 技術標準化を含む送変電及び配電システムの技術的課題を特定し助言を行う(特に配電部門に重点を置く)

1-3 既存の人材開発の計画、方針、研修システムのアセスメントを行う。

1-4 人材開発計画について、枠組みおよびロードマップを検討、助言する。

2-1 研修プログラムを検討、計画する。

2-2 研修のためのシラバス、カリキュラム、テキストブックを作成する。

2-3 講師を育成する。

2-4 講師認定制度を準備、適用する。

2-5 研修のための資機材調達を計画し、据付ける。

2-6 送変電及び配電システムに関する技術標準化について助言し、テキストブックに反映する。

2-7 研修を実施する。

2-8 研修生のための評価システムを提案し、実施する。

3-1 研修システムをモニタリングし、評価する。

3-2 研修プランの改善のための実施事項を提案する(PDCAサイクルのActionに相当)

3-3 PDCAサイクルが継続される組織の能力を確立する。

#### 投入

##### 日本側投入

・専門家派遣:(200MM程度を想定)  
-長期専門家:研修機能強化/業務調整  
-短期専門家:チーフアドバイザー/送配電系統技術、配電技術(計画・設計)、配電技術(建設)、配電技術(保守管理)、送電技術、変電技術、財務・組織分析等

・研修員受入(カウンターパート研修、必要に応じ本邦研修):研修の体制、カリキュラム、実施内容の習得、講師認定制度、標準化内容検討、習得を想定

##### 相手国側投入

・機材供与:技術者研修に必要な機材等  
・カウンターパートの配置

・研修拠点の整備

・国内輸送費などローカルコストの負担

・事務所スペース、機器、車両等、JICA提供以外の資機材、消耗品など

##### 外部条件

・プロジェクトに関連するデータ・情報の提供

①上位目標達成のための外部条件・発電設備開発が適切に進められること。

②プロジェクト目標達成のための外部条件・プロジェクトによる研修を受けた技術者や技能者が、先方実施機関の然るべき部署にて業務に従事していること。・他のドナーによる支援方針の変更がプロジェクト実施に対し不利な影響を及ぼさないこと。・電力セクターの人材育成方針についてのミャンマー政府の方針や電力省の方針に大きな変更がないこと。・先方実施機関が送配電設備開発のための予算を適切に配置すること。

③成果2の達成のための外部条件・育成された講師が然るべきポジションで業務を継続すること。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

・専門家派遣「ヤンゴン市の生活環境改善のための電力アドバイザー」(2012-2015年度)  
・経済産業省受託事業「電力開発計画プログラム形成準備調査」(2013-2014年度)  
・無償資金協力「バルーチャン第二水力発電所補修計画」(2012年度)  
・無償資金協力「電力危機に対する緊急無償資金協力」(2012年度)  
・円借款「貧困削減地方開発事業(フェーズ1)」(2013年度)  
・円借款「インフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)」(2013年度)  
・円借款「ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」(2013年度)

(2)他ドナー等の  
援助活動

- ・円借款「全国基幹送変電設備整備事業フェーズ I」(2014 年度)
  - ・円借款「全国基幹送変電設備整備事業フェーズ II」(2015 年度)
  - ・円借款「ヤンゴン配電網改善事業フェーズ I」(2015 年度)
  - ・有償勘定技術支援「送変電設備導入能力強化プロジェクト」(2013 年度)
  - ・協力準備調査「地方主要都市配電網改善事業準備調査」(2014-2015 年度)
  - ・協力準備調査「貧困削減地方開発事業(フェーズ2)準備調査」(2015-2016 年度)
- 世界銀行は国家電化マスタープランに基づき国家電化プロジェクトを今後実施中。一方、ADB は ヤンゴン及び地方都市配電を実施していく中でミャンマー電力省(MoEP)に対してトレーニングも実施 予定であるが、本事業との重複はない。



草の根技協(地域提案型)

2017年07月14日現在

本部/国内機関 : 関西国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ヤンゴン管区内における無電化地域の電化と技術移転事業 (英) Electrification of non-electricity areas and technology transfer in Yangon Division
対象国名	ミャンマー
分野課題1	資源・エネルギー—エネルギー供給
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー—エネルギー—電力
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	—
開発課題	—
プロジェクトサイト	ヤンゴン管区ミイダイ村、アタヤウン村
署名日(実施合意)	2014年06月26日
協力期間	2014年12月02日 ~ 2016年12月31日
相手国機関名	(和) 畜水産地域開発省地域開発局
相手国機関名	(英) Department of Rural Development, Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development
日本側協力機関名	和歌山県

## プロジェクト概要

## 背景

近年経済発展を続けるミャンマー連邦共和国では、更なる発展に向け外資系企業を呼び込むための環境整備を進めているが、電力や道路などのインフラがまだまだ整っておらず、特に電力事情は劣悪で、電圧は安定せず、停電も多い。最大の都市ヤンゴンの市内においても度々停電が起こっており、原因として電力不足と配電線網の貧弱さ、変電所の更新整備の遅れなどが考えられる。

今回対象地域となるヤンゴン管区郊外は、その住民のほとんどが零細農家であり現金収入も少ない。また、木を簡単に組んで建てた家で生活しており、電気や水道がない生活を余儀なくされている。現在、対象地域では、薪やろうそく、灯油ランプを生活照明として用いているが、明るさが不十分なだけでなく、煙による健康被害や火事の危険にさらされていることに加え、日々の作業として発生する薪収集により農業などの生産活動や教育といった生活改善のための時間を奪われている。また少ない現金収入の中から、ろうそくや灯油を購入することで、貧困からの脱出を難しくしている。なお、有線電話回線の整備がすすんでおらず、主たる通信手段として携帯電話の普及が進んでいるが、無電化地域で充電インフラが整っていないため、携帯電話を持つ住民は、携帯電話の電源となる鉛蓄電池を遠くの町まで持って行って充電している。

畜水産地域開発省地域開発局(DRD)が対策主体となる農漁村部は、大規模発電施設による電力供給は不可との判断から、世帯別の太陽光パネル設置による電気供給が推進されている。太陽光パネルによる電化対策は、2012年末より実施されているが、資材品質、施設の整備・管理について問題が発生し、電気の安定供給に至っていない。

ミャンマー政府から、日本の優れた技術の普及と人材育成のため、和歌山県及び県内企業に支援依頼があった。

世帯別太陽光発電施設整備と研修等を通じた環境技術及び資材品質の重要性理解、維持管理技術等の移転により電気技術向上及び生活環境改善を図り、地域経済の発展につなげたい。

1 世帯別太陽光発電設備の整備と維持管理技術移転がモデル事例となり、他の無電化地域

上位目標	<p>において、今回移転される整備技術・設備の維持管理技術やノウハウが活用された太陽光発電設備システムが普及し、安定した電力の供給が可能となる。</p> <p>2「住民の生活改善、向上による貧困生活から脱却」「業者(技術者)への太陽光発電の設置、保守、メンテナンス技術の移転」から、新たな雇用と産業が生まれる。</p>
プロジェクト目標	<p>対象地域の電化を通じて、地域開発局職員・電気技術者・住民の各自が、必要とされる太陽光発電・施設に係る知識・技術を習得する。太陽光パネル設置台利用等、環境に対応した効率的な太陽光発電施設整備のモデル事業として活用されるようになる。</p>
成果	<p>1 太陽光発電設備やシステムの発電能力の維持方法及び盗難防止等適正な管理に対する住民の理解及び施設運用の中心となるリーダー育成</p> <p>2 効率的な太陽光発電施設整備が可能な技術者の育成</p> <p>3 ミャンマー政府と連携し、良質な太陽光発電施設整備技術を他地域へ普及</p>
活動	<p>1-1 維持管理が容易な太陽光パネル台を作成</p> <p>1-2 347世帯の家屋環境に応じた世帯別太陽光発電施設を設置</p> <p>1-3 屋根や雨季の状況、発電効率及び維持管理を勘案した太陽光パネルの設置方法を検討</p> <p>1-4 設置施設の適正な管理及び技術の移転のため、対象地域住民への説明会を実施</p> <p>1-5 施設を適正に運営するリーダーを地域住民から5名選出</p> <p>1-6 リーダー5名を養成するためのカリキュラム実施</p> <p>2-1 技術移転を行う電気技術者2名(2社より各1名)選出</p> <p>2-2 電気技術者2名を養成するためのカリキュラム実施</p> <p>2-3 施設設置工事における日本人技術者による技術指導実施</p> <p>3-1 安定した電気供給に必要な、資材の品質・保証への理解及び良質な設備工事実現のための指導</p> <p>3-2 地域開発局職員3名に対し、環境に優しい技術に対する認識の更なる深化とミャンマー国内で電化対策を効果的に推進するため、カリキュラムを実施</p> <p>3-2 地域開発局と連携し、事業実施地域への他地域からの視察の受け入れ</p>
日本側投入	<p>専門家 資機材(太陽光パネル347個)</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>畜水産地域開発省地域開発局(DRD)</p>
(2)国内支援体制	<p>実施団体: 紀南電設(株) 提案団体: 和歌山県</p>



個別案件(専門家)

2019年03月08日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)証券監督能力強化  
(英) Strengthening of Securities Market Surveillance

対象国名 ミャンマー

分野課題1 経済政策-金融  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

協力期間 2016年09月12日 ~ 2019年06月30日

相手国機関名 (和)ミャンマー財務省  
相手国機関名 (英) Ministry of Finance

日本側協力機関名 金融庁

## プロジェクト概要

背景 In Myanmar, capital market has not been well established. While securities exchange market in Yangon will be established in FY2015, the Ministry of Finance has strongly requested the Japanese government to continue assisting in this area.  
The key to success in developing a securities market is not only creating regulation and IT systems, but also implementing strict securities market surveillance. Although the Myanmar government recognizes the need of securities market surveillance, it is difficult to conduct the market surveillance because of lack of organization and human resource. To develop and operate the security market, improvement of securities surveillance system and further capacity development of concerned staffs is continuously requested.

上位目標 The sound development of a capital market in Myanmar is achieved through further strengthening the system of securities market surveillance.

プロジェクト目標 The capacity of the implementation of securities surveillance in Myanmar is enhanced as a result of an improvement of securities surveillance system.

成果 ・証券当局の適切な運営のための体制整備・人材育成がなされる。  
・銀行・保険分野を含め金融行政機能(企画立案、検査監督)が強化される。

活動 1. 証券取引法関連法令及び規定の整備状況を踏まえつつ、証券監督当局のより適切な運営体制の構築に向けた以下の活動を行う。  
(1) 組織体制の制度整備にかかる助言  
(2) 金融・資本市場の健全な発展に寄与する政策立案に関する助言  
(3) 市場における取引の適切な監視体制に関する助言  
(4) 職員研修の実施  
2. 上記1. の状況も見極めつつ、銀行・保険分野を含む金融セクター全体を対象とした金融行政能力強化の支援を行う。  
3. 我が国の同分野における支援も踏まえつつ、ミャンマー側機関及びIMFや世銀等がドナー

との連携を強化する。

投入

日本側投入 Input from Japanese Government  
1) 長期専門家  
2) カウンターパート研修・第三国研修

相手国側投入 Input from Recipient Government  
1) カウンターパート配置 2) プロジェクト事務所スペース 3) ローカルコスト負担

外部条件 当局が政策を変更しないこと

実施体制

(1) 現地実施体制 財務省 証券取引委員会

関連する援助活動

(1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA  
長期専門家(証券監督)2013年12月～2016年7月

援助活動

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.  
特になし



技術協力プロジェクト

2019年03月08日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)資金・証券決済システム近代化プロジェクト (英)Project for Modernizing the Funds Payment and Securities Settlement Systems in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	経済政策-金融
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー、ヤンゴン、マンダレー
署名日(実施合意)	2014年02月04日
協力期間	2014年02月04日 ~ 2020年08月03日
相手国機関名	(和)ミャンマー中央銀行
相手国機関名	(英)Central Bank of Myanmar
日本側協力機関名	日本銀行

## プロジェクト概要

## 背景

## (1)当该国における金融セクター現状と課題

ミャンマー政府は、経済分野の開発目標として市場経済化や投資促進を掲げ、金融規制緩和や証券取引市場の開設等、金融セクターの近代化に向けた準備を進めているが、金融市場の発展を支える情報通信技術(ICT)システムの整備が非常に遅れている。

中央銀行の本支店間及び市中銀行との間での資金決済及び口座管理、国債の登録管理業務の多くが手作業での処理に頼っており、業務効率の低さに加え、セキュリティ保護やデータ管理が適切にされていない点が問題となっている。今後、社会経済開発の進展に伴って、国内企業の資金需要の増加、諸外国からの投資の活発化、更に個人の銀行利用の普及拡大が見込まれており、金融機関で取り扱う資金及びデータ量が急増すると予想される中で、経済活動の根幹をなす中央銀行の業務ソフトウェアおよびICTインフラ基盤(以下、総称して「業務システム」とする。)の整備を通じた業務改善は、金融セクターに対する信頼性を維持向上させるためにも喫緊の課題である。

本システム導入に当たっては中央銀行業務、資金・証券決済にかかる法規制や業務プロセスを見直すとともに、新システムを適切に利用するための利用予定者への周知・研修、また、システムの適切な維持管理のための体制整備等が同時に必要である。

## (2)当该国の金融セクターにかかる開発政策と本事業の位置づけ

同国政府は2015年のASEAN経済共同体への加盟を公約しており、加盟各国と調和した金融システムの整備を重要課題と位置付けている。IMF4条協議(2012年5月)においても、金融セクターの近代化の必要性が指摘され、特に中央銀行の独立性及び機能強化、電子決済等の業務システム導入等が急務とされている。金融政策の円滑かつ着実な実施のためにも中央銀行業務の効率化は不可欠である。以上の背景を受け、我が国政府はミャンマー側からの要請に基づき、本業務システムの構築のための無償資金協力「中央銀行業務ICTシステム整備計画」を承認し、2013年10月25日の交換公文署名を持って協力を開始したところである。本事業は、右無償資金協力により整備される業務システムの適切な稼働・維持管理に必要な人材育成や体制整備を行うものである。

上位目標	ミャンマーにおける金融市場が近代化される。
プロジェクト目標	中央銀行業務ICTシステムが円滑に稼働・維持管理されるための環境が整備され、中央銀行の金融政策運営能力が強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務システム導入に沿った資金・証券決済に必要な法規制・マニュアルが整備される。</li> <li>2. 業務システムに沿って資金・証券決済を行うための市中銀行の能力が強化される。</li> <li>3. 業務システムを適切に企画・運用・維持管理する能力が強化される。</li> <li>4. 業務システム利用者が、ITを適切に活用できるよう必要な知識やスキルを身につける。</li> <li>5. CBMの会計システムが国際標準に沿って近代化される。</li> <li>6. 金融政策関連事務を適切に遂行するためのCBM職員の能力が強化される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 中央銀行業務にかかる既存のルール(法律・政省令・通達・ガイドライン等)を把握する。</li> <li>1-2 導入される業務システムに沿った新しい業務フロー及び今後の資金・証券決済システムの近代化に向けた方策を検討する。</li> <li>1-3 活動1-2に基づき整備・改訂が必要なルールを明確化する。</li> <li>1-4 該当するルールの整備・改訂にかかるアクション・プランを作成する。</li> <li>1-5 整備・改訂が必要なルール案を作成する。</li> <li>1-6 業務システムの詳細仕様書の審査を通じてシステム導入後に伴う業務フロー変更を検証する。</li> <li>1-7 活動1-5、1-6を考慮して業務マニュアル案を作成する。</li> <li>1-8 上記活動1-5～1-7により作成されたドラフトについて、関係するステークホルダーと協議する。</li> <li>1-9 整備・改訂されたルールの説明・理解促進のための会合を実施する。</li> <li>1-10 業務システムの稼働状況のモニタリング結果に基づき、必要に応じルールやマニュアルを修正する。</li> <li>2-1 業務システム導入に向けた必要な準備を行うための、CBMと市中銀行及び銀行協会との共同WGを設置する。</li> <li>2-2 業務システム導入後に想定されるルールやマニュアル案をレビューする。</li> <li>2-3 活動2-2に基づき、市中銀行における必要なICTシステム整備について検討する。</li> <li>2-4 業務システムの利用者の利用状況をモニターし、問題が生じた場合に対処する。</li> <li>3-1 他国の先事例を踏まえ、業務システムの適切な運営・維持管理に必要な組織体制をレビューする。</li> <li>3-2 必要な組織体制を整備するとともに必要な人材を確保する。</li> <li>3-3 業務システムの適切な運営・維持管理のためのCBM職員への研修活動にかかるアクション・プランを作成する。</li> <li>3-4 業務システムの適切な運営・維持管理のための研修を実施する。</li> <li>3-5 システム運用規定案を作成するとともに、(ベンダーが作成する)システム運用マニュアルをOJTの一環として審査する。</li> <li>3-6 業務システムの運営・維持管理状況をモニターし、必要な再教育を行う。</li> <li>4-1 業務システムやPC等のITを適切に活用するために必要な知識やスキルを特定する。</li> <li>4-2 業務システム屋PC等のITを活用するための基礎研修を実施する。</li> <li>4-3 活動4-2を踏まえ、OJTの一環としてITを活用した業務改善を検討する。</li> <li>4-4 業務システムの利用者の利用状況をモニターし、問題が生じた場合に対処する。</li> <li>5-1 IMFの提言や国際会計基準を考慮し、望ましい会計基準や手続きを検討する。</li> <li>5-2 会計システムの要件定義を行う。</li> <li>5-3 活動5-2に基づき、会計システムを開発する。</li> <li>5-4 開発された会計システムの適切な運用のための研修を実施する。</li> <li>6-1 金融政策に関わるCBM職員の知識・スキルの強化のための研修コース・セミナー・ワークショップを実施する。</li> <li>6-2 本邦及び第三国における金融関連機関でのセミナーを通じ、金融政策フレームワーク及び運営に係る実践的な政策策定スキルを育成する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<p>【専門家】チーフ・アドバイザー、業務改善、業務企画、業務調整(以上、長期専門家)、法制度・業務フロー見直し、システム運用・維持管理、ITリテラシー等</p> <p>【供与機材】会計システム等</p> <p>【研修員受入(日本/第三国)】中央銀行業務等にかかる研修員受入</p>
相手国側投入	<p>【現地活動経費】現地研修実施経費、専門家旅費等活動に必要な経費</p> <p>【カウンターパート配置】プロジェクト・ダイレクター(副総裁を想定)、プロジェクト・マネージャー(局長を想定)、資金・決済業務や業務システム構築に関わるカウンターパート・チーム(CBM関係部署の行員)</p> <p>【執務環境】プロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース、機器</p> <p>【プロジェクト活動経費】カウンターパートの person 費(国内旅費含む)等必要経費</p>
外部条件	<p>(1) 前提条件 業務システムの開発が計画通り開始される。業務システムの構築を含むミャンマー側の金融セクター近代化に向けた政策が変更されない。</p> <p>(2) 外部条件 ① 成果(アウトプット)達成のための外部条件: プロジェクト関係者が頻繁に異動しない。業務システムの導入に必要な法規制の改正に関し、ミャンマー側関係者が適切に意思決定する。市中銀行を含む関係者が、業務システム導入に伴う業務・制度の変更に反対しない。 ② プロジェクト目標達成のための外部条件: 業務システムが計画通りに開発完了する。業務システムの運用・維持管理にかかる予算と人員が十分に確保される。 ③ 上位目標達成のための外部条件: 業務システムの運用・維持管理にかかる予算と人員が十分に確保される。</p>

## 実施体制

- (1)現地実施体制 プロジェクト・ダイレクター:CBM副総裁  
プロジェクト・マネージャー:CBM局長  
各成果に基づき、関連部局の課長レベル・シニア実務レベルで構成されるカウンター  
パート・チームを設置する。
- (2)国内支援体制 日本銀行をはじめとする我が国金融分野の関係機関が本邦研修受入や専門家派遣等  
で協力する。  
国内支援委員会の設置について今後検討する。

## 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動 本事業はJICAが同国で実施中の無償資金協力「中央銀行業務ICTシステム整備計画」  
において構築される業務システムの適切な稼働・維持管理に必要な体制整備や能力向  
上を行う。また、JICAは経済構造改革を担う人材を育成する観点から、「経済改革支援  
プログラム」(2011年度)において金融政策、中央銀行業務、資本市場整備等について  
の研修を実施中であることに加え、CBMを主対象とした課題別研修「ミャンマー銀行業  
務改善」を2012年度から3年間にわたり実施中。さらに証券監督能力強化にかかる長期  
専門家を派遣するとともにインターバンク市場育成のための個別専門家派遣も検討して  
おり、同国金融セクター近代化に向けた相乗効果が期待される。
- (2)他ドナー等の  
援助活動 IMFは金融制度改革・法改正、銀行監督等にかかる技術協力を実施・検討しており、ま  
た、世銀等も金融セクターのマスタープラン作成や公共財政管理支援等を検討中である  
が、現地におけるドナー会合等の場を活用した情報交換を行い、双方の支援での重複  
実施の回避や連携強化を図っている。



個別案件(専門家)

2016年11月02日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)証券監督能力強化 (英) Strengthening of Securities Market Surveillance
対象国名	ミャンマー
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン、ネピドー
協力期間	2013年12月01日 ~ 2016年07月31日
相手国機関名	(和)ミャンマー財務歳入省、ミャンマー中央銀行
相手国機関名	(英) Ministry of Finance and Revenue, Central Bank of Myanmar
プロジェクト概要	
背景	ミャンマーでは2015年の証券取引所設立に向け、ミャンマー政府関係機関が現在証券取引法成立に向け尽力している。この取組を支援するため、我が国財務省は2012年8月13日付でCBMと覚書を締結。日緬双方でWGを組織し、日側は有識者等をメンバーとして、ミャンマー側WGに対し証券取引法令整備に向けた助言を行ってきた。また、証取法成立後は、同国において証券取引が適切に行われる環境を整備していく必要があり、特に証取法で規定されている証券監督組織の設立・体制整備が不可欠である。 そのため、我が国政府は上記財務省が進めるプロジェクトと連携し、証券監督にかかる能力強化を支援するためJICAによる技術協力案件(個別専門家派遣)を採択した。
上位目標	The sound development of a capital market in Myanmar is achieved through strengthening the system of securities market surveillance.
プロジェクト目標	ミャンマーにおける金融の自由化を含む金融セクター近代化推進の観点から、①金融システムの安定、②預金者、有価証券の投資者等の保護、③公正、透明で活力ある金融市場の実現に役立つよう、金融規制・監督当局の体制・機能を強化する。
成果	・証券当局が適切な運営のための体制整備・人材育成がなされる。 ・銀行分野を含め金融規制・監督行政能力が強化される。
活動	1. 証券取引法及び関連法令、規程の整備状況や証券取引所設立に向けた準備状況を踏まえつつ、証券当局設立及び適切な運営体制の構築に向けた以下の活動を行う。 (1) 組織体制にかかる助言 (2) 証券会社、証券取引所等に対する検査、監督のマニュアルの整備支援 (3) 職員研修の実施 2. 上記1.の状況も見極めつつ、銀行分野を含む金融セクターの能力強化の支援を行う。 3. 我が国の同分野における支援も踏まえつつ、ミャンマー側関係機関及びIMFや世銀等他ドナーとの連携を強化する。
投入	
日本側投入	長期専門家 現地活動費

相手国側投入 ・CPの配置  
・執務室の準備

#### 実施体制

(1)現地実施体制 ミャンマー中央銀行が当面のCPとなるが、証券監督組織設立後は証券監督組織がCPとなる予定。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

- ・証券取引法整備支援(財務省財総研)
- ・金融システム近代化に関する情報収集・確認調査
- ・中央銀行業務ICTシステム整備計画準備調査
- ・中央銀行能力強化プロジェクト(予定)
- ・インターバンク市場育成専門家

(2)他ドナー等の  
援助活動

IMFから中央銀行に派遣されているGeneral Advisor及び各種TAとの連携、また世銀が作成予定の金融セクターマスタープランとの整合性に留意する。



技術協力プロジェクト

2019年03月09日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト (英)Project of Capacity Development for National Single Window and Customs Modernization by Introducing Automated Cargo Clearance System in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	経済政策-財政(税関)
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン地域(含むティラワ地域)
署名日(実施合意)	2014年02月10日
協力期間	2014年02月10日 ~ 2020年06月30日
相手国機関名	(和)財務省関税局
相手国機関名	(英)Customs Department, Ministry of Finance
日本側協力機関名	財務省関税局

## プロジェクト概要

## 背景

## (1)当該国における税関分野の現状と課題

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)は、2011年3月の新政権発足以降、従来の中央集約的経済から市場経済化に向けた諸改革に取り組んでおり、2011年10月の車両輸入規制の緩和や銀行の外貨取引の解禁、2012年4月の為替レートの統一化に向けた管理変動相場制への移行といった政策を次々に導入している。近年の経済成長率を見ると、欧米による経済制裁解除やミャンマー国内の経済改革への期待による投資・貿易促進、インフレ率の抑制などにより、2011年は5.5%、2012年は6.2%を達成し、2013年も6.3%の成長が予測されている(出典: IMF)。

ミャンマーにおいては、労働集約型・輸出指向型産業を中心とした民間セクター開発を進めているものの、投資のボトルネックとして、煩雑な行政手続等(通関手続きを含む)や賄賂や汚職等の非公式なビジネス・コストが挙げられている。通関制度の整備(通関システム含む)は、ASEAN諸国内でも大きく出遅れ(世銀調査「Logistics Performance Index」では、域内最低の122位/155か国)、また、輸出入量が増加しているにもかかわらず、税収に占める関税収入は3.2%と非常に低い水準にあり、通関手続きの効率化・重点化による歳入基盤の強化と貿易円滑化の両立が重要課題となっている。また、2015年のASEAN地域統合等を見据え、通関を含む輸入手続きの簡素化・国際的調和化を目的としたナショナル・シングル・ウィンドウ(National Single Window、以下、「NSW」)の実現及び将来的なASEANシングルウィンドウの構築がミャンマー政府の喫緊の課題となっており、これらの課題に対処するための包括的な税関システムの構築が急務となっている。また、本システム導入に当たってはシステム導入に伴う通関手続きに対応した法規制や業務プロセスを整備するとともに、新システムを適切に利用するための利用予定者への周知・研修、また、システムの適切な維持管理のための体制整備等が同時に必要である。

## (2)当該国の税関分野にかかる開発政策と本事業の位置づけ

同国政府は、「成長エンジンとしての貿易・投資の促進」を主要政策のひとつとして掲げてい

る。また、同政府は2015年のASEAN地域統合等を見据え、2015年中のNSW構築が大統領府方針となっている。以上の背景を受け、ミャンマー財務省関税局(以下「ミャンマー税関」)は、我が国が使用している輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」)及び通関情報総合判定システム(以下「CIS」)の技術的優位性に鑑み、NACCS・CIS技術を活用したミャンマーにおける通関ITシステム(以下「MACCS/MCIS」)構築にかかる無償資金協力及び同システムの適切な運用・維持管理に必要な人員・体制面の整備・能力向上のための技術協力を我が国に要請した。本事業は、右無償資金協力により整備が想定される税関システムの適切な稼働・維持管理に必要な人材育成や体制整備を行うものである。

上位目標	適切な関税徴収を確保しつつ、ミャンマーにおける貿易円滑化が促進される。
プロジェクト目標	我が国NACCS/CIS技術を活用した税関改革及び近代化のためのMACCS/MCISが円滑に運用・維持管理されるための環境が強化される。
成果	<p>成果1: MACCS/MCISの適切な導入に必要な準備がなされる。</p> <p>成果2: 通関担当職員がMACCS/MCISを適切に利用するために必要な知識・スキルを獲得する。</p> <p>成果3: MACCS/MCISを適切に運用・維持管理するための体制が整備され、必要な人材が育成される。</p> <p>成果4: 民間利用者がMACCSを適切に利用するために必要な知識・スキルを獲得する。</p> <p>成果5: MACCS/MCISの利用に対応した必要な法規程が整備される。</p> <p>成果6: MCISの適切な運用に必要な情報管理体制が整備される。</p> <p>成果7: MACCS/MCISを利用した迅速かつ適切な通関のため、関税分類、関税評価、税関事後調査、税関リスクマネジメント、保税制度等の税関行政の中核業務遂行のための能力が向上する。</p> <p>成果8: MACCS/MCISが陸上税関の試行サイトであるミヤワディ地域で適切に運営される。</p>
活動	<p>1-1 詳細仕様確定作業を含むMACCS/MCISの導入に伴う通関手続きの見直し作業を通じてMACCS/MCISについての理解を深める。</p> <p>1-2 通関担当職員向けの業務処理ガイドラインやセンター・セットアップ・ファイルを作成する。</p> <p>1-3 民間利用者向け業務処理マニュアルを作成する。</p> <p>2-1 詳細仕様確定作業を含むMACCS/MCISの導入に伴う通関手続きの見直し作業を通じてMACCS/MCISについての理解を深める。</p> <p>2-2 詳細設計段階、試験段階等各段階における通関担当職員向け説明資料を作成する。</p> <p>2-3 通関担当職員に対して説明を行う講師を育成する。</p> <p>2-4 詳細設計段階、試験段階等各段階における通関担当職員向け説明会を実施する。</p> <p>3-1 利用者向けヘルプデスクやシステム運用要員等の体制を整備する。</p> <p>3-2 運転試験を適切に行うための計画策定・実施体制の整備を行う。</p> <p>3-3 システムの適切な運用・維持管理のための問題把握・処理体制を整備する。</p> <p>3-4 システム運営や問題処理にかかるFAQを作成する。</p> <p>3-5 MACCS/MCIS稼働後の問い合わせや問題処理に対応するための具体的措置を講じる。</p> <p>3-6 MACCS/MCISが稼働した後、問い合わせや問題処理に対応する。</p> <p>4-1 詳細設計段階、試験段階等各段階における民間利用者・銀行向け説明会資料を作成する。</p> <p>4-2 詳細設計段階、試験段階等各段階における民間利用者・銀行向け説明会を実施する。</p> <p>5-1 MACCS/MCIS導入に伴う制度や通関業務プロセスの変更に伴って改訂が必要な関係法令・通達等を特定する。</p> <p>5-2 日本の事例を参考に関係法令・通達等の改訂案を作成する。</p> <p>5-3 改訂案を関係機関に説明する。</p> <p>6-1 必要な情報管理体制を整備する。</p> <p>6-2 情報管理マニュアルを作成する。</p> <p>7-1 ミャンマーにおける税関近代化のために必要な人材育成の分野(関税分類、関税評価、税関事後調査、税関リスクマネジメント、保税制度等)を特定し、研修計画を策定する。</p> <p>7-2 研修計画に基づき研修を実施する。</p> <p>7-3 関税評価に係るマニュアル・ガイドライン・通達を策定する。</p> <p>7-4 事後調査に係るマニュアル・ガイドライン・通達を策定する。</p> <p>7-5 関税評価事前教示に係るマニュアル・ガイドライン・通達を策定する。</p> <p>7-6 保税制度に係るマニュアル・ガイドライン・通達を策定する。</p> <p>8-1 現地調査、MCDとの協議、研修を実施する。</p> <p>8-2 施設・機材の調達・設置及び使用方法の指導を行う。</p> <p>8-3 説明会及びセミナーを開催する。</p> <p>8-4 運転試験を実施し、ミヤワディでの運用開始後は照会・問題対応を行う。</p> <p>8-5 MCD及び関係機関と協議し、展開計画を策定する。</p>
投入	
日本側投入	【専門家】チーフ・アドバイザー、税関行政、業務調整(以上、長期専門家)、法制度・業務フロー見直し、システム運用・維持管理、関税分類、関税評価、税関事後調査、税関リスクマネジメント等短期専門家
相手国側投入	【研修員受入(日本/第三国)】税関行政等にかかる研修員受入 【現地活動経費】現地研修実施経費、専門家旅費等活動に必要な経費 【カウンターパート配置】プロジェクト・ダイレクター(関税局長を想定)、プロジェクト・マネージャー(担当課長を想定)、副マネージャー、MACCS/MCISシステム構築や税関業務改善に関わるワーキング・グループ(ミャンマー税関職員計20人程度)
外部条件	【執務環境】プロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース、資機材 【プロジェクト活動経費】カウンターパートの人件費(国内旅費含む)等必要経費 1) 前提条件 通関システムの構築を含むミャンマー側の税関分野近代化に向けた政策が変更されない。

2) 外部条件

- ① 成果(アウトプット)達成のための外部条件:カウンターパートが頻繁に異動しない。
- ② プロジェクト目標達成のための外部条件:MACCS/MCISの開発にあわせ必要な法規程・活動が計画通り承認される。MACCS/MCISが計画通りに開発・稼働する。MACCS/MCISの運用・維持管理にかかる予算と人員が十分に確保される。民間利用者がMACCS/MCIS導入に反対しない。
- ③ 上位目標達成のための外部条件:MACCS/MCISの運用・維持管理にかかる予算と人員が十分に確保される。

実施体制

- (1) 現地実施体制            ミャンマー財務省関税局においてProject DirectorのもとCPチームを組成。
- (2) 国内支援体制            財務省関税局が支援

関連する援助活動

- (1) 我が国の  
    援助活動            本事業はJICAが同国からの要請に基づき協力準備調査を実施中の、無償資金協力「通関電子化を通じた税関改革及び近代化計画」において構築されるMACCS/MCISの適切な稼働・維持管理に必要な体制整備や能力向上を行う。また、JICAは、「通関及び税関業務」(2012年度～2014年度)で専門家派遣を実施中であり、同国税関分野の近代化に向けた包括的な支援が実現できる。  
                                    また、本事業の対象地域であるティラワ地区では、ティラワSEZ開発事業が実施されているところ、その進捗状況に留意し、本事業との連携を図る。さらに、港湾の手続き電子化を進めるべく、港湾EDI整備計画準備調査を実施中。
- (2) 他ドナー等の  
    援助活動            ミャンマー税関に対してキャパシティ・ビルディングを実施しているWCOとは我が国関税局等を通じて情報交換を行い、双方の支援での重複実施の回避や連携強化を図っている。



技術協力プロジェクト

2019年01月26日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)産業振興機能強化プロジェクト (英)Project for Strengthening of Industrial Promotion Functions
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー(人口約 100 万人、面積 7,054.37 平方キロメートル)、ヤンゴン (人口約 700 万人、面積 10,170 平方キロメートル)、その他
署名日(実施合意)	2015年12月21日
協力期間	2016年02月01日 ~ 2019年02月10日
相手国機関名	(和)工業省
相手国機関名	(英)Ministry of Industry

## プロジェクト概要

背景 ミャンマーは、2011 年の民政移管後、輸出入規制の緩和、外国投資法の制定、労働団体の施行など経済自由化を推進してきた。その結果、GDP 成長率は 2014 年には 8.5%となるなど、経済は順調に発展している。同時に、外国直接投資の増加によって経済成長を加速するため、ティラワなどで経済特区の開発も進めている。

外国直接投資は今後も順調に増加すると考えられている一方で、国内産業の競争力は弱く、外国企業と国内企業が車の両輪となって経済成長を牽引する展望は開けていない。例えば、ミャンマーに進出する外資の製造業企業は部品・素材の国内企業からの調達を望んでいるが、価格、品質、納期等の観点から外資が要求する水準を満たせる国内企業は限定的で、国外からの輸入に頼らざるを得ない状況が続いており、このことは貿易赤字拡大の一因ともなっている。

また、外国企業との関係をおいても、国内企業の約 87%を占める中小企業は操業のために必要な用地の取得や資金の調達が困難である等、安定的なビジネスを行いつらい環境に置かれているほか、中小企業自身が抱える経営、技術面の課題も大きいことから、中小企業の振興が重要課題の一つであるとの認識で官民関係者の意見は一致している。2013 年 1 月にはテインセイン大統領を議長とする中小企業振興中央委員会、並びにニヤントウン副大統領を委員長とする中小企業振興実行委員会が設置された。2012 年には工業省内に中小企業センターが設置され、2014 年には中小企業振興部への改組を通じ、全国 50 か所にサブオフィスが設置されるなど、地域格差を回避し地方部も含め均衡のとれた経済成長を図る観点も持つて、具体的な支援策が開始されている。加えて、2015 年 4 月には中小企業振興法が発効、これに基づき中小企業振興策をさらに推進するため、2015 年中に中小企業開発庁が発足することになっている。しかし、民政移管後日が浅い中、工業省のスタッフには民間セクターを中心とした産業・中小企業振興に関する知見・経験に乏しく、効果的に政策を立案し、施策を実施する機能を果たせていないことが課題となっている。以上の状況を踏まえ、ミャンマー政府は、

工業省による産業・中小企業振興のための能力強化を図るために「産業振興機能強化プロジェクト」(以下、本事業)の実施を我が国 に対して要請した。

上位目標	工業省の政策及び施策の結果、ミャンマーの産業・中小企業の振興が実現する。
プロジェクト目標	工業省の産業・中小企業の振興のための政策立案、施策実施に関する機能が強化される。
成果	成果1:産業の現状や産業振興にあたっての課題やニーズを把握する工業省の能力が向上する。 成果2:把握された課題やニーズに基づき産業・中小企業振興のための政策を策定する工業省の能力が向上する。 成果3:政策を踏まえて産業・中小企業振興に資する施策を効果的に実施する工業省の能力が向上する。
活動	1-1 現場視察や官民対話を含む中小企業や産業分野のニーズや問題点を把握するための実行計画を作成する。 1-2 中小企業や産業分野のニーズや問題点を把握するために、工業省のスタッフを対象に研修を実施する。 1-3 中小企業や産業分野の現状調査を実施する。 1-4 中小企業や産業分野のニーズや問題点について整理を行い、解決策について議論する。 1-5 中小企業や産業分野のニーズや問題点に関する分析結果レポートを作成する。 2-1 中小企業や産業分野のニーズや問題点の分析結果をもとに産業振興政策の方向性についての共通認識を共有するワークショップを開催する。 2-2 日本の経済産業省との間で実施する政策対話の企画、運営を支援する。 2-3 工業省と共に政策対話のフォローアップを行う。 2-4 工業省スタッフを対象に政策策定に関する研修を実施する。 2-5 本プロジェクトで策定支援を行う政策を確定する。2-6 産業及び中小企業の振興に向けた政策の策定を促進する。 3-1 本プロジェクトで試験的に実施する施策を確定する。 3-2 関係機関及び実施中のプログラムと連携しつつ、3-1 で確定した施策の実施計画を作成する。 3-3 地方のスタッフに対して施策実施に必要な能力の向上を図る研修を実施する。 3-4 3-1 で確定した施策が実施され、結果をもとに政策策定のプロセスを改善する。 3-5 3-1 で確定した施策の実施手順及び企業に与えた影響についてモニタリングを行う。 3-6 施策実施に関する標準的な手順を整理する。
投入	
日本側投入	①専門家派遣(合計 約 50M/M) &#61548; ●長期専門家:業務調整 &#61548; ●短期専門家:産業振興、中小企業振興、産業分析、政策策定、施策実施  ②研修員受入 &#61548; ●産業振興、中小企業振興  ③機材供与 &#61548; ●産業振興施策の実施のための機材(プロジェクトの実施過程で必要性につき検討) ●プロジェクト・ディレクター:工業省次官 &#61548; ●プロジェクト・マネージャー:工業省産業連携総局副総局長 &#61548; ●カウンターパートスタッフ:活動内容に関わる部署の職員 &#61548; ●プロジェクト事務所(ネピドー、ヤンゴン)
相手国側投入	<成果達成のための外部条件>:カウンターパートが離職しない。
外部条件	<プロジェクト目標達成のための外部条件>:工業省の権限及び組織体制が大幅に変更されない。 <上位目標達成のための外部条件>:産業振興及び中小企業振興に関する実施体制に負の

影響を与える大幅な変更が生じない。

<自立発展のための外部条件>:ミャンマーにおける産業及び中小企業に負の変化を与える社会経済的な事象が発生しない。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の 援助活動

「経済改革支援調査」の貿易・投資・中小企業振興ワーキンググループにおいては、工業省のスタッフが自ら産業の実情を把握し、政策を立案・実行することが肝要であるとの方針の下、彼らの能力向上支援を行ってきており、本事業においてもこの方針を継承していく。我が国の経済産業省とミャンマー工業省の間で政策対話が始まる予定であり、政策対話の開催に伴う工業省側の対応を本事業においても支援する。また、施策実施に関する支援においては、「ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト」(日本センターのビジネスコース)や「中小企業金融強化事業」(中小企業ツーステップローン)との連携の可能性を検討する。

##### (2)他ドナー等の 援助活動

GIZ、UNIDO、FNF等が産業・中小企業振興に関わる案件を実施中であり、必要に応じ連携を図っていく。



個別案件(専門家)

2018年10月26日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名 (和)知的財産行政  
(英)Intellectual Property Administration

対象国名 ミャンマー

分野課題1 民間セクター開発-貿易・投資促進

分野課題2

分野課題3

分野分類 商業・観光-商業・貿易-貿易

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題 -

開発課題 -

プロジェクトサイト ネピドー

協力期間 2017年03月02日 ~ 2019年03月01日

相手国機関名 (和)教育省

相手国機関名 (英)Ministry of Education

## プロジェクト概要

## 背景

知的財産権の保護は、投資環境整備における重要項目であり、ミャンマーで活動する日系企業の重要関心事項の一つである。  
ミャンマー政府としても、これまで、外国企業投資の誘致及び国内産業の競争力強化のため、知的財産関連四法(特許法、意匠法、商標法、著作権法)の法整備を促進してきており、並行して、知的財産権行政の実施機関として知的財産庁の設置検討を進めてきた。  
こうした動きを受けて、JICAでは、2015年3月に「知的財産行政専門家(長期専門家)」を現在の知財行政の担当省庁である科学技術省に派遣し、ミャンマー政府の知的財産行政強化に対する協力を行ってきたところである。当該専門家の活動の成果もあり、知的財産関連四法案は、2015年7月に国会に入り、審議が積極的に進められている。  
知的財産関連四法の成立の時期は、現段階では明確には見通せないが、同法案成立後は、知的財産庁設置規則をはじめとする実施・詳細規則の整備が必要となる。更には、担当職員の知的財産行政実務を遂行する能力の向上が急務となるほか、知的財産権侵害の取締機関等との協力促進、国内企業・消費者への周知・啓発活動の促進等、今後取り組むべき課題は多くあり、引き続き、専門家による支援のニーズは高い。

上位目標 ミャンマーにおける知的財産の行政サービスが向上する

プロジェクト目標 カウンターパート機関(現在は科学技術省)職員の知的財産行政実務能力が向上する

## 成果

1. 知的財産法・知的財産庁等の法制度・組織整備が促進される
2. 知的財産権の申請・審査・登録等の実務能力の向上が図られる
3. 知的財産権侵害の取締り機関等との協力、国内企業・消費者による知的財産権の理解が進む

## 活動

- 1-1 知的財産権四法及びその実施規則の制定にあたり助言を行う
- 1-2 知的財産庁設置にあたりその組織形態・業務内容等について助言を行う
- 2-1 知的財産権の申請・審査・登録等の業務フロー・手順書作成について助言を行う
- 2-2 上記業務へのIT活用等による業務改善のための人材育成にかかる助言を行う
- 3-1 知的財産権侵害の取締り機関等との協力促進のための取り組みにかかる助言を行う

3-2 国内企業・消費者の知的財産権に関する認識向上のための取り組みにかかる助言を行う

投入

日本側投入 長期専門家(2年間)1名  
相手国側投入 オフィス、カウンターパートの配置など

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
  - ・ミャンマー知的財産庁設立支援調査(2013年10月～2014年3月)
  - ・通関・税関近代化・電子化(技協・無償)
  - ・投資促進アドバイザー(長期専門家)
  - ・法整備支援プロジェクト
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
  - ・WIPO(世界知的所有権機関): 知的財産権四法の策定支援、知的財産戦略の策定支援、ユーザー向けセミナー開催
  - ・EU、OHIM(欧州共同体商標意匠庁): 意匠、商標に係るデータベース及び審査実務支援、ユーザー向けセミナー開催
  - ・KOICA、KIPO(韓国特許庁): ブランド戦略支援
  - ・フランス政府: GI(地理的表示)活用支援



個別案件(専門家)

2019年03月08日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)投資振興アドバイザー (英)Advisor for Investment Promotion
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-貿易-投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン
署名日(実施合意)	2016年10月13日
協力期間	2017年03月11日 ~ 2020年03月25日
相手国機関名	(和)計画財務省投資企業管理局
相手国機関名	(英)DICA(Directorate of Investment and Company Administration)

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)においては、2011年3月の総選挙以降、民主化・市場経済化に向けた積極的な取組みを進めている。民主化への制限の緩和や、経済開放を推進するための金融セクター改革、貿易障壁の緩和などの政策を相次いで打ち出し、国家の復興と開発に向け、社会インフラの整備等に取り組んでいる。

ミャンマー政府は、雇用創出や国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資(以下、FDI)の誘致を重視しており、経済特別区(以下、SEZ)法の制定(2011年1月27日発効)の他、投資環境改善に向けた新外国投資法の制定(2012年11月2日発効)及び同法の施行細則の制定(2013年1月発効)、改正SEZ法の制定(2014年1月発効)及び同法の施行細則の制定(2015年8月発効)等の法制度整備を進めてきた。また、外国投資法とミャンマー市民投資法を統合した新投資法が2016年10月に成立したところであり、今後同法施行細則の策定作業が進められるところである。更に、1914年制定の現行会社法の改定作業も進められている。

計画財務省投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration)(以下、DICA)は、旧国家計画経済開発省(現計画財務省)の下、1993年に設置され、ミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission(以下、MIC))の事務局として投資審査業務等を行い、投資促進機関として機能すると共に、会社の設立・管理を担当している。DICAにおいて、JICAは、国家総合開発計画(National Comprehensive Development Plan(NCDP))(2011-2031)の遂行にあたりFDIの活用を図るべく、「長期外国投資促進計画(Long-term Foreign Direct Investment Promotion Plan(以下、FDIPP))」の策定を支援した。また、2014年3月より「投資振興アドバイザー」を派遣し、FDIPPに基づく投資促進にかかる枠組み支援、DICA職員の能力強化、投資促進活動支援を行っている。

また、日本・ミャンマー両国政府は2013年3月にミャンマーでの更なる投資・貿易の促進等のための具体的な取組みを両国の官民双方の関係者の間で議論する枠組みとして「日ミャンマー共同イニシアティブ」(MJJI)を設置し、投資環境の改善に取り組んできた。新政権誕生を機に、2016年6月、新たにフェーズ2としてMJJIを始動し、この中で設置された投資促進分科会等にDICAが積極的に参加することとなっており、同アドバイザーが各種議論の推進・フォローアップ等について支援を行っている。

これらの取組みをより具体的・効果的に進め、投資促進政策の枠組み整備、DICAの組織・人材の能力向上、投資促進活動を推進するために「投資促進アドバイザー」の派遣が要請された。

なお、上記活動の実施にあたっては、現在実施中の「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」と密な連携・相談及び活動の分担・調整を行う。

上位目標 ミャンマーへの投資が促進される

プロジェクト目標 投資促進機関(DICA)の能力が向上する

成果 1.投資促進政策の枠組みが整備される  
2.DICAの組織・人材の能力が向上する  
3.投資促進活動が効果的に実施される。

活動 1-1:長期外国投資促進計画(FDIPP)の見直し及び実行支援を行う。  
1-2:投資関連法令・規則の制定にかかる助言を含むMJJIの推進及び各種議題のモニタリング・フォローアップを支援する。  
2-1:DICAの職員の能力向上に資する、第三国スタディーツアーや現地調査・研修の実施を支援する。  
3-1:投資促進ツール(ガイドブック・ウェブサイト等)の整備・内容改善を支援する。  
3-2:投資セミナー、投資ミッション等の実施運営体制の整備を支援する。  
3-3:地方における投資促進活動の推進を支援する。

投入

日本側投入 ・長期専門家(3年間)1名

相手国側投入 オフィス、カウンターパートの配置など

外部条件 ・ミャンマー政府の外国投資促進にかかる基本的スタンスに変化が無いこと

実施体制

(1)現地実施体制 DICAに専門家を派遣

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
  - ・「外国投資促進計画策定調査」(2013年10月～2014年3月)による長期投資促進計画策定支援
  - ・「経済改革支援プログラム」(2012-2014年度) 貿易・投資・中小企業WGの活動を通じた行政人材育成支援
  - ・「テラワ経済特区管理委員会能力向上支援」(2014～2015年)を実施予定
  - ・「法整備支援プロジェクト」(2013～2015年)
  - ・JETRO: アドバイザーをDICAジャパンデスクへ派遣。日本企業向けコンサルティングを提供
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
  - ・IFC: 外国投資法とミャンマー市民投資法の一本化支援
  - ・ADB: 会社法改正支援
  - ・GIZ: DICAのキャパシティビルディング支援
  - ・OECD: 投資政策レビュー支援
  - ・AANZFTA(アセアン豪NZ-FTA): 投資円滑化・技術協力プログラム(計画中)
  - ・UNIDO東京事務所: 投資促進官招聘プログラム



個別案件(専門家)

2019年03月15日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)知的財産行政専門家 (英) Advisor for Intellectual Property Administration
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-貿易-投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-貿易
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
協力期間	2015年03月02日 ~ 2017年03月01日
相手国機関名	(和)科学技術省
相手国機関名	(英)Ministry of Science and Technology
日本側協力機関名	特許庁

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー政府は1995年1月に世界貿易機関(WTO)に加盟し、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)の履行義務を負っている。ミャンマー政府としても外国投資の誘致と国内産業育成のために、知的財産制度が重要な役割を有することを認識しており、同制度の整備を急いでいる。現在、科学技術省(Ministry of Science and Technology: MOST)が中心となって知的財産制度の整備を進めており、知的財産制度を所管する官庁の母体となる組織としてMOST内に知的財産セクション(IPセクション)が設立され、このIPセクションが知的財産四法(特許法、意匠法、商標法、著作権法)の起草にあたっている。

JICA は、2013年10月～2014年3月にかけてミャンマー政府の支援要請に応える形で、MOSTによる知的財産制度整備に向けた作業を支援するために、特許庁、文化庁と協力して調査を実施した。同調査では、知的財産制度の基礎となる知的財産法案に対する知的インプットに重点を置いて調査を進め、同法案については法務長官府での審査に付されるなど、現在最終化の段階に移行している。

今後、知的財産法が制定、施行されると、特許等の出願を受理し、審査官が審査し、さらに権利として登録することを所管する知的財産庁を設立し機能させる必要がある。この知的財産庁についても、IPセクションが知的財産法の起草と並行してその設立を検討しており、正式には知的財産法の制定後に決定されるものの、知的財産庁は同セクションが属するMOSTに設けられるものと想定されている。

しかしながら、知的財産庁をどのような組織体制とするのかなど固まっていない点も多く、今後は知的財産庁の組織体制の整備に重点を置いた支援が求められる。組織体制の整備にあたっては、知的財産制度の適切な運用を確保するために裁判所、税関、警察等、多様な知的財産関係機関との連携体制の構築にも配慮することが求められる。

また、知的財産法案成立後に円滑に知的財産制度を運用するためには、組織体制の整備と並行して、同法の運用にあたっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成も求められる。

本専門家は、ミャンマーで新たに創設される知的財産制度を所管する知的財産庁の体制整備、および知的財産制度の運用体制の整備を支援することで、知的財産権が適切に保護される制度基盤を構築することを目的として派遣される。

上位目標	ミャンマーにおいて運用体制が整備された知財庁が設立される。
プロジェクト目標	知的財産庁の体制整備、細則・業務フローの整備を通じ、知的財産制度の運用体制の構築を支援する。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 知的財産庁の組織体制、知的財産関係機関との連携体制が構築される。</li><li>2. 知的財産法の細則、知的財産庁の業務フローなど、知的財産制度の運用体制が構築される。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1-1. 知的財産法の運用のために知的財産庁に必要な機能、業務を、IP セクションが抽出できるよう指導する。</li><li>1-2. 1-1.で抽出した機能、業務を踏まえた知的財産庁の組織体制、業務分掌の検討を支援する。</li><li>1-3. 知的財産制度の適切な運用のために必要となる知的財産庁と知的財産関係機関との連携体制の検討を支援する。</li><li>2-1. 知的財産法の運用にあたっての実務上の細則を IP セクションが作成できるよう、助言する。</li><li>2-2. 知的財産法、2-1.で作成した細則に基づき、知的財産庁の業務フローを IP セクションが作成できるよう、助言する。</li><li>2-3. 2-2.で作成した業務フローに基づき IP セクションが知的財産庁の業務を実施できるよう、実務指導を行う。</li></ol>



有償技術支援－附帯プロ

2018年12月29日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和) ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト (英) The project for capacity building of Thilawa Special Economic Zone Management Committee
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-貿易-投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-貿易
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ティラワ経済特別区(約 2,400ha)
署名日(実施合意)	2014年07月07日
協力期間	2014年09月15日 ~ 2016年09月14日

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)においては、2011年4月の総選挙以降、テインセイン大統領率いる新政権が、民主化・市場経済化に向けた積極的な取組を進めている。民主化への制限の緩和や、経済開放を推進するための金融セクター改革、貿易障壁の緩和などの政策を相次いで打ち出し、国家の復興と開発に向け、社会インフラの整備や各種資源の開発・自然保護に力を入れてきている。ミャンマー政府は、経済成長を通じた国民の生計向上を実現する上で、海外直接投資の誘致を重視しており、特にティラワ、ダウェイ、チャオピュー等の経済特別区(以下、「SEZ」という)開発により、外国企業の誘致を促進するとの方針を掲げている。

ヤンゴン都市圏に位置するティラワ SEZ は、豊富な労働力や恵まれた市場へのアクセスが利点となっており、ミャンマー政府は優先的かつ早期に開発を推進する意向を表明している。他方、改正 SEZ 法に基づきティラワ SEZ に設置された管理委員会 (Management Committee) と One Stop Service Center (以下、「OSSC」)の業務・運営体制は未だ脆弱であり、外国企業の誘致に向け早急な体制整備が必要となっている。

このような海外投融資、円借款、無償資金協力、技術支援等の各 ODA スキームを活用した総合的支援は、日本政府によるインフラシステム輸出戦略を具現化するものであり、日本企業の海外展開推進に向けた官民一体の取組みに貢献するものである。

本事業は、ティラワ SEZ 管理委員会・OSSC の能力向上を支援することにより、ティラワ SEZ の効果的・円滑な運営管理体制の確立を目指すものであり、海外直接投資の誘致促進を通じた持続的経済成長に寄与することから、我が国及び JICA の対ミャンマー援助方針と合致している。(

## 上位目標

ティラワ SEZ 管理委員会により、ティラワ SEZ 全体の開発計画が立案され、ティラワ SEZ が効果的かつ円滑に運営管理される。

プロジェクト目標	ティラワ SEZ 管理委員会及び OSSC の能力強化を通じて、ティラワ SEZ の組織 運営体制、輸出入・税関・物流管理体制、各種申請・許認可に関する業務フローが 整備される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ティラワ SEZ 管理委員会及び OSSC の組織運営・経営管理能力が強化される</li> <li>2. 輸出入・税関・物流管理体制が確立される</li> <li>3. 各種申請・許認可にかかる手続き・意思決定フローが確立され、運用される</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. ティラワ SEZ 管理委員会の企画・運営能力の向上を支援する。</li> <li>1-2. 改正 SEZ 法に基づく投資認可の判断基準の形成を支援する。</li> <li>1-3. 投資モニタリング体制の整備を支援する。</li> <li>1-4. 情報管理体制の整備を支援する。</li> <li>1-5. 資金管理／会計管理体制の整備を支援する。</li> <li>1-6. 投資家向け相談窓口、広報体制の整備を支援する。2-1. 輸出入・税関・物流関連業務について、必要な許認可(輸入ライセンス発行、税関審査(検査含む)、関税等の徴収、貨物引き取り、輸出、統計管理等)の 洗い出し、必要な申請フォームを整備を支援する。</li> <li>2-2. 各種許認可申請受領後のティラワSEZ管理委員会及びOSSCにおける意思決 定プロセスの検討、業務フローの確立を支援する。</li> <li>2-3. ティラワ港とティラワ SEZ(Free Zone(非関税区域)／Promotion Zone(奨 励区域)、ティラワ SEZ 内(Free Zone(非関税区域)と Promotion Zone(奨 励区域))、及びティラワ SEZ と国内市場、における物流管理体制の確立を支 援する。</li> <li>3-1. ティラワ SEZ 管理委員会及び OSSC が発行する各種許認可(投資認可、原産 地証明書、企業登録、納税・税還付、労働許可、建設関連許可、環境保護関連許認可、等)につい て、ミャンマー側の状況を踏まえ支援対象を選定したうえで、申請フォームの作成、申請受領 後の意思決定プロセスの検討を行い、業務フローの確立を支援する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期専門家 25MM</li> <li>・研修(第三国研修含む)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトオフィス</li> </ul>
外部条件	ミャンマー国ティラワ経済特別区(Class A 区域)開発事業、ティラワ地区インフ ラ開発事業(フェーズ 1)が順調に進捗し、入居企業に対する周辺インフラが整備される。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経済特区開発に係る政策アドバイザー(2012 年 5 月～2013 年 3 月)</li> <li>2. ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ 1)( 2013 年 6 月円借款契約調印)</li> <li>3. 経済特区開発にかかる法整備体制整備アドバイザー(2013 年 6 月～2014 年 6 月)</li> <li>4. ミャンマー国ティラワ経済特別区(Class A 区域)開発事業(2014 年 4 月合弁事 業契 約調印) 特になし</li> </ol>
(2)他ドナー等の 援助活動	



有償技術支援－有償専門家

2018年03月01日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)投資振興アドバイザー (英) Advisor for Investment Promotion
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
協力期間	2014年03月26日 ~ 2017年03月25日
相手国機関名	(和)国家計画経済開発省投資・企業管理局
相手国機関名	(英) Directorate of Investment and Company Administration

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー国においては2011年3月の新政権発足以降、民主化、法の支配の強化、経済の改革、国民の和解等の諸課題への取り組みを進めており、現在、2030年までに発展した民主的な国家となることを目指した国家総合開発計画(National Comprehensive Development Plan)(NCDP)(2011-2031)を策定している。

ミャンマー政府は開発資金の獲得、農業から製造業への産業のシフト、産業の多様化・深化等の観点から外国投資を重視しており、投資環境改善に向け、同国は2012年11月に新外国投資法を成立、2013年1月に同施行細則を発表したとともに、経済特区法案についても国会で審議を行っている(2013年10月現在)。

また、我が国は円借款「ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」(200億円、2013年6月7日貸付契約調印)により、2015年開業予定のティラワ特別経済区(Special Economic Zone)(SEZ)を含むティラワ地区開発のため、港湾ターミナル設備及び電力関連施設整備の支援を開始した。

以上の取り組みと並行し、日本・ミャンマー両国政府は2013年3月にミャンマーでの更なる投資・貿易の促進等のための具体的な取り組みの確認と優先順位をつけるための枠組みとして「日・ミャンマー共同イニシアチブ」を設置した。本専門家のカウンターパートである国家計画経済開発省投資・企業管理総局(Directorate of Investment and Company Administration)(DICA)は同イニシアチブのメンバーとして、関係省庁と連携して投資環境の改善に取り組んでいる。

日本企業を始め外国投資が増加傾向にある一方、外国投資促進の責任部門であり、また、ミャンマー投資委員会(閣僚級)の事務局であるDICAの専門人材の育成が急務となっているところ、アドバイザーの派遣が要請されたもの。また、DICAはJICAの支援を別途得つつ、長期的な投資促進戦略の策定を検討中であり、当該戦略の実行支援も求められている。

投資申請の円滑な処理体制の構築及びティラワSEZを含めたミャンマーへの投資プロモーションを通じて、ティラワSEZへの本邦企業等の進出促進が図られることにより、ティラワ地区開発に係る円借款事業への貢献が期待される。

上位目標 ミャンマーへの投資が促進される

プロジェクト目標 投資促進機関(DICA)の能力が向上する

- 成果
- 1.長期投資促進戦略・計画の実行が推進される
  - 2.日本企業をはじめとする外国投資家に対するサービスが向上する。
  - 3.日本語資料を含め、各種投資促進活動が推進される。
- 活動
- 1-1: DICA局長及び職員が長期投資促進戦略・計画を策定・実行する上での支援を行う。
  - 2-1: DICA職員に対して投資促進に係る能力向上のためのアドバイスと研修を実施する。
  - 2-2: ジャパン・デスクにおいて日本の投資家へのサービスを向上するためにDICA職員を支援する
  - 2-3: 本邦企業の投資申請への審査方法についての理解促進を支援する。
  - 2-4: 日本・ミャンマー共同イニシアチブの推進・モニタリング・フォローアップを支援する。
  - 3-1: 投資ガイドブック、ウェブサイトの日本語版の作成を支援する。
  - 3-2: 各種投資促進活動を支援する。

投入

- 日本側投入 長期専門家(2年間)1名
- 相手国側投入 オフィス提供、カウンターパートの配置

実施体制

- (1)現地実施体制 国家計画経済開発省投資・企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration)(DICA)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 1)我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
    - ・円借款「ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)」:ティラワ地区の港湾ターミナル設備及び電力関連施設整備を支援。
    - ・ミャンマー国における長期的な外国投資戦略の策定を目的とした「外国投資促進計画策定調査」実施中(2013.10~2014.3)
    - ・ミャンマーの行政官・民間人材が経済開発推進に必要な知見を深めることを目的とした「経済改革支援」を2012年度から実施中。対象は①経済・金融、②貿易・投資促進・中小企業振興、③農業・農村開発
    - ・「経済特区開発に係る法制度体制整備」(2013.6~2013.12)実施中
  - 2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)
    - ・特になし



開発計画調査型技術協力

2018年11月21日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト (英)Project for Establishment of the Pilot Model for Regional Tourism Development
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-観光
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-観光-観光一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー、バガン
署名日(実施合意)	2014年04月10日
協力期間	2014年11月01日 ~ 2018年05月01日
相手国機関名	(和)ホテル観光省
相手国機関名	(英)Ministry of Hotel and Tourism

## プロジェクト概要

背景	<p>Myanmar has rich tourism resources such as historical heritage, natural resources and beach resort and tourism sector has big potential for being one of the engines of economic growth of Myanmar. As Myanmar government open the economy, it is expected that number of tourist will be increased rapidly. However, tourism resources are not identified and there is no comprehensive tourism policy. Even in the famous destination such as Bagan, Mandalay and Inle lake, infrastructure is very poor and improvement of infrastructure is urgent needs for receiving the increasing tourists.</p> <p>To tackle with such issues, assistance for policy making especially on evaluation of tourism resources in each region and state, prioritization of tourism promotion and rules and regulations related to tourism. In addition, especially in Bagan which is thought as most popular destination and expected the most rapid increase of tourists, development of infrastructure and mechanism of tourism promotion involving local communities is urgently needed and action plan for starting such activities is necessary to be developed as soon as possible.</p>
上位目標	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 承認された地域観光開発計画のパイロットモデルを踏まえて、他地域の観光開発計画が策定される。</li><li>2) バガンが観光地としてより魅力的となり、知名度が向上する。文化遺跡の保全を阻害せずに観光客の利便性が高まり、観光人材の能力が向上する。</li></ol>
プロジェクト目標	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 本プロジェクトで実施する各種パイロット活動の結果を踏まえて作成される地域観光開発計画がパイロットモデルとして承認される。</li><li>2) 構築された地域観光開発のパイロットモデルに沿った活動がバガンにおいて実施される。</li></ol>
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1) バガン観光開発の管理・体制面の強化にかかる活動計画</li><li>2) バガン観光開発のためのインフラ整備計画</li><li>3) バガンの観光人材育成体制の整備計画</li></ol>

	4) 他地域において適用可能なバガン観光開発実施計画
活動	<p>1-1) 観光開発の管理・体制の現状とニーズ調査  1-2) 観光開発の管理・体制の強化にかかる優先活動の特定とパイロット活動計画の策定  1-3) 1-2)で策定した計画に基づくパイロット活動の実施  1-4) パイロット活動のモニタリング・評価</p> <p>2-1) 主要な観光インフラと基礎インフラの整備状況とニーズ調査  2-2) 対象とするインフラの選定  2-3) 観光客数の増加に伴う基礎インフラの需要分析  2-4) 観光インフラの概略設計と積算を伴う基本計画の策定(プレフィージビリティスタディ)  2-5) インフラ開発スケジュールの策定  2-6) 環境影響評価の規定、観光インフラによる影響の情報収集と分析  2-7) 2-4)で策定した基本計画に基づくパイロット事業(観光インフラ建設)の実施  2-8) パイロット事業のモニタリング・評価</p> <p>3-1) バガンの観光人材育成体制の現状とニーズ調査  3-2) 観光人材開発のための優先活動の特定とパイロット活動計画の策定  3-3) 3-2)で策定した計画に基づくパイロット活動の実施  3-4) パイロット活動のモニタリング・評価</p> <p>4-1) バガン観光開発の管理・体制、インフラ、観光人材育成の現状把握  4-2) 4-1)を踏まえたSWOT分析  4-3) バガン観光開発の方針、戦略の策定  4-4) パイロット活動の評価結果の分析  4-5) 4-4)を踏まえて他地域において適用可能なバガン観光開発実施計画の策定</p>
投入	
日本側投入	<p>コンサルタント(各分野において1名)  1) 専門家  総括/地域開発計画、観光マーケティングI、観光マーケティングII/プロモーション、観光関連規制・法規、遺跡保全、世界遺産登録支援、CBT(Community Based Tourism)、観光インフラ開発/環境社会配慮、基幹インフラ開発、観光人材開発戦略、観光人材研修(ガイド)、観光人材研修*(ホテル・レストラン)、業務調整、効果的なプロジェクト実施にとって必要な他分野の専門家  * ホテルマネジメント、客室整備、給仕、料理、フロント業務が含まれる</p> <p>2) 研修員受入れ  本邦/第三国研修、セミナー、ワークショップの実施費用、他のローカルコストについては必要に応じてJICAとホテル観光省が協議の上決定する。</p>
相手国側投入	カウンターパート
外部条件	<p>1) ホテル観光省傘下で主にホテル、飲食、観光ツアー業を実施しているミャンマーホテル観光サービス(MHTS)が解体され、ホテル観光省の新しいDirectorateとして改組・発展することになっている。2013年4月から新たな組織体制での業務が始まるが、新たに組織される人材育成部(Human Resource Development Department)は、本プロジェクトにとって重要な部門であるが、人員体制やキャパシティなど不明な部分が多い。</p> <p>2) 本プロジェクト2年目にあたる2015年には次期総選挙が予定されており、政情の不安とそれに伴う治安の悪化や政策の転換などに注視する必要がある。</p>
実施体制	
(1) 現地実施体制	Directorate of Hotel and Tourism, Ministry of Hotel and Tourism Private Associations for Tourism Promotion
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動(我が国の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)</p> <p>2) 他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)</p>



技術協力プロジェクト

2019年02月20日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト (英)Project of Myanmar-Japan Center for Human Resources Development
対象国名	ミャンマー
分野課題1	民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題2	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン
署名日(実施合意)	2013年01月31日
協力期間	2013年10月15日 ~ 2018年03月31日
相手国機関名	(和)商業省
相手国機関名	(英)Ministry of Commerce

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」)は、2011年3月の新政権後、国内の民主化及び市場経済化の動きに進展が見られ、持続的な経済発展が期待されている。GDPの約4割を占めるのは農林水産業を中心とした第1次産業であるが、国内経済の発展に呼応した製造業及びサービス業の台頭が目覚しく、2010年度には名目GDP割合において第3次産業が第1次産業を上回っている。ミャンマーは、周辺国と比して低廉でかつ豊富な労働力を有していることから、製造業における労働需要は急増しており、第2次または第3次産業への労働力の移動ないし集中が想定される。

また、近年の国内経済の発展を下支えしているのが全体企業数の約9割を占める中小零細企業である。しかし、その多くが伝統的経営(家族経営)手法を採っており、国内経済の発展に応じた①経営能力の強化・改善、②市場ニーズに基づく企業経営の促進、更には、③急激な経済成長で必要となる高度かつ国際的な経営知識や技術ノウハウを有する人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。ミャンマーでは、政府関係省庁、業界団体、民間教育機関、民間企業、日系団体など複数の機関・団体が今後の経済の担い手となる産業人材の育成に取り組んでおり、技能訓練からビジネス経営等の分野に至るまで幅広い分野の研修が実施されている。しかし、その多くが一般的な教養や技術内容に集中している上に、講師不足及び時代遅れの教育資機材の問題から、教育の質的向上が課題として指摘されている。また、アカデミックと技術の両面において高度な研修プログラムを提供している団体はほぼ皆無に等しく、今後の工業の進展に伴う産業振興の過程で必要とされる中間管理職以上の企業経営層に対する人材が現状では極めて手薄な状態となっている。さらに、高い技術力と知識を必要とする即戦力人材の育成も十分とは言えず、技術者の全体的な能力の底上げも課題の一つである。

現政権は、2015年度のGDP成長率7.7%を目標に更なる経済発展を標榜しており、外国為替の一本化や税の免税を認めた経済特区法の制定など市場経済化に向けた経済改革や法整備を積極的に進めると同時に国家計画経済開発省を中心に、国家統一的な経済・産業政策の策定作業を進めている。また、工業大臣を筆頭に関連省庁大臣及び民間業界団体の代表から構成される産業開発委員会(Myanmar Industrial Development Committee)を別途発足させ、工業化政策、外国投資関連政策及び中小企業振興策などの産業政策について個別討議を行っている。現政権は、経済界など外部機関との連携を積極的に進めており、経済状況や実態に即した産業政策及び産業人材育成政策の立案が期待されている。

こうした背景のもと、本プロジェクトは、ミャンマー日本人材開発センター に対する支援を通

じ、目覚ましい発展を遂げるミャンマー経済において、現政権が推進する市場経済化政策を側面支援し、今後のミャンマー経済の発展を支える産業中核人材の育成を担うものとして位置づけられる。MJCは、本プロジェクトの開始にあたり新設されるものであり、MJCにおける主な活動であるビジネスコースでは日本型の経営について教えるなど、独自のアプローチをとることから、本プロジェクトでは、まずは、MJCの運営・活動実施にかかる仕組みを構築するとともに、スタッフの運営能力向上を目指すものである。

上位目標	ミャンマーにおける産業中核人材がミャンマー日本人材開発センター(MJC)において継続的に育成される。
プロジェクト目標	ミャンマー商工会議所連盟(UMFCCI)に付設のMJCにおいて、ミャンマーの経済発展において重要な役割を果たしうる産業人材の育成を自立的におこなっていくための仕組み(メカニズム)及び機能が構築される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ミャンマーにおける中核的産業人材育成に寄与する(MJCの)効果的なビジネス研修の実施運営能力が向上する。</li> <li>2. MJCにおける自立的な運営メカニズムや機能が確立される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 ミャンマー民間セクターの(特に中間管理職レベル)に関するニーズ調査を行う。</li> <li>1-2 市場のニーズに基づく研修カリキュラムを策定する。</li> <li>1-3 (ビジネスコース関連の)年間事業実施計画を策定する。(ビジネスコース計画、予算計画を含む)</li> <li>1-4 上記調査の結果及び実施計画に基づいて、ビジネスコースを実施する。</li> <li>1-5 ビジネスコースを担当する講師候補を発掘し、講師候補に講師研修(TOT)を実施する。</li> <li>1-6 ビジネスコースのモニタリング・評価を行い、改善すべき点を明らかにする。</li> <li>1-7 MJCビジネスコース講師及び研修受講者のデータベースを構築する。</li> <li>2-1 MJCの規定、MJC職員の業務内容及び組織図を策定し、定期的に改訂する。</li> <li>2-2 MJCの年間予算・活動計画を策定する。</li> <li>2-3 MJC職員に対する職員研修を企画し、実施する。</li> <li>2-4 MJCにおけるビジネスコース以外の活動調整を行う。</li> <li>2-5 定期的に活動進捗モニタリングを実施する。</li> <li>2-6 MJC報告書(年間または定期的)を作成する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整員)</li> <li>2. 短期専門家(ビジネスコース運営管理、ビジネスコース講師など)</li> <li>3. 国別研修</li> <li>4. 供与機材</li> <li>5. 在外事業強化費</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. カウンターパート配置(MJC所長、ビジネスコースマネージャー)</li> <li>2. 執務スペースの提供、施設・設備・機材等の提供及び更新、専門家の業務遂行に関する情報提供・便宜供与</li> </ol>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクト目標達成のための外部条件</li> <li>・ミャンマー政府が今後も引き続き市場経済化政策を維持している。</li> <li>2. 上位目標達成のための外部条件</li> <li>・ミャンマーの政情が安定している。</li> </ol>
実施体制	
(1)現地実施体制	商業省
(2)国内支援体制	ミャンマー商工会議所連盟(UMFCCI) 日本センター事業支援委員会
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<p>・ミャンマーのインフラ・産業開発を担う工学系人材の育成を目的に、ヤンゴン工科大学と、マンダレー工科大学を対象とした技術協力プロジェクト「工学教育拡充プロジェクト」を2013年10月から開始し、両大学での実践的な学部教育の整備や研究能力の強化を支援している。プロジェクトには日本の7大学が支援大学として参加しており、教員の現地派遣による教育内容・手法の改善や研究の指導、ミャンマー側教員の日本での博士号取得や短期研修などの支援を行う。</p> <p>・ASEAN統合を踏まえミャンマーの貿易実務を担う人材の育成を目的として、「ミャンマー簿上実務能力向上支援調査」を2012年12月から実施中。商業省管轄のミャンマー貿易研修所(TTI)において、同国の官民の貿易実務能力の現状・課題の把握とともに、同センターの貿易実務研修の改善及び同センターの機能強化のための課題検討を行っている。</p>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>・現地で活動する国際機関は16機関(2012年5月現在)あるとされ、職業訓練を含む産業人材育成への支援の取り組みが始められている。職業訓練分野においては、韓国KOICA、独GIZ等が活動を開始している。</p> <p>・二国間援助に関しては、インド政府が、ミャンマーインド起業家開発センター(MIEDC: 2009年設立)に対してインド人講師1名を派遣しているほか、在ミャンマーインド大使館が、2011年から若手起業家及び事業家を対象に2か月間のインド国内研修の機会を提供し、MIEDCにおける起業家育成事業を側面支援している。</p> <p>・財団法人海外産業人材育成協会(HIDA)が、製造業の事業経営者を対象にビジネスマネジメント研修を実施しているほか、公益財団法人シーセフ(CIESF)が、2011年から毎年1回一般ビジネス分野及びIT分野を対象としたビジネスプランコンテストを開催し、</p>

ミャンマーにおける若手起業家の育成支援を行っている。  
・また、一般財団法人「持続可能なモノづくり・人づくり支援協会（通称ESD21）」が、  
2011年からTPS（Toyota Production System）/リーン方式の基本原則に関するセミナー  
を開催している。



草の根技協(パートナー型)

2017年07月08日現在

本部/国内機関 : 四国支部

## 案件概要表

案件名	(和) シャン州における植物インベントリーと有用性の評価並びに資源植物(薬用ランを含む)の利活用支援事業 (英) Program on sustainable use for plant resources with emphasis of medicinal orchid based on botanical inventory and evaluation in Shan State, Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	シャン州
署名日(実施合意)	2013年12月31日
協力期間	2014年01月15日 ~ 2017年12月31日
相手国機関名	(和) 環境保全・林業省
相手国機関名	(英) Ministry of Environmental Conservation and Forestry
日本側協力機関名	公益財団法人高知県立牧野記念財団

## プロジェクト概要

背景 本事業の対象であるシャン州は、東側を中国雲南省と接する標高500~2,000メートル前後の急峻な山に囲まれた丘陵地帯であり、植物区系区では東南アジア区系要素と日華区系の移行帯に属し、低標高域には熱帯アジアのモンスーン林が、高標高域には照葉樹林が広がる。このような植物相を反映し、隣接する中国雲南省シーサンパンナ州の植物相(3,336種)から推定する限り、当該地域の植物相の豊かさは図りしれない。

しかしながら、大国の狭間である国境付近では2000年移行の援助政策や経済投資が強化された結果、中国の進出がサポートされ、当該地域では木材原料としての持続的な利活用の視点のないままに森林破壊が進行している。加えて、アクセスの良さからも生薬源として薬用ランやその他の植物が盗掘されており、現地の住民から薬用ランの栽培生産による持続利活用の要望が挙げられている。また山岳地域ではアジア式伝統的焼畑もあり主にトウモロコシ栽培が行われているが、ファロー期間(休耕)の短縮により十分な量の確保が困難な上に貨幣経済は進み、伝統的焼畑のみでは生きていけず常畑化する技術を持たない村人達が、森林資源に対する保全意識及びその持続的利活用等の価値が解らぬまま森林資源を盗掘して換金し、生計を立てていることが危惧されている。

かかる状況の下、植物多様性保全とその資源の持続利用を進めるため、本事業に着手することとなった。

上位目標 資源植物の持続的利活用により、資源植物の保全が図られる。

プロジェクト目標 モデルビレッジ村落民が、資源植物の持続的利用により、現金収入を得られる。

成果 1. シャン州資源植物目録が完成する。  
2. 森林局職員が保全のための調査技術及び資源植物栽培技術を習得する。

3. モデルビレッジの村落民が資源植物の栽培技術を習得する。

活動

- 1-1. 専門家と森林局職員の間共同植物インベントリーを実施する。
  - 1-2. インベントリーによって採集した植物を同定する。
  - 1-3. 採集・同定種のデータベースを構築する。
  - 1-4. 採集した植物を化学分析する。
  - 1-5. 分析結果を評価し、有用性を検討する。
  - 1-6. これらの結果を基に目録を作成する。
- 2-1. 森林局職員対象のワークショップ・セミナーを開催する。
  - 2-2. 専門家が植物インベントリー技術指導とプロジェクト持続性のための資源植物栽培技術を指導する。
  - 2-3. 日本または第3国で薬用ランの栽培技術研修・分類研修を実施する。
  - 2-4. 専門家の指導により、薬用ランの遺伝子資源保存園を設置する。
  - 2-5. 薬用ラン保存園で、専門家指導により、遺伝子資源保存園の意義と薬用ランの増殖技術を習得する。
  - 2-6. 森林局職員による教育者として対象地域でのセミナーを開催する。
  - 2-7. 植物目録を配付する。
  - 2-8. アンケートによる意識向上・能力の把握をする。
  - 2-9. 研修方法やセミナーを評価する。
- 3-1. ベースライン調査を実施する。
  - 3-2. モデルビレッジを選定する。
  - 3-3. 短・中・長期の栽培収穫生産計画による試験栽培を行う。
  - 3-4. 短期栽培生産植物を導入(地域資源)し、栽培指導を行う。
  - 3-5. 地域性を検証し栽培技術を普及させる。
  - 3-6. 生産体制を確立する。
  - 3-7. モデルビレッジ村落民へ環境教育を行う。
  - 3-8. 簡易パンフレットをモデルビレッジ村落民へ配布する。
  - 3-9. 意識調査と事前・事後評価を実施する。

投入

日本側投入

- 【人材】  
プロジェクトマネージャー 1名  
現地業務調整員 2名  
短期専門家(インベントリー、ラン栽培指導、栽培) 4名  
短期専門家(ベースライン調査) 1名  
国内業務調整員 1名
- 【施設】  
事務所、ラン遺伝子保存園の設置
- 【機材】  
標本製作機材、圃場用機材、視聴覚機材、バイク及びジープ

相手国側投入

- 【人材】  
現地コーディネーター 1名  
森林局職員 6名  
組織培養技術員 1名  
組織培養技術員補助 1名  
林業試験所標本室職員 1名
- 【施設】  
林業試験所組織培養実験室、培養室、馴化用温室、標本室
- 【機材】  
オートクレーブ、クリーンベンチ、標本乾燥機

実施体制

- (1)現地実施体制                    ミャンマー環境保全・林業省
- (2)国内支援体制                    公益財団法人高知県牧野記念財団



技術協力プロジェクト

2018年07月07日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト (英)Project on Capacity Improvement of Recovery and Reintegration Assistance for Trafficked Persons
対象国名	ミャンマー
分野課題1	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-その他福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン、パイロットサイト
署名日(実施合意)	2012年02月01日
協力期間	2012年06月29日 ~ 2016年06月28日
相手国機関名	(和)人身取引対策中央委員会(CBTIP)(内務省ミャンマー警察(MPF)・社会福祉・救済復興省社会福祉局(DSW))
相手国機関名	(英)Central Body for Suppression of Trafficking in Persons (MPF/ DSW)

## プロジェクト概要

## 背景

メコン川流域地域(GMS)では、近年の地域経済発展に伴い、経済開発の負の影響として、国家間の経済ギャップ、都市と農村部での貧富格差が拡大し、麻薬や武器の取引、組織犯罪の広がりとともに人身取引という国境を越えた課題が深刻化している。5か国と国境を接するミャンマーでは、経済成長の著しいタイと中国が主な吸引源となり、性産業のみならず工場作業等産業の労働力確保を目的とした人身取引被害が増加している。

ミャンマー政府は、1997年に女性と子どもの人身取引国家行動計画を策定し、2005年には人身取引対策法を成立させ、翌2006年には内務大臣を委員長とする人身取引対策中央委員会(Central Body for Suppression of Trafficking in Persons: CBTIP)を設立した(内務省ミャンマー警察が事務局)。さらには「人身取引対策国家行動5か年計画2007-2011」を作成し、2008年3月には5か年計画を実施するためのナショナルタスクフォースも設置した。さらに、メコン川流域6か国の閣僚により構成されているCOMMITプロセスにも参加しており、2004年にはヤンゴンにおいてCOMMIT閣僚会議をホストし、GMS地域で初めての地域覚書(Regional MOU)に署名した。その後、域内行動計画にも合意し定期的に開催される地域会合にも出席してきた。

しかし米国国務省により人身取引報告書では、2001年以来毎年Tier3(政府が最低基準を順守せず、順守に向けたと努力もしていない国)に格付けされており、ミャンマー政府の取り組みが表面的であり、対外的アピールを重視したものに過ぎないと批判を受けている。

ミャンマーの人身取引対策は、防止や取締りにおいては対策がある程度進められているものの、被害者に対する保護やサポートは現在まで十分に行われていないのが現状である。被害者が隣接国から帰還しても、社会復帰するための精神的ケアや経済的自立を支援する制度がほとんど存在していないため、再び搾取される状況に戻る悪循環に陥っている。

2009年3月から2010年3月まで社会福祉・救済復興省社会福祉局にJICA短期専門家が派遣され、被害者保護にかかる現状調査を行った。同調査を通じて、ミャンマーには被害者保護シェルターを核とした被害者帰還支援のメカニズムが存在し、社会福祉局を始めとして警察やNGOなどの関係機関が被害者帰還における多様なプロセスに携わっていることが判明した。しかし、社会福祉局職員及び関係者の保護シェルター運営や被害者保護に関するキャパシティは十分ではなく、特に被害者保護・支援に携わる実務者のソーシャルワークに関する能力強

化の必要性が明らかになった。加えて、様々な機関が携わる人身取引被害者保護・自立支援の一連のプロセスにおいて、関係機関の更なる連携の促進も課題となっている。かかる状況の下、人身取引対策中央委員会は、2010年4月、人身取引被害者の保護関係者の能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを日本政府に要請した。

上位目標	人身取引被害者が、プロジェクトによって改善された人身取引被害者の保護・自立に関する支援を受けられる。
プロジェクト目標	人身取引被害者支援に携わる対象地域の関係者による人身取引被害者の保護・自立支援にむけた支援が改善される。
成果	1. 人身取引被害者の保護・自立支援に携わる人材の能力が向上する。 2. 人身取引被害者の保護・自立支援のためのパイロット活動が計画・実施される。 3. 人身取引被害者の保護・自立支援に携わる人材が実務に活用できるツール及び情報が整備・共有される。
活動	1-1. 人身取引被害者保護・自立に携わる人材育成計画を策定する。 1-2. 人身取引被害者保護・自立のTraining Of Trainers (TOT) を実施するためのトレーナーを選定する。 1-3. 社会福祉トレーニングスクール (SWTS) で活用される人身取引被害者保護・自立TOT研修教材とマニュアルを開発する。 1-4. 開発した教材とマニュアルを活用してトレーナーの研修を実施する。 1-5. 研修を受けたトレーナーによって教材とマニュアルを活用して研修を実施する。 1-6. 上記1.5の研修参加者の連携を促進するためのワークショップを開催する。  2-1. 被害者直接支援のパイロット活動に関するアクションプラン策定を支援する(例: カウンセリング、収入向上活動等)。 2-2. 上記アクションプランに基づくパイロット活動の実施を支援する。 2-3. 上記のアクションプランに基づくパイロット活動の実施を通じてグッド・プラクティスと教訓を収集・蓄積し、必要に応じて研修教材とマニュアルを改訂する。 2-4. 被害者保護に関する関係機関を集めてワークショップを実施し、教訓を共有するとともに人身取引被害者の効果的な保護支援策に関する協議を行う。  3-1. ヤンゴンの社会福祉トレーニングスクール (SWTS) に人身取引被害者保護・自立に関するリソーススペースを設置する。 3-2. 人身取引対策に携わる実務者のための人身取引被害者保護・自立に関するハンドブック(ソーシャルワーク、事例、リファレンス情報等を含むもの)を開発する。 3-3. ハンドブックの利用を促進する。 3-4. 第三国でのワークショップを通して人身取引被害者保護に関する知見を共有する。
投入	
日本側投入	1. 専門家派遣 長期専門家2名(チーフアドバイザー、人身取引対策/業務調整) 短期専門家数名(教材開発、教材開発普及、コミュニティ開発、成功事例集作成等) 2. 研修 第三国研修、本邦研修 3. 在外事業強化費
相手国側投入	1. 人材 プロジェクト・ダイレクター プロジェクト・マネジャー カウンターパート数名 2. 施設等 プロジェクト実施に必要な執務室の提供 3. プロジェクト実施にかかる現地経費
外部条件	・C/P機関の人身取引対策のための予算と人材が確保される ・ミャンマー国人身取引対策の国家政策に変更がない ・コミュニティにおける治安・経済状況が著しく悪化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	ミャンマー側実施機関は、CBTIP、DSWで、プロジェクトが日々の活動を実際に行う機関はDSWとなる。合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) 議長をCBTIPの共同書記であるミャンマー警察長官が務め、プロジェクト・ディレクターはミャンマー警察で人身取引を担当する「国境を越える犯罪対策部」から、プロジェクト・マネージャーはDSWが務める。DSWの中ではリハビリテーション課の中の女性セクションが人身取引問題の担当となっている(職員6名)。
(2)国内支援体制	国内支援委員会
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・2009年4月-2010年3月の間人身取引被害者保護計画の個別専門家が派遣され、ミャンマーにおける人身取引の実態、対策支援状況、JICAとしての協力可能性などについての調査結果がまとめられた。 ・外務省草の根無償資金協力により、2011年2月に人身取引被害者シェルターが開設された。
(2)他ドナー等の	人身取引対策の支援を実施している国際機関や国際NGOは、政策レベルの支援や、子どもに特化した支援を実施している機関が多い。

## 援助活動

- UNIAP (United Nations Inter-agency Project on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-region)がGMS地域における関係機関のネットワークの構築及び政策レベルでの支援を実施している。
- IOMミャンマー事務所では人身取引被害者の保護、帰還、社会復帰の支援を実施している。
- UNICEF, World Vision, Save the Children Myanmarなどが子どもを人身取引から守る活動を実施している。



個別案件(専門家)

2019年02月22日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)都市政策アドバイザー (英)Advisor for Urban Development Policy
対象国名	ミャンマー
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
協力期間	2017年02月16日 ~ 2019年06月24日
相手国機関名	(和)建設省 都市・住宅開発局
相手国機関名	(英)Department of Urban and Housing Department(DUHD), Ministry of Construction(MOC)

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマーでは、急速な民主化・経済発展を背景として都市化が進んでおり、特にヤンゴンにおける無秩序な都市拡大が課題となっている。この課題に対応するため、JICAは「ヤンゴン都市圏開発プログラム準備調査」を実施し、その成果として、包括的開発ビジョンの提示、戦略的開発計画及び段階的実施計画の策定、社会基盤インフラの基本整備方針提示を目的とした都市開発マスタープランが2013年3月に完成し、同年5月にヤンゴン地方政府閣議で承認された。しかしながら、現行の法・制度体系の中では上記マスタープランに沿った都市開発事業が進んでいるとは必ずしも言えない状況である。</p> <p>この状況を受け、ミャンマー建設省(MOC)都市・住宅開発局(DUHD)は、無秩序な都市開発が進むヤンゴン等の大都市や地方中核都市において、中央政府がゾーニング等を規制するための「都市・地域計画開発法」を起草し、現在は最終的な調整段階にある。右開発法に基づく法・制度体系が適切に運営されるためには、まずは現在の民間セクターによる開発状況、各ドナーによる支援の状況と右開発法で規定されている内容のギャップを整理する必要がある。</p> <p>また、DUHDは、地方中核都市においてConceptual Planを策定したが、人材不足や能力不足から、「都市・地域開発計画」に沿った都市開発事業を実施できておらず課題となっている。</p>
上位目標	都市・地域計画開発法に基づいた都市計画事業が実施され、ヤンゴン及び地方中核都市の都市整備環境が改善する。
プロジェクト目標	都市・地域計画開発法に基づいた都市計画策定の実施体制が確立する。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1.都市・地方計画開発法で規定されている内容と民間開発や各国支援の現状に係る情報が整理される。</li><li>2.都市開発計画の実施を担う政府職員の能力が向上する。</li><li>3.ヤンゴン以外の他都市への制度運用に関するパイロットプロジェクトが実施される。</li><li>4.都市・地域開発の実施体制が確立する。</li><li>5.歴史的・文化的遺構や建造物が保全される。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1.都市・地方開発計画法施行支援</li></ol>

- 1) 都市・地方開発計画法で規定されている内容と民間開発や各国支援の現状に係る情報を整理する。
  - 2) 新しい都市・地方開発計画システムが適切に実行されるための支援を行う。
  - 3) 都市・地方開発計画法を踏まえた細則、ガイドライン、マニュアル等を整備するための助言を行う。
  - 4) 歴史的建造物保存のためのガイドライン策定のために必要な技術的助言を行う。
2. 都市・地方開発計画策定プロセス確立支援
    - 1) 計画・承認・実行・モニタリングといった都市・地方開発計画プロセス確立のための支援を行う。
  3. 都市開発計画の実施を担う政府職員の能力向上支援
    - 1) ヤンゴン・マンダレーといったモデル都市においてOJTを実施し、都市・地方開発計画能力に関するキャパシティ・ビルディング、技術移転を行う。
  4. 都市開発システム改善支援
    - 1) ヤンゴン・マンダレー等の主要都市において、都市における土地利用の状況や、事業計画の実行状況を確認する。
    - 2) 連邦政府と地方政府間の協力体制や役割分担等、政府部門のマネジメントシステム向上のために必要な助言を行う。

#### 投入

- |        |               |
|--------|---------------|
| 日本側投入  | 専門家派遣、現地活動費   |
| 相手国側投入 | カウンターパート、執務環境 |

#### 実施体制

- (1) 現地実施体制      建設省(MOC)都市・住宅開発局(DUHD)をカウンターパートとする

#### 関連する援助活動

- (1) 我が国の援助活動
- ・JICA「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」(2012-2013)
  - ・JICA「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査(都市交通)」(2013-2015)
  - ・JICA「ヤンゴン都市開発アドバイザー」(2015-2016)
- 2) 他ドナー等の援助活動
- ・EUIによるヤンゴン市開発委員会対象の都市計画講義(2013-2015)
  - ・ADBによるMOC及び地方都市対象の都市管理に係る能力強化研修(2014~)



個別案件(専門家)

2018年05月13日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)ヤンゴン都市開発アドバイザー (英)Urban Development Advisor of Greater Yangon
対象国名	ミャンマー
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン都市圏(ヤンゴン市(784km <sup>2</sup> )および周辺タウンシップ(Thanlyin, Hmawbi, Helgu, Htantabin, Twantay))
協力期間	2013年12月18日 ~ 2016年12月17日
相手国機関名	(和)ヤンゴン地域政府、ヤンゴン市開発委員会(YCDC)
相手国機関名	(英)Yangon Region Government, Yangon City Development Committee(YCDC)

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー国(以下「ミ」国)の旧首都ヤンゴン市は、人口約510万人を抱えるミャンマー最大の商業都市である。経済活動の中心地として近年も人口が増加しており、昨今の急速な民主化の流れを背景とする海外資本の流入や民間開発により、都市化が一層加速している。郊外への市街地拡大に伴い、新たにヤンゴン都市圏を形成しつつある。特にヤンゴン市の南東においては、ティラワ経済開発特区(ティラワSEZ)整備計画が推進されており、新たな産業集積地としての市街地形成も予定されている。

ヤンゴン市の都市開発は、ヤンゴン地域政府開発担当大臣(兼ヤンゴン市長)を議長とするヤンゴン市開発委員会(YCDC)が担っているが長期にわたる諸外国からの投資や技術支援の制約により、社会経済開発および能力開発が著しく停滞した。この結果、都市生活を支える社会基盤インフラは老朽化が進む一方で、人口増加による需要量の増加が顕著となっており、社会経済活動のボトルネックとなっている。また、ヤンゴン市の都市開発に関する戦略の不在により、多種多様な開発プロジェクトの優先順位付けや投資効果の検討が不足しており、非効率な都市運営が見られる。

以上のような背景を受けて、ヤンゴン州政府とJICAは、2012年5月にヤンゴン市および周辺地区を含むヤンゴン都市圏を対象とする開発を戦略的に進めるための「ヤンゴン都市圏開発プログラム」を形成することを合意し、2012年7月より同プログラムの中核的位置づけとなる「ヤンゴン都市圏開発プログラム協力準備調査」を開始した。同調査では、ヤンゴン都市圏を対象として、中・長期的かつ包括的な開発ビジョンを提示し、都市開発推進のための戦略的開発計画および段階的実施計画の策定を実施中である。戦略的開発計画においては社会基盤インフラの基本整備方針を提示し、プログラムで予定されている都市交通、上下水道、廃棄物管理、電力、情報通信、港湾/物流等の各インフラセクターの開発推進に貢献することを目的としており、2013年3月にはマスタープランとして完成する見込みである。

同調査の成果を有効活用し、今後も主体性をもってヤンゴン地域政府及びヤンゴン市が関連する個別の都市開発関連政策を立案し、計画を実行するには、政策立案能力の向上・実施体制と強化が課題である。また、ヤンゴン都市圏開発プログラムについては、各種調査が並行して実施中であることや優先プロジェクトの検討・実施が進められており、「ミ」国はもちろん我が国の関心が高い重要セクターとして、各種調整および連携が重要となってきている。

かかる状況下、「ミ」国から我が国に対して、ヤンゴン都市圏開発プログラムの推進にあたっての、都市開発政策全体にかかる知見・経験を持つアドバイザーの派遣要請があった。

上位目標	ヤンゴン都市圏における都市開発計画が実施され、都市生活環境が改善と経済活動の活性化がされる
プロジェクト目標	ヤンゴン地域政府およびヤンゴン市開発委員会の政策立案能力および計画実施能力が向上する
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市開発政策および社会基盤インフラ整備計画の立案に資する効率的な体制が構築される</li> <li>2. ヤンゴン地域政府およびヤンゴン市開発委員会の行政能力及び調整能力が向上する</li> <li>3. 日本が支援するヤンゴン都市圏開発プログラムが効果的に運営・促進される</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の都市開発関連政策・戦略、開発計画等を分析する</li> <li>2. ヤンゴン地域政府およびヤンゴン市開発委員会に対して、都市開発にかかる政策立案、制度構築、能力強化に関する技術指導を行う</li> <li>3. 都市開発関連省庁・機関と協調し、ヤンゴン都市圏開発プログラムや同プログラムに関連する調査の円滑な実施を支援する</li> <li>4. ヤンゴン都市圏開発プログラムの実施促進に対して技術的な助言を行う</li> <li>5. ヤンゴン地域政府およびヤンゴン市開発委員会が行う他援助機関・民間投資家との連絡・調整に対し適切な助言を行う</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣(長期:24ヵ月)</li> <li>・現地活動費</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパート(YCDC内に設置予定)</li> <li>・執務スペース</li> </ul>
外部条件	・特になし
実施体制	
(1)現地実施体制	ヤンゴン地域政府、ヤンゴン市開発委員会(YCDC)、YCDC都市計画局(Urban Planning Unit)
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤンゴン都市圏開発プログラムの設定</li> <li>ヤンゴン都市圏開発プログラムは、2012年4月27日付決裁JICA(EI)第4-18004号「ミャンマー国『ヤンゴン都市圏開発プログラム』の実施について」および2012年5月1日にヤンゴン州知事とJICAミャンマー事務所とで署名した「ヤンゴン都市圏開発プログラム」にかかるミニッツに基づき実施している。具体的なフレームワークは、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ヤンゴン都市圏の将来開発ビジョンと基本戦略、地理情報を含む基礎情報データ、社会基盤インフラの整備方針の策定</li> <li>(2)上記(1)の結果に基づく、ヤンゴン都市圏開発プログラムを構成するヤンゴン都市圏開発計画(マスタープラン)の策定</li> <li>(3)ヤンゴン州知事を議長とするプログラム・コーディネーティング・コミッティ(Programme Coordinating Committee: PCC)をベースとするヤンゴン都市圏開発プログラムの実施モニタリング</li> </ol> PCCでは、JICAがヤンゴン都市圏を対象に実施する各社会基盤インフラセクターの調査進捗・プロジェクトの実施状況について報告・共有を行い、プログラム全体の取り組み状況をモニタリングする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(4)ヤンゴン都市圏プログラム開発協力準備調査の実施に際してのステアリング・コミッティ(S/C)の設置</li> </ol> S/Cの議長は、PCCに対して同調査の進捗・成果を報告する。 </li> <li>・ヤンゴン都市圏開発プログラムについては、国内支援委員会を設置済み。</li> <li>・JICA内において、ヤンゴン都市圏開発プログラム連絡会を開催し、プログラムにおける各種活動の情報共有を実施中。</li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業(ミャンマーにおけるスマート・コミュニティ実施可能性検討調査)</li> <li>・平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業(ミャンマー・ヤンゴン市上下水道改善基礎調査)</li> <li>・平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業(ミャンマー・ヤンゴン地区変電設備等リハビリ事業調査)</li> <li>・平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業(ミャンマー・ティラワ地区経済特区開発事業調査)</li> </ul> <p>【JICA】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤンゴン都市圏都市開発セクター情報収集・確認調査(2012.3)</li> <li>・ヤンゴン都市圏開発プログラム協力準備調査(都市圏開発計画)(2012.7~2013.12)</li> <li>・ヤンゴン都市圏開発プログラム協力準備調査(都市交通)(2012.12~2014.2)</li> <li>・ヤンゴン市上下水道改善プログラム協力準備調査(2012.8~2013.12)</li> <li>・ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画準備調査(無償)(2013.2~2013.9)</li> <li>・ヤンゴン上水道アドバイザー(個別専門家)(2013.4~2015.3)</li> <li>・ヤンゴン市生活環境改善のための電力アドバイザー(個別専門家)(2013.5~2015.4)</li> <li>・ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業(E/S)(協力準備調査)(2012.7~2013.6)</li> <li>・ティラワ経済特別区及び周辺区域水資源賦存量に係る基礎情報収集・確認調査(2012.7~2014.7)</li> <li>・ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業F/S(2012.6~2013.5)</li> </ul>

(2)他ドナー等の  
援助活動

【ADB】

・ Asian Development Bank's Initial Sector Assessments (2012.6) (ADBによる対ミャンマー支援戦略アセスメント)

個別案件(専門家)

2019年03月12日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)住宅政策アドバイザー (英)Housing Policy Advisor
対象国名	ミャンマー
分野課題1	都市開発・地域開発-その他都市開発・地域開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-公益事業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネーपीドー
協力期間	2015年09月30日 ~ 2019年10月29日
相手国機関名	(和)建設省住宅・都市開発局
相手国機関名	(英)Department of Housing and Urban Development, Ministry of Construction
<b>プロジェクト概要</b>	
背景	<p>ミャンマーでは、2011年の民政移管以降の急速な経済成長に伴い、都市域への人口流入が顕著である。流入人口に対して住宅数は大幅に不足しており、既存の住宅施設も老朽化に伴う更新需要が多く、適切な住宅が供給されない場合には、不法占拠やスラム化といった社会問題に直面することが予想されている。現在540万人の人口を抱えるヤンゴン市では、2040年には1,000万人を超えることがヤンゴン都市圏開発マスタープランにおいて予測されており、ミャンマー政府は100万戸の住宅が不足するものと見込んでいる。</p> <p>ミャンマー政府は住宅供給を重点課題と位置づけ、大都市における大量供給や多様な仕様の住宅供給、低所得者向けから中所得者向けの住宅供給に向けて、取り組んできている。膨大な住宅需要に対応するための住宅供給計画やプログラムの整備を進めているが、こうした施策の前提となる住宅政策の整備が遅れている。低所得者向けから中所得者向けの幅広い対象に対し、十分かつ所得レベルに適した住宅を供給するための方策の検討が必要とされており、大量供給に応えるための効果的な資金調達方法や住宅整備基準、建築技術といった各種ガイドラインの整備も必要となっている。</p> <p>こうした背景を基に、ミャンマー政府は第二次世界大戦後の住宅政策と住宅供給の経験を持つ日本政府に対し、良質で安価な住宅を迅速に提供するための専門家支援を要請した。</p>
上位目標	「ミ」国における住宅整備環境が改善する。
プロジェクト目標	建設省住宅・都市開発局の政策立案能力及び計画実施能力が向上する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ミ」国における住宅事業の実施上の課題が整理される。</li> <li>・「ミ」国の住宅供給計画・プログラム、住宅基準、及び住宅関連ガイドライン等に対する提言がなされる。</li> <li>・「ミ」国の住宅事業実施に係る効率的な実施体制の構築に向けた提言がなされる。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマーにおける住宅供給計画・プログラム及び住宅基準の制定に対する助言</li> <li>・ミャンマー政府に対する、日本の住宅整備計画・プログラム、住宅供給システム、住宅基準、住宅建設の技術ガイドラインの紹介と適用にかかる助言</li> <li>・良質で安価な住宅供給のための実現方策の検討にかかる助言</li> </ul>

投入 ・住宅整備に関連する各種事業実施のための組織体制整備に対する助言  
日本側投入 専門家派遣、現地活動費  
相手国側投入 カウンターパート、執務環境

実施体制

(1)現地実施体制 建設省人間居住住宅開発局を実施機関とする。

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA  
「ヤンゴン都市開発セクター基礎情報収集・確認調査」JICA(2012)  
「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査(都市圏開発マスタープラン)」  
JICA(2013)  
「ヤンゴン都市圏開発アドバイザー」JICA(2013-2015)

草の根技協(地域提案型)

2018年05月03日現在

本部/国内機関 : 九州国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ヤンゴン市道路排水能力改善事業 (英)The Project of Capacity Development of Drainage in Yangon City
対象国名	ミャンマー
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-下水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン市
署名日(実施合意)	2016年03月24日
協力期間	2016年03月31日 ~ 2019年03月30日
相手国機関名	(和)ヤンゴン市開発委員会(道路・橋梁局)
相手国機関名	(英)Engineering Department-Roads & Bridges, Yangon City Development Committee
日本側協力機関名	福岡市道路下水道局
<b>プロジェクト概要</b>	
背景	<p>ヤンゴン市では、雨季の豪雨により道路冠水や家屋浸水が頻発しており、浸水による通行止めや交通渋滞による日常生活への支障及び経済的な損失、し尿や雑排水の流出等による衛生面の悪化が懸念されている。さらに、近年の異常降雨の増加や都市化の進展等により、浸水被害リスクは今後ますます増大すると考えられており、市民の生命、財産、生活環境を守る必要性とともに、浸水による経済的損失や衛生悪化は、ヤンゴン市の健全な発展の妨げとなるおそれがあることから、道路排水能力改善が喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、ヤンゴン市開発委員会(YCDC)では、自ら水路拡幅工事等を実施しているが、基本となる排水計画の策定や設計・施工等の技術・ノウハウが十分でないことから、真に効果のある道路排水能力改善のための技術協力が求められている。</p> <p>このため、本事業は、度重なる浸水被害を経験し培ってきた福岡市の浸水対策技術・ノウハウを活用して、YCDC職員に対し、技術協力を行うものである。</p>
上位目標	YCDC職員が自ら考えた効果的な道路排水計画に基づく事業が、優先順位に基づき効率的に実施されており、浸水被害の軽減が図られている。
プロジェクト目標	Yangon City Development Committee (YCDC)職員が、自ら道路排水計画を策定し、効果的な排水改善事業を実施できる技術を身につける。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.現状や課題を把握し、道路排水計画の必要性を理解する。</li> <li>2.計画策定手法を習得し、道路排水計画を立案できるようになる。</li> <li>3.排水改善に必要な設計・施工、維持管理手法を習得する。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 ヤンゴン市の道路排水施設の整備状況や地形、浸水被害状況等の現状把握し、問題点を明確化する。</li> <li>1-2 浸水原因説明手法習得のため、現場調査や排水施設能力検証方法について技術指導を行う。</li> <li>1-3 福岡市の過去の浸水被害状況や浸水原因、浸水対策についての取組を紹介する。</li> </ol>

- 1-4 効果的に浸水被害を軽減するための排水計画策定の必要性を研修する。
- 2-1 雨量計の設置により時間雨量データを取得し、現状分析を行う。
- 2-2 排水計画策定手法習得のため、計画策定手順や水位計算、施設計画の方法について技術指導を行う。
- 2-3 整備効果や優先順位を考慮した効率的な実施計画策定手法の技術指導を行う。
- 2-4 モデル地区を選定し、YCDC職員と福岡市職員が共同で、現状分析及び必要能力算定を行う。
- 2-5 道路排水計画を検討・立案し、道路排水計画図を作成する。
- 2-6 立案した道路排水計画について、シミュレーション等による事業効果の検証を行う。
- 3-1 浸透・貯留施設等も含めた効果的な排水能力改善技術について技術指導を行う。
- 3-2 現場条件等に合わせた効率的な設計・施工手法について技術指導を行う。
- 3-3 ヤンゴン市における排水施設の維持管理状況を把握し、改善策を計画する。
- 3-4 排水能力改善に効果的な維持管理技術・手法について技術指導を行う。
- 3-5 福岡市の広報活動の紹介及び、効果的な市民啓発、広報活動方法について研修を行う。

投入

日本側投入

【人材派遣】

- ・プロジェクトマネージャー(9日間×7回)
- ・サブプロジェクトマネージャー(9日間×7回)
- ・アドバイザー(9日間×2回)
- ・コーディネーター(9日間×7回)
- ・専門家1(道路排水計画)(9日間×7回)
- ・専門家2(道路排水設計・施工)(9日間×7回)
- ・専門家3(道路排水維持管理)(9日間×7回)
- ・専門家4(プラットフォーム会員企業による技術指導)(9日間×5回)

【研修受入】

- ・YCDC技術者5名(11日間×3回)
- ・ヤンゴン市開発委員会(道路橋梁局)職員約20名

相手国側投入

外部条件

- ・YCDC職員について、今後ヤンゴン市の道路排水事業を中心となり推進していく人材が適切に選定される。
- ・YCDC技術者がプロジェクト期間中別部署等へ異動しない。

実施体制

(1)現地実施体制

- ・ヤンゴン市開発委員会道路橋梁局職員約20名

(2)国内支援体制

実施主体:福岡市道路下水道局  
協力機関:国際ビジネス展開プラットフォーム会員企業

- ・プロジェクトマネージャー 1名
- ・サブプロジェクトマネージャー 2名
- ・アドバイザー 1名
- ・コーディネーター 1名
- ・専門家5名(道路排水計画、道路排水設計・施行、道路排水維持管理)

有償技術支援－附帯プロ

2019年03月02日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)ミャンマー水環境管理及び環境影響評価制度の能力向上プロジェクト (英)Project for Capacity Development in Basic Water Environmental Management and EIA System in Myanmar
対象国名	ミャンマー
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン、マンダレー、ネピドー
協力期間	2015年06月09日 ~ 2018年06月08日
相手国機関名	(和)環境保全林業省環境保全局
相手国機関名	(英)Environmental Conservation Department, Ministry of Environmental Conservation and Forestry

### プロジェクト概要

背景	ミャンマー政府は、近年の民主化に伴う工業化、都市化による環境汚染を防止するため、2012年に環境保全法を制定するとともに林業省を環境保全林業省に再編成し、同省内に環境保全局を新設して環境に係る国家的管理の強化を図っているが、必要な人員、予算が配分されておらず、個人、組織として環境管理に必要な知識、経験、技術力も不足しているため、環境保全法の施行に必要な細則や規則等の整備が遅れている。特に、民主化を契機に我が国をはじめとする様々なドナーの支援により進められている道路、電力、水道、港湾等のインフラ整備事業に対する環境影響評価(EIA)および社会影響評価(SIA)については具体的な審査手順の確立が緊急の課題となっている。また、環境保全局、ヤンゴン市およびマンダレー市が環境汚染対策の中で優先課題の1つとしている工場排水対策についても緒に就いたばかりであることから、実効性のある対策策定に必要な情報の収集、整理および対策策定能力向上が課題となっている。
上位目標	工業地帯からの工場排水による河川の水質への影響が緩和され、EIA分野においてもより複雑な問題解決のための進んだ取り組みが検討される。
プロジェクト目標	水質汚濁に係る情報の適切な解釈に基づいた基礎的な水質汚濁対策策定能力が向上し、EIA審査体制が構築される。
成果	成果1 インспекション手順が標準化される 成果2 水質調査能力が向上する 成果3 水質汚濁源および河川の水質に係るデータベースが構築される 成果4 水質汚濁対策に必要な情報解釈能力が向上する 成果5 EIA審査に必要なマニュアルおよび様式類が作成される 成果6 環境保全林業省とEIA報告書審査会のEIA審査にかかる能力が向上する
活動	活動1-1 水質汚濁源に関する情報(事業場名、住所、生産品、生産プロセス、廃水発生量、水質汚濁物質、廃水処理方法、廃水ピットの位置等)を収集する。

活動1-2 現行のインスペクション作業手順を評価する。  
活動1-3 インスペクションマニュアルを作成する。  
活動1-4 インスペクションマニュアルに従ってインスペクションを行う。  
活動1-5 インスペクションマニュアルを見直し、改訂する

活動2-1 民間および政府系分析機関の試料採取、化学分析(BOD、COD、重金属、有害物質等)に係る信頼性を評価し、再委託先を選定する。  
活動2-2 河川の水文、潮位、水利用、状況に関する情報を収集する。  
活動2-3 水質調査地点、調査時期、調査項目等の選定基準を策定する。  
活動2-4 水質調査計画を策定する。  
活動2-5 河川水の現地測定、サンプリング、保存処理、保存方法に関する手順を記載した水質調査マニュアルを策定する。  
活動2-6 水質調査計画に基づいて調査を実施する。  
活動2-7 水質調査マニュアルを参考にサンプリング作業を確認する。  
活動2-8 水質調査報告書を作成する。

活動3-1 活動1-1によって得られた水質汚濁源情報、インスペクションの結果、水質調査結果を収集・整理する。  
活動3-2 データベースの基本設計を行う。  
活動3-3 基本設計に基づいてデータベースの詳細設計を行う。  
活動3-4 データベースを開発する。  
活動3-5 データベースの操作、利用方法に関する訓練を行う。  
活動3-6 データベースの操作・維持管理マニュアルを作成する。

活動4-1 水質報告書に必要な情報を収集する。  
活動4-2 収集情報を解釈する。  
活動4-3 水質報告書を作成する。

活動5-1 EIA手続きに必要な様式の草案を作成する。  
活動5-2 EIA審査のためのマニュアルを策定する。  
活動5-3 マニュアルがEIA審査の実務に適したものとなるよう評価し、また更新する。  
活動5-4 EIA審査手続きを記録するためのデータベースを開発する。  
活動5-5 EIAコンサルタントに対する登録証明書発行のための評価制度を確立する。

活動6-1 EIA研修(スクリーニング、スコーピング、EIA審査、環境管理計画、環境モニタリング計画等)を実施する。  
活動6-2 EIA手続きに基づくEIA審査作業を実施する。  
活動6-3 EIA審査業務を記録する。  
活動6-4 EIA制度普及のための小冊子等を発行する。  
活動6-5 EIA審査に関する定期報告書を発行する。  
活動6-6 EIA業務を情報公開するためのWEBサイトを開発する。  
活動6-7 開発されたWEBサイトを見直し、更新する。  
活動6-8 EIA審査の活動を国際会議の場で発表する。

#### 投入

日本側投入 専門家、機材(携帯型水質測定器、GIS用コンピュータ、GPS等)  
相手国側投入 カウンターパート、専門家執務室

#### 実施体制

(1)現地実施体制 Environmental Conservation Department, Ministry of Environmental Conservation and Forestry

#### 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動  
援助活動 1)我が国の援助活動 Cooperation with Other Scheme of the Japanese ODA(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する。)  
2)他ドナー等の援助活動 Project by Other Donor Agencies  
UN Habitat provided a grant assistance to Ministry of Environmental Conservation and Forestry to translate the Environmental Conservation Law into English.



草の根技協(地域提案型)

2017年07月14日現在

本部/国内機関 : 関西国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ヤンゴン市下水道管渠維持管理・修復能力改善事業 (英)Capacity Development of Sewer Pipes O&M and Rehabilitation Project in Yangon City
対象国名	ミャンマー
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-下水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン市
署名日(実施合意)	2014年10月01日
協力期間	2014年10月27日 ~ 2016年12月31日

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市のCBD(Central Business District)エリアでは、老朽化した圧力式下水道の維持管理及び管渠の閉塞による汚水の公共用水域への流出や排水不良など様々な課題を抱えており、これまでに実施されている経産省やJICAの調査では、優先して実施すべきプロジェクトとして、「下水圧送管清掃事業」が挙げられている。</p> <p>現状では、YCDCは、効率的な下水道の維持管理のノウハウが十分でない状況であるが、新設の下水道施設が完成するまで間にも、早急に既存施設の状況を改善する必要があり、また、今後下水道施設が増加していく際に、それらの能力を最大限に発揮させるためにも、維持管理技術の向上は不可欠である。</p> <p>このため、本プロジェクトでは、ヤンゴン市に先行して管渠の適正な維持管理や計画的な修復を実施している大阪市、(一財)都市技術センター、及び老朽化した管渠の修復・長寿命化の高い技術を有する民間企業(積水化学工業株式会社)のノウハウと人材を活用し、YCDCに技術協力を行うものである。</p>
上位目標	ヤンゴン市中心部において、衛生的な生活環境を提供するとともに、公共用水域の環境が保全されるように、下水道施設が最大限に能力を発揮できる状態にする。
プロジェクト目標	YCDCにおいて、管渠の維持管理(調査・診断、清掃およびそれに伴う安全対策)の技術向上とともに、先進的な管渠等の修復に関する本邦技術等の知見を得ることにより、修復方法の選定などの実施計画を策定できる。
成果	1 YCDC職員が、適正な管渠清掃手法を習得し、資機材を活用した管渠清掃を実施する。 2 管渠清掃用資機材の活用による作業性向上を加味した管渠清掃計画の立案と維持管理マニュアルの修正 3 背割下水管網の図面、清掃記録等を電子情報化する。 4 本邦の下水道管渠維持管理、下水道修復技術等の研修を行い、協力実施機関での発展的な技術向上を実施する。
活動	①-1 既存下水道管渠の現状調査を行い分析の上、施設の状況把握に必要なデータ情報の収集を実施【現状把握】 ①-2 清掃管渠(パイロット管渠)の選定と清掃方法の立案を検討し、デモ清掃に関する計画を策

定する【デモ清掃計画立案】

①-3 清掃計画に基づくパイロット管渠の清掃を実施する【デモ清掃】

②-1 YCDCの管渠清掃作業を視察し、清掃効果や課題点などを確認する。【現状把握】

②-2 YCDCに必要な管渠清掃記録項目について、YCDCと協議し提案する【清掃記録検討】

②-3 YCDCによるパイロット清掃結果を反映した清掃計画の立案支援【清掃計画検討】

③-1 協力対象機関の下水道維持管理台帳の現調調査を行い、必要なデータ情報の収集を実施する【現状把握】

③-2 モデル地区の選定を行い、簡易下水台帳による施設図面化の検討を協力対象機関と実施する【運用方法の検討】

③-3 パイロット清掃を実施した管渠網の図面、清掃記録の電子化を図る。【簡易台帳システムの検討】

③-4 協力対象機関を対象にヤンゴン市現地で実施したパイロット施設を利用して研修を実施する【習得】

④-1 協力実施機関を対象に大阪市、積水化学工業(株)などの施設にて調査、清掃、修繕に関する本邦研修の実施【習得】

日本側投入

・業務従事者派遣 5～7名×1週間×6回

・研修員受入 3名×1週間×1回

・資機材

(安全対策)酸素・硫化水素測定機、ポータブル濃度警報器、空気呼吸器、避難用小型空気呼吸器

(調査)管口カメラ、取付管調査カメラ

(清掃)高圧洗浄機、排水管清掃機、発動発電機

(修復)修復(補修・設置)材料(塩化ビニル管等)

実施体制

(1)現地実施体制

ヤンゴン市都市開発委員会(Yangon City Development Committee:YCDC)

(2)国内支援体制

実施団体:積水化学工業(株)

協力団体:(一財)都市技術センター

提案団体:大阪市

関連する援助活動

(1)我が国の

ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査(2012-13年)

援助活動



草の根技協(地域提案型)

2019年02月20日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ヤンゴン廃棄物処理改善共同検討プロジェクト(フェーズ2) (英).
対象国名	ミャンマー
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-都市衛生
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ヤンゴン市
署名日(実施合意)	2014年09月25日
協力期間	2015年03月31日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和)ヤンゴン市公害防止清掃局
相手国機関名	(英) Pollution Control & Cleansing Department, Yangon City Development Committee
日本側協力機関名	東京都環境局、公益財団法人 東京都環境公社

## プロジェクト概要

## 背景

ヤンゴン市と東京都はともに「アジア大都市ネットワーク21」の参加都市として交流を継続してきた。その一環で東京都環境局は2012年にヤンゴン市を訪問、廃棄物処理の現状を調査するとともに、今後の連携について意見交換を行った。協議を踏まえ、東京都環境公社が草の根技術協力(地域活性化特別枠)を立案、2013年から2015年までの間草の根技術協力事業「ヤンゴン廃棄物処理改善共同検討プロジェクト」を実施してきた。同協力においては所期の目的・成果を達成する見込みとなったため、今般更なる成果を得るため同事業のフェーズ2を提案した。

草の根技術協力実施中にヤンゴン市は人口約600万人を擁すミャンマー国最大の都市であるが、効率的な廃棄物の収集運搬・処理が十分に行われていない状況にあることが確認された。

ヤンゴン市はここ数年、PPPIによる収集運搬や中間処理の実施を目指して、廃棄物処理改善に取り組んでいるが、ごみの排出から最終処分までの処理工程全体を最適化するという視点での検討が不十分であること、地域住民の問題意識が低くごみ排出のルールが徹底されておらず、しいてはごみ処理に対する住民の理解や協力が十分に得られていない等の課題を多く抱えている。

また、基本的な行政サービスである廃棄物処理を安定的な実施の実現には、処理に関わる民間事業者の適切な監理や指導が必要不可欠とされるが、ヤンゴン市公害防止清掃局職員の廃棄物行政に必要な知識が不足しており、中核を担う職員の能力向上が課題である。

については、東京都の有する循環型社会形成及び適正な廃棄物処理に向けた取組に関する知識や経験を活用し、ヤンゴン市の廃棄物行政の体制強化を支援する。

上位目標 なし

プロジェクト目標 循環型社会形成に向け、計画的・体系的な廃棄物処理を住民の理解及び協力を得ながら実施できるようになるための体制を構築・強化する

1 計画的・体系的な廃棄物処理を実現するためのマニュアル等を整備する。

成果	2 住民とのコミュニケーション力を向上するための普及啓発ツール等を整備する。
活動	<p>1-1 東京の循環型社会形成や適正な廃棄物処理に向けた取組について都内研修を実施する。  (対象:今後本庁で計画等に携わり廃棄物行政の中核を担うタウンシップスーパーバイザー等)</p> <p>1-2 東京において、都内民間事業者の協力を得ながら廃棄物処理・リサイクル技術に関する施設視察等を実施する。</p> <p>1-3 マニュアル等の作成に向け、東京での研修内容等をベースにテーマを選定し、作成手順等について協議する。</p> <p>1-4 マニュアル等の内容について助言する。</p> <p>1-5 廃棄物処理改善に向けた共同検討・現地指導を実施する。</p> <p>1-6 マニュアル等の作成のための共同検討を現地で実施する。</p> <p>1-7 マニュアル等の完成</p> <p>2-1 東京における住民啓発や環境教育の取組について都内研修を実施する。  (対象:今後本庁で計画等に携わり廃棄物行政の中核を担うタウンシップスーパーバイザー等)</p> <p>2-2 普及啓発ツール等の作成に向け、東京での研修内容等をベースにテーマを選定し、作成手順等について協議する。</p> <p>2-3 普及啓発ツール等の内容について助言する。</p> <p>2-4 住民協力を得るための手法について共同検討・現地指導を実施する。</p> <p>2-5 普及啓発ツール等の作成のための共同検討を現地で実施する。</p> <p>2-6 普及啓発ツール等の完成</p>
投入	
日本側投入	1 ヤンゴン市廃棄物行政にかかわる職員の研修受け入れ
相手国側投入	2 廃棄物管理手法、マニュアル整備にかかる東京都関係者の派遣 カウンターパートの配置
外部条件	.
実施体制	
(1)現地実施体制	ヤンゴン市公害防止清掃局
(2)国内支援体制	提案団体:東京都環境局 実施団体:公益財団法人東京都環境公社 (都下・民間事業者協力含む)
関連する援助活動	
(1)我が国の	.
援助活動	
(2)他ドナー等の	.
援助活動	



個別案件(専門家)

2018年10月17日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 農業・農村開発アドバイザー (英) Agriculture and Rural Development Advisor
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農業開発-農業政策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピド
協力期間	2013年06月10日 ~ 2017年06月09日
相手国機関名	(和) 農業灌漑省 農業計画局
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Irrigation, Department of Agricultural Planning

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマーは作物生産のための土地・水・人的資源に恵まれ、農業セクターが経済成長のための不可欠な要素となっている。農業セクターは、ミャンマーの主要産業でGDPの34.8%、輸出益の16.4%を占め、その他の社会経済開発活動の基礎となっている。</p> <p>新政府の国家戦略では、農業を主生計とする農村地域住民の社会経済開発を通じた農村開発と貧困削減が優先事項として位置づけられている。農業灌漑省は農村開発の主務官庁として農業生産性向上を通じた農家の収益向上による貧困削減のために重要な役割を担っている。</p> <p>上記背景から、農業灌漑省では農村開発・貧困削減にかかる政策立案とその効率的実施が急務となっている。短期間にこれらを実現するためには、課題の把握及び対処能力強化、組織強化、ドナー等との協働体制の構築を図っていく必要がある。以上から、農業・農村分野に関する必要な助言を提供するための、農業計画局に対する農業・農村開発アドバイザーの派遣が必要となっている。</p>
上位目標	農業・農村開発のための適切な計画・制度が整備される。

プロジェクト目標 農業灌漑省の計画、開発、調整能力が向上する。

成果	1.ミャンマー農業・農村セクター開発に関する助言・提言 2.農業灌漑省、及び関係部局のスタッフに対する農業・農村開発に関する能力強化 3.実施中のJICA案件、及び将来のJICA支援への提言 4.経済改革プログラム農業・農村開発サブワーキンググループへの支援
----	--

活動	1-1.農業・農村開発セクターレビューの解析 1-2.農業セクターの開発を通じた農村開発・貧困削減への支援 1-3.政策実現に向けたレビュー結果の共有と提言  2-1.農業灌漑省、及び関係部局に対する農業・農村開発に関する知識・経験の共有 2-2.キャパビルを目的とした農業灌漑省スタッフへの農業・農村開発に関する研修、セミナー、ワークショップの開催
----	--

- 3-1.ミャンマー農業・農村開発セクターにおけるJICAプロジェクト活動への助言・提言
- 3-2.実施中JICAプロジェクトに関する調整
- 3-3.JICAプロジェクトの成果を、ミャンマー政府の活動やプロジェクト形成への反映
- 3-4.将来のJICAプロジェクト形成への提言

4-1.経済改革プログラムの農業・農村開発分野への活動支援

投入

日本側投入

- ・専門家派遣
- 第一次派遣: 2013年6月10日～8月15日
- 第二次派遣: 2013年9月～10月半ば
- 第三次派遣: 2014年4月～2015年6月

相手国側投入

- ・在外事業強化費
- 事務用機器、アシスタントスタッフ雇用費・車輛借上げ費、他
- カウンターパート
- 執務室、他

実施体制

- (1)現地実施体制      カウンターパート機関: 農業灌漑省計画局

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

- 【有償】『灌漑施設改修事業』協力準備調査
- 【無償】『エーヤーワディ・デルタ輸中堤復旧機材整備計画』
- 【無償】『農業人材育成機関強化計画』
- 【無償】『貧困農民支援』(2KR)
- 【技協】『農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト』
- 【技協】『中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト』
- 【技協】『シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト』
- 【技協】『中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト』
- 【技協】『中央乾燥地畜産振興アドバイザー』

(2)他ドナー等の  
援助活動

- 『ミャンマー農業セクター基礎情報・確認調査』
- FAO Agriculture Census (2012-2014)
- UNDP Strategic Framework



技術協力プロジェクト

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) イエジン農業大学能力向上プロジェクト (英) Project for Capacity Development of Yezin Agricultural University
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及, 研究, 金融, 農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	イエジン
署名日(実施合意)	2015年05月07日
協力期間	2015年11月22日 ~ 2020年11月21日
相手国機関名	(和) 農業灌漑省、イエジン農業大学
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Irrigation (MOAI), Yezin Agricultural University (YAU)

## プロジェクト概要

背景	<p>ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)では、農業が国内総生産(GDP)の3割以上を占め、就業人口の約6割が農業に従事し、主要穀物として3,300万トン(2012年)のコメを生産する重要な産業となっている。</p> <p>ミャンマーでは、1962年の軍事政権設立以降、「ビルマ式社会主義」と呼ばれる独自の社会主義体制下での農業政策において、農地国有制、供出制及び計画栽培制が導入された影響から、農業は停滞・疲弊し、戦前の世界最大のコメ輸出国としての地位も凋落して久しいが、その開発ポテンシャルは非常に高い。</p> <p>2011年3月に発足した現政権は、農業及び関連産業を経済開発の最重点分野とし、農業灌漑省(以下、MOAI)は「品質の改善及び生産拡大のため、農産物の研究・開発活動を奨励する」ことを主要政策の1つに掲げ、農業技術の普及、農産物の品質向上及び収穫量増加に向け、農業振興に取り組んでおり、コメに偏重した増産至上主義を改め、従来の生産性向上のみならず、ミャンマーの多様な農業環境条件に応じた栽培技術及び市場価値の高い高品質な農産品やその加工品の開発を通じた国内市場及び輸出市場の開拓を推進している。</p> <p>イエジン農業大学(以下、YAU)は、ミャンマー唯一の農学単科大学で、MOAI及び民間セクターの農業技術者、普及員及び研究員の育成機関になっている。YAUが農家及び消費者のニーズに応えるためには、より広範な知見の蓄積とともに、農業生産現場で確実に普及できる技術開発のための研究が必要である。しかしながら、YAUの教員は、農業現場のニーズを踏まえた実践的教育研究指導の経験が不足しており、施設及び機材面での制約や論文執筆経験の未熟さから、教育・研究活動において十分な成果を得ることができておらず、教員の能力向上が急務となっている。</p> <p>我が国は、無償資金協力「農業人材育成機関強化計画(2012-2015)」にて、YAUの実験・実習施設の建設及び実験機材の整備を実施している。本事業は、無償資金協力との連携を図ることで、YAU教職員の組織運営体制の強化、教員の教授能力及び研究能力の向上を通じ、持続性の高い実践・研究志向型の教育基盤を整備することを目的とする。</p>
上位目標	YAUから質の高い農業分野人材が輩出される。 指標: (a) 学生による授業評価の結果がXX%向上する。 (b) MOAI及びミャンマー商工会議所(UMFCCI)に加盟している農業協会及びNGOを含む国際

機関が採用した卒業生に対する組織の満足度がXX%からXX%に高くなる。

プロジェクト目標	YAUの農業関連9学科(農学科、植物育種・生理・生態学科、土壌・水科学科、昆虫・動物学 科、植物病理学、園芸・農業生物工 学科、農業経済学、畜産学及び農業工学)において実践志向型の研究を推進する教育・研究基盤が強化される。 指標: (a)プロジェクト終了時まで、YAUの農業関連9学科に設置された機材の利用頻度が増加する。 (b)プロジェクト終了時まで、YAUの農業関連9学科において実施されるラボラトリー実験及びフィールドワークに充てられる時間の割合がXX%からXX%へ増加する。 (c)プロジェクト終了時まで、YAUの農業関連9学科の教員の執筆した研究論文の国内/外の査読付学術誌への発表数がXX件からXX件へ増加する。
成果	成果1: YAUにおいて教育・研究を推進するための組織運営体制が改善される。 1-1 YAUの教育・研究活動に係る計画・管理を担うタスクフォースの設置 1-2 YAUの既存の教育・研究活動に係る計画・管理システムの現状分析と改訂 1-3 YAUの既存の教育・研究に係る長期戦略計画及び年次行動計画の現状分析と改訂 1-4 長期戦略計画及び年次行動計画(改訂版)の定期的な進捗・達成状況の確認 1-5 長期戦略計画及び年次行動計画の策定・活用に係るガイドラインの策定  成果2: YAUの農業関連9学科においてカリキュラム及び教員の教授能力が改善される 2-1 カリキュラム開発/授業改善に係るタスクフォースの設置 2-2 農業関連9学科の既存のカリキュラムのレビューと改訂、カリキュラムマップの作成 2-3 農業関連9学科の若手・中堅教員を対象とした定期的な授業モニタリングの実施 2-4 農業関連9学科における現職教員研修の実施と研修マニュアルの策定 2-5 農業関連9学科の既存のシラバス、実験指導書と教材のレビュー及び改訂  成果3: YAUの教員の研究能力が改善される。 3-1 研究能力強化に係るタスクフォースの設置 3-2 農業生産者及び関連産業に係るニーズ調査の実施とパイロット研究の選定 3-3 パイロット研究用の研究計画の策定 3-4 研究の実施手法及び発表手法に係る研修の実施 3-5 パイロット研究の実施 3-6 パイロット研究の成果報告会の開催
活動	0-1プロジェクトのベースライン調査の実施 0-2プロジェクトの進捗に関する定期的なモニタリングの実施 1-1 Set up a Task Force on planning and management for education and research activities of YAU 1-2 Analyze and revise existing planning and management system of YAU regarding education and research activities 1-3 Analyze and revise existing long-term strategic plan and annual action plan regarding education and research in YAU 1-4 Assess progress and achievements of the revised long-term strategic plan and annual action plan on a regular basis 1-5 Formulate a guideline for the preparation and operation of the above plans 2-1 Set up a Task Force on curriculum development and teaching improvement 2-2 Review and revise the existing curriculums in 9 departments, and develop curriculum maps 2-3 Implement monitoring on teaching performance targeted young and mid-career academic staff in 9 departments on a regular basis 2-4 Implement an in-service training program and formulate a manual for the training program 2-5 Review and revise the existing syllabuses and teaching materials in 9 departments 3-1 Set up a Task Force on research capacity development 3-2 Conduct need assessment for agricultural producers and relevant industries, and select pilot research projects 3-3 Formulate a pilot research plan 3-4 Conduct trainings for research implementation and presentation 3-5 Implement pilot research projects 3-6 Conduct seminars or workshops to report the results of pilot research projects
投入	
日本側投入	a) Long-term experts: 3 experts (Chief Adviser/ University Management, Project Coordinator, Teaching Improvement/ Agricultural Research (one expert can hold two fields concurrently)) b) Short-term experts c) Long-term training program d) Short-term training program e) Expenditure for the pilot research projects f) A portion of local cost
相手国側投入	YAU a) Space and building for project office b) Research facilities, equipment and machineries c) Counterparts d) Running cost such as electricity, water, internet access and domestic travel allowance for YAU personnel

MOALI  
a) Counterparts (JCC member)



技術協力プロジェクト

2018年10月05日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト (英) Development of Participatory Multiplication and Distribution System for Quality Rice Seeds
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及, 研究, 金融, 農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	農業研究局(マンダレー地域イェンタウンシップ(以下、TS)) プロジェクトサイト(ヤンゴン地域モービーTS、エヤーワディー地域ヒンダダTS、ミャウンミャTS、ラプタTS)
署名日(実施合意)	2010年11月08日
協力期間	2011年08月09日 ~ 2017年03月08日
相手国機関名	(和) 農業灌漑省ミャンマー農業サービス庁、農業研究局
相手国機関名	(英) Myanmar Agriculture Service, Ministry of Agriculture and Irrigation

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー国の農業はGDPの40%を占める重要な産業であるが、中でもコメは全耕地の約50%で生産され、5,400万人の人口に対し、一人当たり150kg(籾ベースでは220kg)と摂取カロリーのほとんどを供給する最も重要な作物である。本プロジェクトの対象地域であるエヤーワディー・デルタは、ミャンマー国のコメ生産量の約30%を占め、国内随一の穀倉地帯である。エヤーワディー・デルタでは、一般の農家はモンスーンの雨を利用して年1回の稲作を伝統的な方法で栽培しているが、土地生産性は低く、農家は貧困から脱却できない状況にある。さらに、2009年5月には大型サイクロン「ナルギス」がエヤーワディー・デルタを直撃し、甚大な被害をもたらした。サイクロンの高潮によって農家が保管していた種籾や水牛、農業生産資材も流出し、農村生活に一層の打撃を与えた。このような環境下でコメ生産を強化、安定させるためには、灌漑施設や輪中提を含む農業基盤整備、優良種子の導入、肥料、農薬の適切な投入が求められるが、なかでも優良種子の導入は他の方法に比べて少ない費用で実行でき、貧困農家にも取り入れやすく、足の速い効果が期待できる。

ミャンマー国農業灌漑省は、優良種子の普及を図るため、1990年代初頭から世銀、国際稲研究所などの協力を得ながら種子生産の流れを確立してきた。しかしながら、生産された優良種子は、1) 一般農家の嗜好や慣行農法に適した在来種や、天水田の栽培に向けた品種(深水稲、陸稲など)が入っていない、2) 契約種子生産農家の技術が未熟なため生産された保証種子の品質が悪く、一般種子生産農家が更新を目的とした種子として購入せず、自家採種した種子を使用し続けている、3) 種子生産農家は収穫後、播種期まで種子を保管できず、普通の籾として精米業者に販売したり、自家消費し、一般農家が必要なときに種子がない、ことから、一般農家には広まっていない現状にある。

そのため、種子生産農家が生産した優良種子を一般農家に普及するため、1) 一般農家のニーズに基づいた種子の品種選定・生産・配布計画を農業研究局、ミャンマー農業サービス庁と共に構築すること、2) 種子生産農家(契約・一般)の種子栽培技術を改善すること、3) 種子生産農家(契約・一般)の種子保管技術を改善するとともに、種実と種子の違い、種子としての

	有益性(販売価格等)を理解させることが求められている。
上位目標	優良種子がミャンマー国内で広く使用される。
プロジェクト目標	エーヤワディ・デルタにおいて、農民参加による優良種子の増殖・普及システムが強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業研究局(DAR)の原種種子生産技術の能力を改善する。</li> <li>2 農業局(DOA)の登録種子生産・配布計画策定と品質管理能力が改善する。</li> <li>3 DOA種子圃場、種子生産農家(契約・一般)の優良種子生産能力が向上する。</li> </ol>
活動	<p>1-1 地域のニーズを満たすための登録種子生産技術の導入とDAR及びDOAにおける原々種子及び原種種子の生産プロセスのレビューを行う。</p> <p>1-2 原々種子および原種種子の維持管理技術指針を作成する。</p> <p>1-3 DARにおいて在来種を含めた原種種子を原々時種子から生産する。</p> <p>1-4 DARの種子品質検査実験室を改善する。</p> <p>1-5 DARの研究者・技術者に対し、品種改良・管理に関する技術指導を行う。</p> <p>2-1 DAR、DOA、種子生産農家の各段階における種子生産及び配布システムのレビューを行う。</p> <p>2-2 対象地域において、農家のニーズに基づいた種子生産および配布の計画を策定する。</p> <p>2-3 種子生産及び配布状況をモニタリングする。</p> <p>2-4 ヤンゴンの種子検定センターに効率的な検査手法を導入する。</p> <p>2-5 ヤンゴンの種子検定センターで品質検査結果の管理・分析手法を改善する。</p> <p>3-1 対象とする種子圃場の施設を整備する。</p> <p>3-2 対象とする種子圃場の職員及び種子圃場で実習を行っているイェジン農業大学の学生、タウンシップの普及員等に対し、優良種子増殖・普及に関する研修を実施する。</p> <p>3-3 契約種子生産農家に対し、保証種子の生産技術に必要な技術指導を行う。</p> <p>3-4 一般種子生産農家に対し、優良種子の生産技術を普及する。</p>
投入	プロジェクトの開始時に、ベースライン調査を実施し、農家及び市場のニーズを確認する。
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家:3名(チーフアドバイザー、種子増殖、業務調整/農業普及)</li> <li>・短期専門家:育種、病虫害防除、栽培技術、参加型普及、参加型種子生産等、各1ヵ月程度</li> <li>・研修員受入:本邦研修(主に育種分野)、第三国研修</li> <li>・機材供与:車輛、種子圃場用機材(種子選別機、小型耕運機、脱穀機等)、研究室用機材(パソコン、製粉機、顕微鏡、土壌分析機等)</li> <li>・在外事業強化費:ベースライン調査、セミナー・ワークショップ開催費、種子圃場整備経費、デモ・ファーム整備</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパートの配置(プロジェクトダイレクター:農業研究局局長、プロジェクトマネージャー:農業サービス庁種子部長、普及部長、農業研究局副局長)</li> <li>・施設および事務スペースの提供(プロジェクトオフィスは、ヤンゴンの農業サービス庁種子部に設置)</li> <li>・プロジェクト活動経費(光熱費、種子圃場の傭人費、等)</li> </ul>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>①成果を達成する上での外部条件:プロジェクト期間中に旱魃・洪水等の気象災害、病虫害の大発生で対象地区の稲作栽培が大きな影響を受けない。</li> <li>②プロジェクト目標達成のための外部条件:ミャンマー国のシードフローに大きな変更がない。</li> <li>③上位目標達成のための外部条件:ミャンマーのイネ種子生産に関する政策が大きく変化しない。DOA、DARがプロジェクトで構築した増殖・生産・普及システム、普及モデルを中央乾燥地、山岳地域等に展開していく。</li> </ol>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>実施機関(中央):農業灌漑省農業局(DOA)、農業灌漑省農業研究局(DAR)</p> <p>実施機関(プロジェクトサイト):農業局ヒンタダ及びモービー種子圃場、種子検定センター</p> <p style="text-align: center;">農業研究局ミャウミャ種子圃場 ラプタタウンシップ普及事務所</p>
(2)国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力プロジェクト:シードバンク計画(1997年~2002年)、農業普及人材強化計画プロジェクト(2008年~2011年)</li> <li>・開発計画策定型技術協力プロジェクト:「サイクロンルギス被災地における農業生産及び緊急復興支援のための農地保全プロジェクト(2009年~2011年)」</li> <li>・貧困農民支援無償(2KR)(2012年12月閣議済)</li> <li>・灌漑施設改修事業準備調査(2013年度)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAOラカイン州種子増殖プロジェクト(2004年から2006年にかけて、ロヒンジャ避難民を対象とした限定的な優良種子確保事業が実施された)</li> </ul>



技術協力プロジェクト

2019年03月16日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト (英)Project for Profitable Irrigated Agriculture in Western Bago Region
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農業開発-灌漑・排水
分野課題2	農業開発-その他農業開発
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー、バゴー地域西部
署名日(実施合意)	2015年10月26日
協力期間	2016年03月20日 ~ 2021年03月19日
相手国機関名	(和)農業灌漑省 灌漑局
相手国機関名	(英)Irrigation Department, Ministry of Agriculture and Irrigation
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

## 背景

ミャンマー連邦共和国(以下、「ミャンマー」という。)の農業セクターは、GDPの34.7%(2011/12年度、農林畜産合計)、輸出の16.4%(同)、就業人口の61.2%(同)を占める重要産業である。また、ミャンマー農業セクターは高い開発ポテンシャルを持ち、耕地面積約1,225万ha(日本の2.7倍)、水資源年間1082 km<sup>3</sup>(日本の2.6倍)を有する(2011/12年度、ミャンマー政府統計)。しかし、ミャンマーでは低い灌漑率、低い生産性により農業開発のポテンシャルが生かされていない。ミャンマーの灌漑面積は、作付面積の15.9%(2012/13年度、農業灌漑省統計)であり、周辺ASEAN諸国のタイ27%、ベトナム32%(基礎情報収集確認調査)に比べ低く、既存灌漑施設の老朽化により減少している。また、ミャンマーの農家経営は、安価な労働力に頼った資本粗放的経営であり、生産性が低い。

これら課題に対処するため、JICAは、円借款「バゴー地域西部灌漑開発事業」(2014年9月借款契約調印)にて、少雨かつ灌漑率の低いバゴー地域西部で、灌漑施設の整備・改修並びに農業機械等の整備を行う事業を実施中だが、円借款事業の効果増大のためには、同灌漑地域の営農上の課題(認証種子の未利用、粳品質のばらつき、安値での粳販売、田越灌漑による肥料の流亡など肥料・農薬等の非効率的な投入、劣化した豆種子の利用、機械化の遅れ、三次水路の未整備・非効率な水管理慣行等)及び灌漑施設の維持管理上の課題(維持管理における農家の非関与による施設の劣化等)に取り組む必要がある。

8万7千haの広大な円借款事業地域を対象に、限られた政府予算のもと農業普及を行うためには、民間企業と農家の営利活動を通じて広まる収益性の高い営農モデルを構築し、効率的な普及方法を確立する必要がある。例えば、質の均一な認証種子の供給、農家の生産する均一な粳の精米業者による高値での買い取り、低い破碎米率の米の市場での高値販売という好循環を作り出すことができれば、この取り組みは営利活動を通じて波及することが期待される。コメ生産・販売上の課題は、農家の生産する不均一な粳品質による精米段階での破碎米率の上昇である。このため精米業者は、市場に安値で販売せざるを得ず農家からの買い取り価格も安くなる一方で、農家は、均一な粳を生産しても一戸ではロットが小さく精米業者に高値で買い取ってもらえない、あるいは、種粳の品質が不均一なため生産される粳の品質には限界がある等の悪循環に直面している。

上述の好循環を創造するためには、農家への技術普及を担う農業灌漑省農業局だけでなく、

精米業者・流通業者、種子企業・農家、農家等の関係者間の調整を行いうるミャンマー米協会等の能力強化が求められる。  
また、灌漑施設の維持管理向上には、灌漑施設管理や用水配分管理など制度の見直し求められる。現状、灌漑施設の維持管理に農家の関与が得られていないため、支線水路の雑草処理等まで予算措置を講じる必要がある。限られた予算の下、頭首工や一次水路等の維持管理を優先せざるを得ず、結果として、支線水路の劣化が進み灌漑面積の縮小につながっている。雑草処理など維持管理への農家の参画を促すためには、用水配分管理の改善により農家への裨益を向上させ、負担と裨益をバランスさせる必要がある。  
本プロジェクトは、これら取り組みにより農家経営単位の収益性を向上させた「民間企業活動を組み込んだ収益性の高い農業モデル」を構築することを目的とする。

上位目標 対象地域の農業収益性が向上する。

プロジェクト目標 灌漑農業による民間企業活動を組み込んだ収益性の高い農業モデルが構築される。

成果 成果1: 公的機関－民間企業－生産者(農家)間の関係が強化される。  
成果2: モデル農家の収益性が向上される。  
成果3: 対象地域において、参加型水管理にかかる指針が整備、運用される。

活動 【成果1に係る活動】  
1-1 米の保証種子の利用を促進する。  
1-1-1 プロジェクトサイトの種子生産モデル村、農業局種子圃場、タウンシップ事務所普及員の種子栽培の現状を把握する。  
1-1-2 農業局種子圃場の原々種種子(Foundation Seed)と登録種子(Registered Seed)の品質向上能力を強化する。  
1-1-3 普及員及び種子生産農家の保証種子(Certified Seed)の品質管理に係る意識を改善させる。  
1-1-4 精米業者／仲介人による種子農家からの保証種子の買い取りを促す。  
1-1-5 保証種子を農家に提供し、保証種子から生産された籾を高値で買い取る取り組みについて、精米業者の参画を得る。  
1-1-6 米の保証種子に関して公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化する。  
1-2 米以外の穀物の優良種子の利用を促進する。  
1-2-1 プロジェクトサイトに米以外の穀物の優良種子を導入する。  
1-2-2 農業局スタッフ、農家及び民間企業に米以外の優良種子の増殖技術に関する研修を行う。  
1-2-3 流通業者を優良種子の配布活動と、優良種子から栽培された農産物を高値で購入する活動に参入させる。  
1-2-4 米以外の穀物の優良種子の利用促進について公的機関、民間企業、生産者間のネットワークを強化する。  
【成果2に係る活動】  
2-1 6タウンシップにある農業機械化局の展示圃場で、収益性の高い年間三期作と二期作モデルを立証する。  
2-1-1 各タウンシップに適した三期作モデルを市場ニーズを加味しながら特定する。  
2-1-2 農業機械化局展示圃場で三期作を行う農家の能力を強化する。  
2-1-3 各タウンシップに適した二期作モデルを市場ニーズを加味しながら特定する。  
2-1-4 上記2-1-1及び2-1-3で特定された米、豆類とその他重要な作物の優良種子を導入する。  
2-1-5 農家の農業投入財の利用技術を強化する。  
2-1-6 農家の稲作の水管理能力を強化する。  
2-1-7 コンバインの適切な利用に関する農業機械ステーション職員と農家の能力を強化する。  
2-1-8 圃場ごとの水管理技術と豆類の畝立て栽培技術を導入する。  
2-2 活動2-1で導入された技術を効果的かつ持続的に普及する。  
2-2-1 モデル農家に農業簿記を導入する(注)。  
2-2-2 2-2-1のデータを分析し、2-1で導入された技術の効果を可視化する。  
2-2-3 ポスター、ラジオ、新聞広告等を通じて、2-2-2で得られた情報を活用しつつ、2-1の技術を広報する。  
2-2-4 教本、ポスター、DVD等の普及教材を作成し、農家開発センター(Farmer Development Center)を通じて、2-1の技術を普及する。  
2-2-5 モデル農家の電話番号一覧を各村の連絡農家(Contact Farmer)に配布する。  
2-2-6 6タウンシップの圃場整備未了地区からモデル農家を選定し、2-1の技術を適用する。  
【成果3に係る活動】  
3-1 事業モニタリングを通じて、プロジェクトサイトにおける灌漑施設の利活用に係る中長期的な問題点を抽出する。  
3-2 プロジェクトサイトにおける参加型水管理ガイドラインを作成する。  
3-3 灌漑セクター関係者による定期的な意見交換の場を設定し、意見交換をリードする。  
3-4 参加型水管理ガイドラインについて、他ドナーを含む関係者と意見交換の上、中央政府に提言する。  
3-5 水利組合が設置された後に、同組合による参加型水管理の取り組みを支援する。  
3-6 プロジェクトサイトにおいて、圃場整備ガイドラインの緬政府による利用と普及を支援する。  
3-7 ミャンマー国内の灌漑施設の視察、関係者との意見交換を通じ、灌漑セクターの問題解決のための助言・提言を行う。

投入

1) 専門家 (長期および短期)

日本側投入

- a) 総括／市場流通
- b) 官民連携
- c) 営農
- d) 農業機械
- e) その他短期専門家
- f) 研修教材／業務調整
- 2) 機材供与  
種子選別機、プロジェクト車両、モーターバイク、豆脱粒機、豆精選機、畝立て機、穀物水分計
- 3) カウンターパート研修・第三国研修

相手国側投入

- 1) カウンターパート配置
- 2) プロジェクト事務所スペース

実施体制

- (1) 現地実施体制
- 相手国側実施機関：農業灌漑省農業局  
＜総括機関＞ 農業灌漑省農業計画局  
＜協力機関＞ 農業灌漑省灌漑局、同省農業機械化局、ミャンマー米協会等

関連する援助活動

- (1) 我が国の援助活動
- 我が国の対ミャンマー経済協力方針(2012年4月)は、「国民の生活向上のための支援(少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む)」を重点分野の一つとしており、農業・農村開発はこの中に含まれる。特に、農業生産性向上支援が具体的施策として挙げられており、本プロジェクトの貢献が期待される。
- また、JICAは、同協力方針のもと「農業セクター情報収集・確認調査」(2013年)でミャンマー農業セクターの各種課題を抽出し、その対処のため、技術協力による稲の優良種子供給体制整備、乾燥地域での優良豆種子選定や、円借款によるバゴー西部地域の灌漑施設の改修・機材整備等の支援を実施している。本プロジェクトは、既往プロジェクトの知見を有効活用し円借款対象地域での営農改善を図るものであり、JICAの援助活動の相乗効果の発現に資する。
- (2) 他ドナー等の援助活動
- 2011年以前の旧政権下では他の援助機関による支援は限定的だったが、2011年以降の民主化の進展に伴い、援助機関による支援は急増している。世界銀行、アジア開発銀行等は、灌漑施設改修を中心とした借款案件を形成中。一方、欧米系の二国間援助機関は、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)が運営する信託基金(LIFT)への拠出を通じた小農支援等を行っている。
- 本プロジェクトの対象地域は有償資金協力事業の実施地域であり、他機関の事業と地域の重複は生じないが、他機関との情報共有により、本プロジェクトの効率性向上・成果の普及促進が期待される。



技術協力プロジェクト

2018年10月25日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト (英)Project for development of water saving agriculture technology in Central Dry Zone
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農業開発-灌漑・排水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マンダレー管区:ニャンウータウンシップ、ミンジャンタウンシップ マグウェー管区:マグウェータウンシップ
署名日(実施合意)	2012年12月20日
協力期間	2013年10月27日 ~ 2019年03月31日
相手国機関名	(和)農業灌漑省(農業計画局、ミャンマー農業公社、農業研究局)
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture and Irrigation (Department of Agricultural Planning)
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

**背景**

ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)は、農業が国内総生産の32%、農業従事者が総人口の61%、農産物が総輸出額の17.5%を占めるといったASEANでも上位の農業国である(09年度統計)。政府は国内の食料安全保障、経済を牽引する主産業のひとつとして、また貧困対策の観点から、農業の発展を重要視し、農業分野の課題として、①国内需要の充実、②外貨獲得を目的とした農産品輸出促進、③農業開発による地方部の発展を掲げている。

ミャンマーの地勢はエーヤーワディ川の河口にあたるデルタ地帯、中央部に位置する降水量が少なく比較的乾燥した地域(以下、中央乾燥地)、これらを取り囲む台地山岳地帯、海岸線が伸びる沿岸部と、大きく4つに分けることができる。それぞれの地域環境特性に即した農業が展開されてきた。中でも、中央乾燥地は平均年間降水量が700mm~1,000mm(デルタ地帯では約3,000mm)と周辺地域に比べて少雨であることに加え、降雨パターンの年次変動が大きい。そのため、主に天水依存型農業を行っている中央乾燥地での農業生産には、不安定さが常態化している。

このような環境の下、ミャンマー政府は中央乾燥地に対して主に水稻を対象とした灌漑事業を計画・実施してきた。しかし、当地域では、灌漑用の水資源が十分にあるとは言えない上に、揚水ポンプ使用等の稼働コストの負担が大きく、要水量が大きい水稻を対象とした灌漑開発の展開には限界があることが認識されつつある。

こうした農業生産の安定化を妨げる要因が多い中央乾燥地においては、農業生産および収入が安定せず、貧困農家が多いとみなされている。近年、ミャンマー政府が水稻重視から作物多様化へ政策を転換しつつあることに伴い、商品作物であるマメ科作物、油糧作物(ゴマ、ラッカセイ等)の栽培は拡大傾向にある。今後、中央乾燥地で農業開発を進め、農業生産の安定、農家の収入向上を図るためには、当該地域の自然環境に適応可能な品種・栽培技術や限られた水資源を有効活用するための技術の開発・導入が強く求められている。しかしながら、これまで、ミャンマー農業灌漑省は、首都近郊のイエジンにある研究所でイネを中心とした農業技術開発に取り組んできたが、こうした中央乾燥地のような環境下での畑作を中心とした農業

技術開発については十分に組み立ててはいない。

そのため、本プロジェクトでは、農業灌漑省農業研究局(DAR)と農業局(DOA)を主な実施機関とし、乾燥地に特化した農業研究の拠点であるニャンウー農業試験場を中心に、中央乾燥地の環境に適した作物・品種の開発、耕種技術の開発やそれら技術の普及等を行なうことで、中央乾燥地の貧困農家の営農改善ひいては収入向上に資することとする。

上位目標	中央乾燥地(特に非灌漑地域)に適した節水農業技術が普及され、農業収入が安定する。
プロジェクト目標	中央乾燥地に適した節水農業技術が確立される。
成果	成果1:新規・既存の作物から中央乾燥地に適した有望品種が特定される。 成果2:中央乾燥地の(社会経済・自然)環境に合致する作物栽培方法が改善される。 成果3:中央乾燥地の(社会経済・自然)環境に合致する土壌環境(養分、保水性等)管理を含めた圃場管理技術が改善される。 成果4:中央乾燥地のパイロットサイトに適用可能な節水灌漑技術が開発される。
活動	1-1 ベースライン調査の一環として、中央乾燥地の作物・品種に対する農家および地域の市場のニーズについて調査する。 1-2 中央乾燥地においてパイロットサイトとCFを選定する。 1-3 ニーズ調査の結果を踏まえ、国内外の農業研究機関が収集した作物・品種の中から有望な作物・品種を選択する。 1-4 ニャンウーの乾燥地作物研究センターにて、品種比較試験が実施される。 1-5 DAR試験農場とCF圃場の双方で、適応性試験を実施する。  2-1 地域での適応性試験の結果を基に、地域に適した作物栽培方法を検討する。 2-2 CF圃場における試験を通じて、地域に適した作物栽培手法を検証し、その栽培マニュアルを作成する。 2-3 普及員やCFに対する地域に適した作物栽培の研修を実施する。  3-1 ベースライン調査の一環として、土壌肥沃度および物理性の面からプロジェクトサイトの土壌調査を実施する。 3-2 土壌養分および物理性改善のための試験を実施し、改善方法を検討する。 3-3 農家が利用可能な土壌肥沃度および物理性の改善手法(土壌改良技術)を調査する。 3-4 CF圃場試験を通じて、土壌条件に適した土壌改良技術を検証するとともに、土壌改良マニュアルを作成する。 3-5 普及員やCFに地域条件に適した土壌改良技術について研修を行う。  4-1 ベースライン調査の一環として、パイロットサイト内の水資源や農家の水利用を調査し、課題を特定する。 4-2 ニャンウーの乾燥地作物研究センターとCF圃場にて、中央乾燥地に適用可能な集水技術について検証を行う。 4-3 ニャンウーの乾燥地作物研究センターとCF圃場にて、中央乾燥地の農家圃場に適用可能な節水灌漑技術の検証を行う。 4-4 上記検証を通じて、中央乾燥地で適用可能な集水技術および節水灌漑技術のガイドラインまたはマニュアルを作成する。 4-5 パイロットサイトの農家に適用可能な節水栽培技術と節水灌漑技術を組み合わせた方法を推奨する。
投入	
日本側投入	①専門家派遣 チーフアドバイザー/乾燥地作物栽培、総合防除、業務調整、節水灌漑、社会経済調査、農業環境調査、園芸作物、種子評価、病害虫防除、農地保全、土壌分析、収穫後処理技術等、5年間で260MM程度 ②C/P本邦研修 年1回開催(初年度以外)を予定。1回あたり2週間程度で5名受入を想定。 ③機材供与 調査・試験・研修・普及活動に必要な機材、モデル圃場運営に必要な機材、車両
相手国側投入	①カウンターパート(C/P)配置(プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、C/P、合同調整委員会(JCC)メンバー) ②オフィススペース、試験圃場、展示圃場の提供 ③事務用品等 ④光水熱費等のローカルコスト負担
外部条件	(1)事業実施のための前提条件 ・プロジェクト実施にかかるC/Pが配置される。 (2)成果達成のための外部条件 ・農業生産に著しい影響を与える病虫害が発生しない。 ・農業や灌漑を妨げるような激しい気象異常が発生しない。 ・種子や作物生産および小規模灌漑に必要な資材の価格が急騰しない。 ・DARとDOAの予算が減じられない。 (3)プロジェクト目標達成のための外部条件 ・DOAとDARの連携がスムーズに実施される。 ・灌漑局を含む政府機関による支援が継続される。 (4)上位目標達成のための外部条件 ・DOAによる普及サービスが効果的に実施される。 ・農家が本プロジェクトで開発する技術を受け入れる。 ・中央乾燥地における主要産物の市場価格が急落しない。 ・ミャンマー側の農村開発・貧困緩和に関する政策に大幅な変更が生じない。

## 実施体制

- (1)現地実施体制
- ・農業灌漑省農業研究局 (Department of Agricultural Research: DAR)
  - ・農業灌漑省農業局 (Department of Agriculture: DOA)
  - (調整機関として、同省農業計画局 (Department of Agricultural Planning: DAP)、協力機関として、同省灌漑局 (Irrigation Department: ID)、同省水資源利用局 (Water Resources Utilization Department: WRUD)がある。)
- (2)国内支援体制
- ・農林水産省
  - ・国内支援委員会設置済み

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 開発調査「中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査」(2006年-2010年)では、当地域の基礎データ収集や生活向上のためのパイロットプロジェクトを実施しており、当開発調査で得られた知見は、本プロジェクト実施時に十分活用できる。その他過去に実施した、技術協力プロジェクト「シードバンク計画」(1997年-2002年)および技術協力プロジェクト「農業普及人材育成プロジェクト」(2008年-2011年)における協力時の知見や教訓は、本プロジェクトの成果1の有望品種選定時及び成果2~4の地域に適した技術づくりや普及を行う際に活用できると考える。
- (2)他ドナー等の援助活動
- 中央乾燥地の農業セクターにおける協力は、AusAIDやFAO、UNDP、オイスカ等が技術協力を中心に行っている。特にAusAIDが実施する新規の協力プロジェクトには、マメ科作物栽培の研究・技術開発、普及の実施が含まれる予定であり、協力地域や作目が重複しないよう、作目を決定する際に留意する必要がある。



技術協力プロジェクト

2019年03月07日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト (英)Project for Small-scale Aquaculture Extension for Promotion of Livelihood of Rural Communities in Central Dry Zone
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農業開発-水産
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	中央乾燥地のマンダレー地域、ザガイン地域、マグウェイ地域 (推定人口21,370千人) (対象地方区については検討中)
署名日(実施合意)	2013年10月14日
協力期間	2014年03月02日 ~ 2019年03月01日
相手国機関名	(和)畜水産地方開発省水産局
相手国機関名	(英)Department of Fisheries, Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development
日本側協力機関名	水産庁

## プロジェクト概要

背景

ミャンマー政府は、養殖業の拡大を通じた水産物の安定的生産を重要政策として掲げ、「地方の開発」、「貧困住民の栄養改善及び所得向上」の有効な手段として養殖振興を重点課題として位置付けてきた。2011年には、2015年までに貧困率を半減させることを目指し、「農村開発・貧困緩和アクションプラン(Rural Development and Poverty Alleviation Action Plan)」(2011～2015年)を策定し、貧困削減に取り組んでいる。この一環として、畜水産地方開発省は、地方経済活性化及び収入源多角化を目的に、農業・畜産・水産分野を集約した複合農業を推進している。その中で、養殖は、農家の生計向上への貢献及び水産物消費によるタンパク質確保に繋がる有効な手段として期待されている。

JICAは2009年6月から2013年6月まで「小規模養殖普及による住民の生計向上事業(以下、SAEP)」を実施してきた。SAEPでは、ミャンマー南部地域にあたる2地域及び1州(エーヤワディー地域、バゴー地域、カレン州)を対象に、小さな池や水田を使った小規模養殖普及システムの構築及び運用への支援を行ってきた。この支援は、簡易で低コストの養殖方法を採用し、他の生産形態(家畜飼育や野菜・果樹栽培等)と有機的に複合させることが可能であることから、副業としての現金収入源、又は養殖魚の自己消費によるタンパク摂取の向上に資するという優位性がある。また、SAEPでは、農民間普及を通じて小規模養殖を開始する農民が増えており、SAEPの対象地域である南部地域では徐々に小規模養殖が広まりつつある。

ミャンマーの中央乾燥地域は不安定な気候による凶作や限られた雇用機会等により、人口の43%(JICA、2010年)が貧困という厳しい環境にある。全国平均25.6%(ADB、2010年)に比較しても非常に高いことから、貧困層の所得向上・栄養改善は急務となっており、小規模養殖の導入が期待されている。

しかしながら、中央乾燥地域と南部地域では降雨量等の自然条件が異なるため、SAEPで導入した養殖技術を中央乾燥地の条件に適應させた上で普及させる必要がある。また、ミャンマー畜水産地方開発省水産局は、上記政策に基づき小規模養殖普及に係る人員・予算の確保に努めているが、今後水産局が中央乾燥地域で小規模養殖普及活動を展開していく体制を

確立するためには、地域に適した技術パッケージの開発に加えて、中央・地方の水産局職員  
の養殖・普及技術の能力向上等が課題となっている。  
以上を踏まえ、ミャンマー政府は中央乾燥地域を対象に、地域に適した養殖方法の確立及び  
普及計画の策定を行い、小規模養殖技術・手法をより広い範囲に定着させるため、我が国に  
対し、新規技術協力プロジェクトの実施を要請した。

上位目標	対象地域において生計向上のための小規模養殖が普及する
プロジェクト目標	プロジェクト対象地方区において生計向上のための小規模養殖が普及する
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実証された種苗生産技術及び養殖技術が普及活動に利用可能なようにパッケージ化される</li> <li>2 中央及び地方の水産事務所職員の養殖・普及技術の能力が向上される</li> <li>3 農民間普及活動及び啓発活動が確立する</li> <li>4 地方区及び市町区レベルでの効果的な小規模養殖普及プロセスが提示される</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 対象地域での普及活動に必要な技術を特定する</li> <li>1-2 適正養殖技術に関する実証試験を実施する</li> <li>1-3 普及員向け技術マニュアルを作成・改善する</li> <li>1-4 農民向け普及教材を開発・作成する</li> <li>2-1 普及員向け技術研修プログラムを開発・改善する</li> <li>2-2 普及員向け技術研修を実施する</li> <li>2-3 普及員向け普及研修を企画・実施する</li> <li>3-1 養殖ポテンシャル調査を実施し対象地域を特定する</li> <li>3-2 小規模養殖による啓発活動(デモ、グループ養殖等)を実施する</li> <li>3-3 普及対象サイトで中核農家を育成する</li> <li>3-4 中核農家による農家間活動の促進を支援する</li> <li>3-5 モニタリング活動を通じて養殖農家を支援する</li> <li>4-1 小規模養殖普及のための地方普及職員の役割と機能を明確化する</li> <li>4-2 モニタリングと報告システムを構築する</li> <li>4-3 農家間のネットワーク作りを支援する</li> <li>4-4 普及活動の成果を成功事例として整理する</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家:2名(チーフアドバイザー/普及計画、業務調整/研修)</li> <li>・短期専門家:短期専門家(淡水養殖技術、社会・経済調査、事例研究等)</li> <li>・供与機材:小規模養殖用資機材、事務所用資機材、車両、普及用資機材等</li> <li>・研修員受入:本邦研修、第三国研修、国内研修等</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパート <ul style="list-style-type: none"> <li>- プロジェクト・ディレクター</li> <li>- プロジェクト・マネージャー</li> <li>- チーフ・カウンターパート及びカウンターパート</li> <li>- 相互に合意したその他の人材</li> </ul> </li> <li>・施設・建物 <ul style="list-style-type: none"> <li>- プロジェクト活動に必要な土地、専門家および関連人員の執務室</li> <li>- 資機材設置施設</li> <li>- 必要に応じ、両国が合意したその他の諸施設</li> </ul> </li> <li>・管理運営費: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中央及び地方における関連職員に係わる経費</li> <li>- 光熱費など基本的なプロジェクト運営費用</li> </ul> </li> </ul>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)事業実施のための前提 <ul style="list-style-type: none"> <li>・深刻な天災が発生しない</li> <li>・深刻な魚病が発生しない</li> </ul> </li> <li>(2)成果達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> </li> <li>(3)プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模養殖地周辺で養殖に悪影響を及ぼす農薬が使用されない</li> <li>・ミャンマー側の負担により普及員の移動手段が確保される</li> </ul> </li> <li>(4)上位目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を受講した地方水産事務所職員の大部分が普及活動に継続的に従事する</li> <li>・魚の販売価格が大きく下落しない</li> </ul> </li> <li>(5)プロジェクト効果を持続可能とする条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模養殖に関する政府の政策・方針が大幅に変更されない</li> </ul> </li> </ol>
実施体制	
(1)現地実施体制	Implementing organization: Department of Fisheries, Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development
(2)国内支援体制	水産庁
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	中央乾燥地において、「中央乾燥地畜産振興アドバイザー(2012年度開始)」、「中央乾燥地における節水農業技術開発プロジェクト(2013年度開始予定)」を予定しており、畜水産相互の循環型飼料生産など現場レベルでの協力関係構築を検討中。
(2)他ドナー等の	AusAIDが水産分野の支援を計画しており、対象地域や調査内容の詳細については調

援助活動

査プロジェクトを実施するなかで決定される見込みである。今後、水産分野の支援に関して連携を検討することは可能。



技術協力プロジェクト

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト (英) Project for Eradication of Opium Poppy Cultivation and Rural Development in Northern part of Shan State
対象国名	ミャンマー
分野課題1	農村開発-農村生活環境改善
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	・シャン州北部地域の3県(チャウメ、ムセ、ラオカイ) ・パイロット地区(Village Tract)は同3県内の7つの地区
署名日(実施合意)	2013年09月13日
協力期間	2014年05月07日 ~ 2019年05月06日
相手国機関名	(和) 国境省、国境地域少数民族開発局
相手国機関名	(英) Ministry of Border Affairs, Progress of Border Areas and National Races Department (PBANRD)

## プロジェクト概要

## 背景

シャン州北部地域(旧北シャン州)は麻薬の原料となるケシ栽培で世界的に知られる「ゴールドライアングル」の一角に位置し、様々な反政府少数民族グループによって長年にわたりケシ栽培が行われてきた。ミャンマー政府は1989年からこれらグループとの停戦・和平合意交渉を行い、同時に麻薬撲滅に対する同意を取り付け、1999年から「麻薬撲滅15年計画」(1999年～2014年)を開始した。ミャンマー政府の努力に加え、我が国の代替作物導入に関する技術協力ならびに国際社会の支援もあり、ケシ栽培は撲滅にむけて進展を示してきた。しかし急激なケシ栽培撲滅を行ったラオカイ県(旧コーカン特別区)では、代替作物導入が追いつかず、収入源を喪失した農家の間で深刻な貧困状況が発生した。同状況を踏まえ、我が国は2005年からラオカイ県に協力を集中させた「コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト(以下、コーカンプロジェクト)(2005年～2011年)」を立ち上げ、緊急支援を行うとともに、ケシ撲滅後の貧困削減活動を実施。2011年3月のプロジェクト終了までに一定の成果を挙げ、ラオカイ県はケシ撲滅状態をほぼ維持している。

一方、国連薬物犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC)報告(2011年)によれば、ラオカイ県以外のシャン州北部地域はケシ栽培が撲滅に近いレベルまで達したものの、近年は増加の兆しを示している。同地域の農家の多くは、所有農地規模は小さい一方で、農業資材(化学肥料)の投入率は同国平均に比べ高く、借金して資材投入を行っている。しかし適切な利用技術が普及していないこともあり生産性は低く、貧困から抜け出せない状態に陥っている(国連世界食糧計画(World Food Program, WFP)、2010年)。現状の貧困が継続すれば、人道上的問題のみならず、ケシ栽培の再開と増加につながり、さらに、地域経済格差の拡大が少数民族と中央政府との対立を助長する危険を孕んでいる。こうした点から、先ずは当該地域における食糧生産と収入の安定が望まれている。

本案件は同地域の食糧生産と収入の安定を通じ、地域経済格差を縮小し、地域の安定を維持する意味からも重要と考えられる。

上位目標	シャン州北部地域におけるケシ栽培面積が増加しない。
プロジェクト目標	ケシ栽培回帰を防止するための収入源多様化と農業生産性向上を通じ農家の家計状況が改善する。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象地域において、農家の生活環境と生計に関する課題と優先事業が特定され報告書に纏められる。</li> <li>2. 農家の意向・市場性・技術上の妥当性等を考慮した代替作物/品種が同定され農家に提示される。</li> <li>3. 農業改良普及員の普及方法が改善される。</li> <li>4. 対象地域における生計向上手段と収入源が特定される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 国境少数民族開発局(PBANRD)と農業局(DOA)が合同調査チームを形成する。</li> <li>1-2 農家の生活環境と生計に関する社会経済調査を行う。</li> <li>1-3 調査を基に優先事業を特定し、開発計画策定へ提言する。</li> <li>1-4 報告書を関係者に共有するワークショップを開催する。</li> <li>2-1 農家の意向と市場性を考慮した有望な代替作物・品種の選定を行う。</li> <li>2-2 栽培と肥培管理技術の実証を行う。</li> <li>2-3 有望な代替作物の研究開発拠点を対象試験農場と農家の圃場に設置する。</li> <li>3-1 対象地域における農業普及の現状を調査する。</li> <li>3-2 普及員に対し、農家のニーズに基づく普及方法に関する研修を実施する。</li> <li>3-3 普及拠点を設置する。</li> <li>3-4 農家に対し、普及サービスを行う。</li> <li>3-5 普及員が実施した普及サービスを評価し、フィードバックする。</li> <li>4-1 有益な農村開発活動(日本のODA事業含む)にかかる情報の収集/レビュー/分析を行う。</li> <li>4-2 可能性のある収入源に関するバリューチェーン分析と妥当性確認調査を実施する。</li> <li>4-3 パイロット活動を計画する。</li> <li>4-4 パイロット活動を実施し、評価する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家:チーフアドバイザー、営農技術、農業普及/研修、農村開発、業務調整/広報の5名、5年間で計300MM</li> <li>・短期専門家:茶栽培、農村開発、その他、必要に応じ派遣する。</li> <li>・カウンターパート研修:本邦研修、アセアン域内研修、他</li> <li>・機材供与:活動用車両、普及活動用バイク、農場用トラクター・耕耘機、事務機器など</li> <li>・プロジェクト活動経費</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパート(C/P)配置:プロジェクトディレクター1名、プロジェクトマネージャー1名、チーフカウンターパート4名(農業研究局(DAR)、DOA、PBANRD)、対象地域のDARとDOA農場職員、DOAの県事務所長3名/タウンシップ事務所長7名/パイロット地区担当職員7名、対象地域内PBANRD事務所所員6名</li> <li>・施設及び事務スペースの提供</li> <li>・プロジェクト事務所:PBANRDシャン州北部地域事務所(於ラショー)敷地内</li> <li>・サテライトオフィス:チャウメ県、ムセ県、ラオカイ県にそれぞれ設置予定。</li> <li>・プロジェクト活動経費</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域の社会・経済・政治の環境が大きく悪化しない</li> <li>・作物に深刻な影響を及ぼす異常気象が発生しない</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>主CP機関:国境省国境地域少数民族開発局(Progress of Border Areas and National Races Department, PBANRD)</p> <p>協力機関:農業灌漑省農業局(Department of Agriculture, DOA)</p> <p>協力機関:農業灌漑省農業研究局(Department of Agricultural Research, DAR)</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年度末にG/Aが締結された食糧援助(WFP経由)は少数民族地域が対象となっていることから、WFPプログラム(FFW、FFT)の本案件対象地域での実施など、現場レベルでの協力関係が可能。</li> <li>・現地情報の提供、施設建設後の施設活用促進などを通じ、草の根無償資金協力事業との有機的な連携が可能。</li> <li>・その他、プロジェクト目標に資する内容であれば、実施中、形成中問わず関連事業の知識・技術を積極的に活用する予定である。</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNODCはシャン州南部で食糧保障プログラムをWFPと連携し実施している(CPIはミャンマー薬物乱用統制中央委員会(Central Committee for Drug Abuse Control, CCDAC)。同事業は2013年に終了するが、シャン州内で延長・拡大する方向にあり、対象地域や事業のシェアなど現場レベルでの連携が期待される。</li> <li>・WFPはシャン州北部ラショー地域で様々な事業を実施中であり、支援の歴史の長いJICAとの技術面での連携に対する期待は高い。1)記載のとおり、食糧援助無償の資金も入ることから、より積極的かつ具体的な協力が期待される。</li> </ul>



有償技術支援－有償専門家

2018年07月18日現在

本部／国内機関 : 東南アジア・大洋州部

## 案件概要表

案件名	(和) 援助調整アドバイザー (英) Advisor for Aid Coordination
対象国名	ミャンマー
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ネピドー
協力期間	2016年06月01日 ~ 2018年05月31日
相手国機関名	(和) 計画・財務省対外経済関係局、予算局及び理財局
相手国機関名	(英) Foreign Economic Relations Department (FERD) of Ministry of National Planning and Economic Development

## プロジェクト概要

背景 In recent years, the Union Government of Myanmar (the Government) has been marking significant progress in democratization and establishment of stable and strong economy in its efforts towards economic growth and social development. In support of such positive changes, international development partners (DPs) including Japan are expanding their Official Development Assistance (ODA) to Myanmar.

However, having been aloof from receiving foreign aid, Myanmar's capacity of aid absorption and budgetary allocation in line with the Government's national and regional development priorities needs to be strengthened in the face of sudden increase of development aids.

In this regard, strengthening the capacity of MNPED and MOF, the key focal points for the aid and budget management, as well as ensuring regular and active dialogue between the Government and DPs are needed in order to fully, effectively and smoothly utilize assistances from various DPs towards sustainable development.

Against this backdrop, the Government of Japan has dispatched a long-term Advisor to FERD to support aid coordination since April 2013, according to the official request of Ministry of National Planning and Economic Development.

我が国は2013年度以降、15案件の円借款のL/Aを調印しているが、緬政府は依然として円借款の手続きに不慣れであるため、事業の実施が遅延している。本案件は、新規円借款案件の要請書提出に関する検討の促進、既往案件の調達やデイスパース等の促進、実施能力の向上等、円借款の迅速化や開発効果の向上のための支援業務を行うもの。

上位目標 ODA Projects are formulated, coordinated and implemented smoothly and effectively.

プロジェクト目標 Capacity of MNPED and MOF for management of ODA projects is strengthened.

成果 1. Regular and active dialogue between the Myanmar Government and development partners is ensured.  
2. Development partners' aids are efficiently and effectively managed in line with the country's development priorities.  
3. Smooth preparation and implementation of Japanese ODA projects is facilitated.  
4. Capacity of the Government officials on development is enhanced.

活動 <Support for Regular and Active Dialogue between GOM and DPs >  
- To ensure regular and active dialogue between the Government of Myanmar (the Government) and the Development Partners (DPs).  
- To provide support to preparatory work for the Myanmar Development Cooperation Forum (MDCF).

<Support for Efficient and Effective Aid Management>  
- To assist the Government efforts (MNPED and the concerned Ministries) to align the DPs' aid with the Government's national and regional development priorities.  
- To assist the Government's efforts (MNPED and the concerned Ministries) to rationalize the process and procedures for commitment and implementation of ODA funded projects.  
- To assist the Government's efforts (MOF and the concerned Ministries) to strengthen its capacity for proper budgetary allocation and effective debt management for ODA-funded projects.  
- To support the operation of Aid Information Management System (AIMS).

<Support for Smooth Coordination and Effective Implementation of Japanese ODA Projects>  
- To facilitate coordination for smooth preparation and effective implementation of Japan's ODA projects.  
- To hold seminars on Japanese ODA for the concerned government officials in order to enhance their understanding on Japanese ODA priorities and procedures.

<Support for Capacity Building on Development Cooperation>  
- To provide training courses for MNPED and MOF staff members.  
- To provide lectures and support for the graduate students of Graduate School of Administration and Development (GSAD).

#### 投入

日本側投入 Expert (long-term)  
相手国側投入 - Workspace for the expert  
- Assignment of counterpart personnel

#### 実施体制

(1)現地実施体制 Focal Department: Foreign Economic Relations Department (FERD), Ministry of National Planning and Economic Development (MNPED)

#### 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 Overall JICA projects